

第二部
総務部

第一章 概 説

第一節 組織等の変遷

平成十四年四月現在の総務部は、総務課、秘書課、人事課、財政課、管財課、学事文書課、広報課、県民サービス課、国際課、税務課、地方課、消防防災課、地方自治研修所管理課の、十二課一部内所(地方自治研修所)十七地域機関等で組織され、職員数は九百九十二名であった。

以後の主な組織の変遷は、次のとおりである。

平成十五年四月、企画部から特別政策本部への再編に伴い、企画部所管の地域創造課、情報政策課及び統計課を総務部に移管した。また、新たな行政需要に対応するため、NPO・ボランティア室を新設するとともに、県民サービス課を県民サービスセンターに改めた。

平成十六年四月、理事制導入に伴い、総務局として新たなスタートを切った。また、地方課を市町村課へ、県民サービスセンターを県民センターへ改称するとともに、総務課内に行政改革・行政評価室を、学事文書課内に法制室を、市

町村課内に合併支援室を、地域創造課に治安回復対策室を、それぞれ設置した。

平成十七年四月からは、県民局制に移行し、地域完結型の組織体制を整備した。また、総務事務を集中化し行政コストを削減するため、総務事務センターを新たに設置したほか、学事文書課を学事法制課に改称するとともに、NPO・ボランティア室をNPO・ボランティア課に再編した。

平成十八年四月、国際交流や海外観光客誘致強化を一元的に実施するため、国際課を観光局観光国際課に統合再編した。また、市町村合併の進展に伴い、市町村課内の合併推進室を廃止した。

平成十九年四月、内部監察及び団体等の監査にかかる体制強化のため、特別監査室を設置し、また行政改革の進展に伴い総務課内の行政改革・評価・監察室を廃止した。

平成十九年十一月、分かりやすく機能的な組織とするため、理事制を廃止し、部制を導入した。

平成二十年四月、県の危機管理に関する総合調整を行うため、危機管理事案に対する迅速・確かな対応を確保するた

め、総務部内に危機管理監及び危機管理室を新設した。また、組織の簡素化のため、県民局の「部」及び「政策室」を廃止するとともに、公益法人の管理業務の一元化のため、特別監査室を学事法制課に統合した。さらに、情報収集業務を担う東京事務所を、総務部から企画部に移管した。

平成二十一年四月、六か所の行政事務所及び県税事務所を行政県税事務所に再編し、五か所の行政事務所及び県税事務所、並びに六か所の行政県税事務所となった。

平成二十二年四月、庁内の危機管理に関する事務を総括するため、危機管理監を副部長同格から部長同格に格上げし、機能を強化した。

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災の被災者に対する総合的な支援と、震災による県民生活、県内経済への影響に的確に対応するため、同年三月二十五日に震災被災者支援室を新設した。

以上の変遷を経て、平成二十四年三月現在の総務部は、十二課室十地域機関等(県民局を含む)で組織され、総務部関係の職員数は七百五名であった。

歴代の総務部長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
総務部長	自平成二一・九・二二 至平成二四・一〇・三二	関根 宏一
総務部長兼 県民サービス課長	自平成二四・一・一 至平成二五・三・三二	関根 宏一
総務部長	自平成二五・四・一 至平成二六・三・三二	高木 勉
総務部長	自平成二六・四・一 至平成二七・三・三二	高木 勉
理事(総務局長)	自平成二七・四・一 至平成二七・〇・一七	高木 勉
理事(総務担当)	自平成二七・〇・一八 至平成二八・三・三二	唐澤 紀雄
〃	自平成二八・四・一 至平成二九・三・三二	加藤 光治
〃	自平成二九・四・一 至平成二九・〇・三二	福島 金夫
〃	自平成二九・一・一 至平成二〇・三・三二	福島 金夫
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	中山 博美

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
総務局長兼 総務課長										
自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一										
関 勤	荒井 道明	坂尾 博秋								

〃	〃
知事室長	知事室長
自平成二三・四・一 至 自平成一八・四・一 至平成一九・七・七	自平成二三・四・一 至 自平成一八・四・一 至平成一九・七・七
榛沢 保男	後藤 新

第二節 主要な施策、事業等の推移

一 県政改革の推進

(一) 行政改革の推進

本県では、平成十四年三月に策定した「第三次・行政システム改革大綱」により、行政システム改革に向けた職員意識醸成に努め、県民満足度の向上に資する改革を進めた。

平成十七年三月には、「質の高い県政」を推進し、県民の利益率の向上を図ることを目的に、「県民本位の行政」、「変化に対応する行政」、「簡素で効率的な行政」の三つの視点を定めて改革に取り組む内容を柱とした「群馬県行政改革大綱」を策定し、改革に取り組んだ。

また、平成十七年三月に国が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、行政改革の具体的な取組を集中的に実施するため、十七年度中

に数値目標などを用いた「集中改革プラン」を公表することが求められ、本県としては、既に策定済みの「群馬県行政改革大綱」の「主要目標」を定め、対応した。

平成二十年三月には「県政運営の改革方針」を策定し、「行政の役割改革」、「県庁改革」、「財政改革」の三つの改革に取り組みむこととし、積極的な情報発信、公共施設のあり方の検討・見直し、イベントの検証・見直しなど、県政運営全般に渡り改革を進めた。

平成二十三年三月に策定した「新行政改革大綱」では、「県民目線の県政の実施」、「仕事の仕方の改革」、「健全な財政運営の維持」の三つの目標を掲げ、公共サービスの担い手改革や事務処理の効率化と経費削減など、改革の対象を絞って取り組む内容とされた。

(一) 県財政の健全性の確保

少子高齢化の進展により社会保障関係費が増加し、地方財政における財源不足が恒常化する中、平成十三年度から臨時財政対策債制度が始まった。当初は十五年度までの三か年間の臨時的措置とされていたが、国の財源不足から、現在に至るまで継続しており、地方債残高の増加要因となっている。

また、平成十六年から十八年にかけて、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革を一体的に行う「三位一

体の改革」が行われたことにより、地方交付税の大幅な減額が実施された。さらに、二十一年に発生した「リーマンショック」に端を発する世界的な金融危機により、県内経済も大きな影響を受け、県税収入が大幅に減少するなど、本県財政にとつて厳しい状況が続いてきた。

そのような状況下において、本県では未利用県有地の売却など積極的な自主財源の増額・確保に努めるとともに、県民の暮らしの安全・安心の確保につながる景気対策や雇用対策など、必要な予算の計上を行った。また、通常債の発行抑制に努めた結果、臨時財政対策債を除く県債残高は、平成十四年度末の八千五百七十四億円から、二十三年度末には七千六百四億円に減らすなど、財政の健全性にも配慮してきた。

(二) 定員管理

第三次・群馬県行政システム改革大綱(平成十四～十六年度)、群馬県行政改革大綱(平成十七～十九年度)、県政運営の改革方針(平成二十～二十二年度)に、それぞれ一般行政部門職員数の削減目標を六〇人、三〇〇人、三〇八人と掲げ、事務事業の見直しや事務の簡素化、組織の統合による合理化などに取り組み、平成十四年度から二十二年までの削減目標の合計六六八人に対し、九三八人を削減した。

なお、平成十七年度から二十一年度までの五年間の取組として、国から要請のあった集中改革プランにも対応する「行政改革大綱の主要目標」（群馬県版集中改革プラン）を十八年二月に策定し公表した。この間の削減目標は一般行政部門職員数五五〇人とし、五六〇人を削減した。

（四）人事・給与管理、人材育成

人事管理については、新たな制度導入が続き、国の新法制定や法改正を受けた各種の条例制定を行った。

平成十四年四月一日には、国において「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が施行されたことを受け、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を施行し、十五年四月一日には、国において「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことを受け、「群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を施行し、十七年四月一日には、地方公務員法の一部改正に伴い、「群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を施行した。

給与管理については、社会経済情勢の影響を受け、職員にとつて非常に厳しいものとなった。給与改定は、平成十四年度の勧告で勧告制度創設以来、初となる月例給のマイナス改定が勧告されると、その後は度重なるマイナス勧告がされた。また、十八年度から実施した給与構造改革により、

給料表の構造の見直し、給料水準の引下げ、昇給時期の統一、調整手当の廃止及び地域手当の新設など、地域民間給与の一層の反映と職務・職責に応じた給与制度に向けた抜本的な改正を行った。更に、二十一年度には、いわゆる「リーマンショック」の影響等から民間企業の夏季一時金が大幅に減少していることを受け、六月に支給する期末及び勤勉手当に関する特例措置が勧告され、六月期の期末・勤勉手当を〇・二月分を凍結した。

人材育成では、地方分権時代に対応した質の高い行政を担う人材を育成するために、平成十八年四月に「群馬県人材育成基本方針」を全面改定し、これを踏まえた県職員研修、県・市町村職員合同研修、町村職員研修を行った。

（五）地方分権の推進

平成九年度に権限移譲推進基本計画を策定するなど、従前より地方分権の確立に積極的に対応してきた本県では、十七年三月に「第三次県・市町村権限移譲推進基本計画」を策定し、さらなる地方分権の推進に取り組んだ。

平成二十年一月に発足した「ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会」における審議を経て、二十年三月には新たな権限移譲の指針となる「新ぐんま権限移譲推進プラン」を策定した。これにより、権限移譲推進のための三つの基本的な考え方として、「理解と連携による権限移譲」、「包括的な

権限移譲」、「市町村の意向を踏まえた権限移譲」を示すなど、住民サービスの充実に向けて、より市町村の実情や意向を踏まえながら、権限移譲を推進することとした。

また、平成二十三年に成立した、いわゆる第一次一括法と第二次一括法において、地方自治体に対する国の「義務付け・枠付け」の見直しとして、施設・公物の設置管理の基準が条例に委任されるなど、自由度拡大を図るための制度改正が行われた。これを受け、本県としても実情に合わせた施策が展開できるよう、対象施設の基準等について見直しを行い、必要な条例の制定、改正を行った。

二 未来を担う人材の育成

(一) 私学教育の振興

私学の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を図るため、毎年度、私立幼稚園、中学、高校及び専修学校等の経常費補助金の充実に努めてきた。

私立中学・高等学校については、少子化の影響により定員を削減する学校が多い中、平成十七年度に、ぐんま国際アカデミー初等部、二十年度に同中等部、二十三年度に同高等部及び桐生大学附属中学校が開校するなど、多様な教育の機会が提供されることとなった。また、二十二年度からは、私立高等学校等生徒に対する国の高等学校等就学支

援金制度が始まり、本県では低所得世帯の入学金を減免する補助制度を新設するなど、教育費の負担軽減を図ってきた。

幼児教育においては、平成十八年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、教育及び保育を一体的に提供する「認定こども園」制度が始まった。

私立専修学校、各種学校については、高齢化社会を見据え医療・福祉分野の学校が多く新設される一方で、主に服飾や珠算関係の学校が廃止されるなど、時代の潮流を反映した設置・廃止がみられた。

(二) 県立女子大学の新学部設置と運営

女子大学では、昭和五十五年の開学以来設置している文学部に加え、平成十七年四月、「国際社会に対応しうる有能な女性の育成」という本学建学の理念を実現するため、英語コミュニケーション課程、国際ビジネス課程からなる国際コミュニケーション学部を新たに設置した。

平成二十一年四月には、文学部に総合教養学科を、大学院に国際コミュニケーション研究科修士課程を設置するとともに、群馬学推進のために必要な事業を行うための拠点として群馬学センターを設置した。

平成二十二年四月には、文学部英文学科のカリキュラム

を改編、名称を英米文化学科に変更し、翌二十三年四月、文学研究科英文学専攻を英米文化専攻に改編するなど、特色ある大学づくりに向けた学部・学科等の再編を行った。

また、国際交流事業として、アメリカ合衆国にあつては、平成十七年三月のカリフォルニア大学サンディエゴ校エクステンションセンターとの学術交流協定、ハワイ・パシフィック大学との友好協定を締結したほか、カナダ、韓国、中国の大学とも協定等を締結し、交換留学等を進めるとともに、十五年度から、渡航費と留学先授業料の一部を補助する海外留学支援制度を設け、学生の留学支援に積極的に取り組んだ。

このほか、外国語教育研究所においては、平成十七年九月に「新・英語能力の向上に関する提言」を、また、二十一年十月に「二〇〇九英語能力の向上に関する提言」を知事に提出し、本県の英語教育の充実に向けた各事業を実施した。

開学翌年の昭和五十六年から実施している公開講座は、平成二十三年度までに延べ四万名の受講者を集めるとともに、十六年から開催している「群馬学連続シンポジウム」では二十三年度までに述べ一万人を超える参加者を集めるなど、県民により身近な大学を目指した取り組みを進めた。

三 市町村との連携

少子高齢化、人口減少等から、市町村を取り巻く環境は厳しさを増す中、国は、合併特例法に基づく合併特例事業債の創設など、市町村合併を強力に推進する施策を打ち出した。本県では、合併は市町村自らの判断により行うべきとの考えを基本としつつ、平成十四年七月に、「群馬県市町村合併支援方針」を策定し、市町村からの要請により技術的・人的・財政的支援を行った。また、十八年制定の新合併特例法に基づき、同年九月に、群馬県市町村合併構想「群馬県におけるこれからの市町村合併」を策定した。その結果、十五年三月時点の七十市町村から、二十二年三月には三十五市町村となった。

また、市町村合併を経て指定要件を満たしたことにより、平成十九年四月に伊勢崎市及び太田市が特例市に指定され、二十一年四月に前橋市、二十三年四月には高崎市がそれぞれ特例市から中核市に移行した。中核市には保健所の設置や身体障害者手帳の交付等、特例市には騒音・振動などの規制基準の設定や開発行為の許可等の事務が移譲され、住民にとってより身近な行政を実現することとなった。

財政面では、臨時財政対策債制度、三位一体改革及び金融危機による景気後退など、地方財政にとって厳しい状況

が続く中、地方公会計制度改革や財政健全化法施行による健全化判断比率等の公表が行われるなど、市町村財政の健全化に向けた改革が行われた。また、地方債制度については、地方分権一括法により、平成十八年度に、従前の許可制度から協議制度へ移行し、市町村の自主性がより高められることとなった。県では、市町村の自主判断を尊重しつつ、行財政診断などの適時適切な助言、指導及び情報提供を通じて、市町村の財政運営の支援を行ってきた。

四 危機管理体制の構築と東日本大震災への対応

平成十六年九月、我が国に対する武力攻撃やテロなどが発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした国民保護法が施行された。これを受け、本県では、十八年三月に群馬県国民保護計画を策定した。また、県内市町村においても、十九年度末までに市町村国民保護計画の策定を完了させている。

これに関連し、平成二十年度には、国民保護に関する緊急通報を行うために国が構築した緊急情報ネットワークシステム(Emergency Net)への、また二十一年度には、弾道ミサイルの緊急情報や警報等の伝達のための全国瞬時警報システム(J-Alert)への接続整備を行った。

平成二十年四月、危機管理に関する総合調整を行い、危機事案に対する迅速、的確な対応を確保するため、危機管理監及び危機管理室を設置するとともに、同年八月には、総合的な危機管理対策を推進するため「危機管理大綱」を定めた。

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災では、桐生市において最大震度六弱を観測したのをはじめ、広い範囲で震度三以上を観測した。同日午後二時五十五分、知事を本部長とする群馬県災害対策本部を設置し、県内被害状況の収集、応急復旧対応に当たった。また、三月十四日には知事を本部長とする群馬県東北地方太平洋沖地震支援本部を設置し、被害の大きかった東北地方へ支援物資を送るなどの支援活動に当たった。

さらに、三月二十五日には、被災者に対する総合的な支援と、震災による県民生活、県内経済への影響に的確に対応するため、部内に被災者支援室を設置し、避難者の受入れ、避難所における避難者への各種支援、応急仮設住宅の提供、就労就学支援、物資の配分など、多岐にわたる被災者支援を行った。

第二章 秘書課

第一節 組織等の変遷

第一項 秘書課

平成十四年九月、第五十八回冬季国体の皇室関係事務に対応するため行啓係を設置し、十五年六月以降も草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル等の行幸啓や行啓の準備のための係等をそれぞれ期間を限って設置した。

平成十四年四月、政策調整主監を設置し、十五年三月に同主監を廃止し、十八年四月に、秘書主監を設置し、十九年七月に同主監を廃止した。

平成二十年四月、公用車管理係を管財課に移管し、二十二年四月、企画課業務の一部移管に伴い調査係を設置し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
秘書課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三二	横尾 恒夫
総務部参事兼 秘書課長	自平成一五・四・一 至平成一七・二・二〇	横尾 恒夫
秘書課長	自平成一七・二・二〇 至平成一八・七・三二	青木 宏司
秘書課長	自平成一八・八・一 至平成一九・七・二六	中村 博
総務局長兼 秘書課長	自平成一九・七・二七 至平成一九・七・三二	中山 博美

次長	秘書係(九名)	調査係(三名)
知事・副知事の秘書、皇室・皇族	知事・副知事の秘書、皇室・皇族	知事、副知事の秘書、庁議

秘書課長	自平成一九・八・一 至平成二四・三・三二	反町 敦
政策調整主監	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	折茂 泉
秘書主監	自平成一八・四・一 至平成一八・七・三一	中村 博
秘書主監	自平成一八・八・一 至平成一九・三・三一	大崎 三男
秘書主監	自平成一九・四・一 至平成一九・七・三一	戸塚 一則

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 行 幸 啓

天皇皇后両陛下の行幸啓は、別表一のとおりである。
また、皇太子同妃両陛下をはじめ各宮殿下が御来県され、その状況は、別表二のとおりである。

別表一

皇室	期 間	行 事	場 所
天皇陛下 皇后陛下	自平成一五・八・二九 至平成一五・八・三一	第二四回草津夏期国際音楽アカデミー&フエス ティバル御臨席	草津町 御宿泊 草津町
天皇陛下 皇后陛下	平成一六・一一・一八	デンマーク国女王陛下及び王配殿下御案内	前橋市 高崎市
皇后陛下	自平成一八・八・二八 至平成一八・八・三〇	第二七回草津夏期国際音楽アカデミー&フエスティバル 御臨席	草津町 御宿泊 草津町
	自平成一九・八・二八	第二八回草津夏期国際音楽アカデミー&フエスティバル	草津町

皇后陛下	至 平成一九・八・三〇	御臨席	御宿泊 草津町
天皇陛下 皇后陛下	平成二〇・四・七	日本ブラジル交流年・日本人ブラジル移住一〇〇周年にちなみ、日系ブラジル人が多数在住する地域を御訪問	大泉町 太田市 館林市
天皇陛下 皇后陛下	平成二〇・八・二七	神津牧場御訪問	下仁田町
天皇陛下 皇后陛下	自 平成二〇・八・二八 至 平成二〇・八・三〇	第二九回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル 御臨席	草津町 御宿泊 草津町
天皇陛下 皇后陛下	自 平成二二・八・二七 至 平成二二・八・二九	第三一回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル 御臨席	草津町 御宿泊 草津町
天皇陛下 皇后陛下	平成二三・八・二三	富岡製糸場御視察	富岡市
天皇陛下 皇后陛下	自 平成二三・八・二七 至 平成二三・八・二九	第三二回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル 御臨席	草津町 御宿泊 草津町

別表二

<p>三笠宮寛仁親王 同妃両殿下 妃殿下</p>	<p>皇 室</p>
<p>自平成一四・二〇・一 至平成一四・一〇・二</p>	<p>期 間 自平成一四・七・二八 至平成一四・七・二九</p>
<p>「貞明皇后・高松宮をしのぶ会」御臨席</p>	<p>行 事 第一一回世界選手権記念トーナメント競輪 御臨席</p>
<p>草津町 御宿泊 草津町</p>	<p>場 所 前橋市 御宿泊 伊香保町</p>



第32回草津夏期音楽アカデミーを
御鑑賞される両陛下
(平成23年8月27日)



太田市立沢野中央小学校を訪問さ
れ国際教室を御視察される両陛下
(平成20年4月7日)

皇太子殿下	皇太子殿下	秋篠宮殿下	常陸宮同妃両殿下	三笠宮寛仁親王殿下	三笠宮寛仁親王妃殿下	皇太子同妃両殿下
自平成一九・一・二六 至平成一九・一・二七	自平成一八・七・二二 至平成一八・七・二三	自平成一八・二・二八 至平成一八・二・二〇	自平成一六・一〇・二五 至平成一六・一〇・一七	自平成一五・七・二二 至平成一五・七・二二	自平成一五・四・二二 至平成一五・四・二二	自平成一五・一・二四 至平成一五・一・二五
第六二回国民体育大会冬季大会スケート ―競技会・アイスホッケー―競技会開会式御臨 席併せて地方事情御視察	第四二回献血運動推進全国大会御臨席併 せて地方事情御視察	第六一回国民体育大会冬季大会スキー競 技会開会式御臨席併せて地方事情御視察	第一七回全国健康福祉祭群馬大会「ねんり んピックぐんま」開会式御臨席併せて地方事 情御視察	第一二回世界選手権記念トーナメント競輪 御臨席	地方事情御視察	第五八回国民体育大会冬季大会スケート 競技会・アイスホッケー―競技会開会式御臨席 併せて地方事情御視察
前橋市 御宿泊 伊香保町 前橋市	前橋市 御宿泊 前橋市	沼田市 御宿泊 沼田市 片品村	群馬町 新田町 御宿泊 前橋市	前橋市 御宿泊 伊香保町	前橋市 御宿泊 伊香保町	高崎市 御宿泊 伊香保町 前橋市

三笠宮寛仁親王 殿下	平成一九・七・三	第一六回世界選手権記念トーナメント競輪 御臨席	前橋市
秋篠宮同妃両殿下	自平成二〇・四・一一 至平成二〇・四・一二	平成二〇年度全国都市緑化祭御臨席併せて 地方事情御視察	前橋市 高崎市 御宿泊 前橋市
秋篠宮同妃両殿下 眞子内親王殿下	自平成二〇・八・六 至平成二〇・八・七	第三二回全国高等学校総合文化祭御臨席 併せて地方事情御視察	前橋市 高崎市 御宿泊 渋川市
三笠宮寛仁親王 殿下	平成二二・七・四	第一九回世界選手権記念トーナメント競輪 御臨席	前橋市
高円宮妃殿下	自平成二二・七・二四 至平成二二・七・二五	第四一回全国ママさんバレーボール大会御臨 席	前橋市 渋川市 御宿泊 渋川市
皇太子殿下	自平成二二・一〇・二 至平成二二・一〇・三	第三四回全国育樹祭御臨席併せて地方事 情御視察	沼田市 川場村 みなかみ町 御宿泊 みなかみ町
秋篠宮同妃両殿下	平成二三・四・二五	東日本大震災に伴う避難所御訪問	中之条町 東吾妻町



第34回全国育樹祭お手入れ会場
で枝打ちをされる皇太子殿下
(平成22年10月3日)



第32回全国高等学校総合文化祭
を御視察される秋篠宮同妃両殿下
と眞子内親王殿下
(平成20年8月7日)

第三章 総務課

第一節 組織等の変遷

第二項 総務課

平成十四年四月、グループ制の導入により、総務係、企画予算係、行政改革推進係、行政評価係及び組織係の五係体制から総務グループ、企画予算グループと行政改革推進係、行政評価係及び組織係を統合した行政改革グループの二グループ体制に再編した。また、現代群馬県政史第五巻を編集する県政史編集部を、十四・十五年度の二年間限定で設置した。

平成十五年四月、庁内における予算編成部門の再編と企画部の廃止に伴い、企画予算グループを、予算・議会・企画調整等を所管する予算グループと、県行政総合調整・県総合計画・ニューイヤー駅伝等を所管する企画グループに再編した。

平成十六年四月、行政改革と行政評価を推進するため、

行革・評価グループ、機構改革グループの二グループからなる行政改革・行政評価室を設置し、総務グループ及び企画予算グループの一室四グループ体制とした。

平成十六年八月、総務事務の集中処理を進めるため、行政改革・行政評価室に総務事務集中化グループを設置した。

平成十六年十一月、行政事務に対する内部監察機能を強化するため、行政改革・行政評価室を行政改革・評価・監察室に改め、同室に行政監察グループを設置した。

平成十七年四月、県民局の設置等に伴い、行政改革・評価・監察室内のグループを再編し、行政改革グループ、行政監察・評価グループ及び県民局グループを設置し、総務事務センターの設置に伴い、総務事務集中化グループを管理グループに改称し、同センターに移管した。

平成十八年四月、県民局グループを企画予算グループに統合し、企画予算・県民局グループに再編した。

平成十九年四月、行政改革の進展に伴う組織の簡素化のため、行政改革・評価・監察室を廃止し、総務グループ、企

画予算・県民局グループ、行政改革グループ及び行政評価・組織グループの四グループに再編した。

平成二十年四月、係制への移行及び県民局組織の見直しに伴い、総務係、企画予算係、行政改革係及び組織係の四係を設置して、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

総務課長	総務係	叙勲表彰、ニューイヤ―駅伝
	(五名)	議会、予算、県民局
	企画予算係	行政改革、地方分権
	(四名)	組織、権限、定員管理
行政改革係	(五名)	
組織係	(四名)	
職名	在職期間	氏名
総務部参事兼 総務課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	大塚 克巳
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	加藤 光治

〃	総務課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	荒井 道明
〃	総務局長兼 総務課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	荒井 道明
〃	総務課長兼 行政改革・評価・監察室長	自平成一八・四・一 至平成一八・七・三一	上原 訓幸
〃	総務課長	自平成一八・八・一 至平成二一・三・三一	上原 訓幸
〃	総務部参事兼 総務課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	三澤 益巳
〃	総務課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	岡野 弘文
〃	総務課行政改革 行政評価室長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	折茂 泉
〃	総務課行政改革 評価・監察室長	自平成二四・四・一 至平成二六・一・一	須藤 一郎
〃	〃	自平成二六・一・一 至平成二八・三・三一	須藤 一郎
〃	〃	自平成二八・八・一 至平成一九・三・三一	江口 哲郎

第二項 県民局

平成十七年四月、地方分権及び三位一体改革の進展、市町村合併の進展など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、地域機関の機能を強化し、総合行政の推進、地域完結型の組織、広域的観点から行政を展開できる組織とするため、中部、西部、吾妻、利根沼田及び東部の五つの県民局を設置した。

県民局内(吾妻及び利根沼田県民局を除く)には、地域政策部、県税部、保健福祉部、環境森林部、農業部及び県土整備部の六つの部を設置し、地域政策部(吾妻及び利根沼田県民局にあつては行政事務所)に県民局内の総合調整及び地域政策の企画立案等を行う政策室を設置した。県民局には、人事及び予算の権限を付与するとともに、許認可事務などの事務権限を県庁から委譲するなど、できる限り現場に近いところで地域の諸課題について判断し、それぞれの地域で必要な機能を総合的に發揮する体制とした。

平成二十年四月、県民局の簡素化、効率化のため、部及び政策室を廃止するとともに、広域単位の調整担当として渋川、伊勢崎、藤岡、富岡、桐生、館林の各地域に副局長を設置した。

歴代の県民局長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
中部県民局長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	二見 秀隆
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	登坂 建一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	滝口 健一
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	秋山 勝己
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	山田 邦雄
西部県民局長	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三一	滝口 健一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	金井 達夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	金居 成治
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	遠山 莊一
〃	自平成二四・三・三一 至平成二七・四・一	上原 訓幸
吾妻県民局長	自平成二七・四・一 至平成二〇・二七	唐澤 紀雄

至平成二七	自平成一七	至平成一八	自平成一八	至平成一九	自平成一九	至平成二〇	自平成二〇	至平成二〇	自平成二〇	至平成二一	自平成二一	至平成二二	自平成二二	至平成二三	自平成二三	至平成二四	自平成二四
〇・二二	〇・二二	三・三二	三・三二	四・三二	四・三二	四・三三											
横尾 恒夫	山本 明	樺澤 豊	荒井 道明	山田 邦雄	平形 昇	田中 修	矢島 裕	増淵 守	渡 知多美	上原 訓幸	岩崎 正始	至平成二七	自平成二七	至平成二八	自平成二八	至平成二九	自平成二九

利根沼田県民局長

至平成二一	自平成二一	至平成二二	自平成二二	至平成二三	自平成二三	至平成二四	自平成二四	至平成二五	自平成二五
三・三一	三・三一	四・三一							
八木 計二	金井可佐夫	田村 一男	重田 佳伸	金居 成治	井野 佳一	至平成二六	自平成二六	至平成二七	自平成二七

東部県民局長

一 行政事務所・行政県税事務所(政策室を含む)

平成十七年四月、県民局設置に伴い、県民局内の総合調整、地域政策の企画立案、県民及び市町村との連携を担う地域政策部を設置(吾妻及び利根沼田県民局を除く)し、その下に政策室及び行政事務所を設置した。

平成二十年四月、県民局組織の簡素効率化のため、地域政策部及び政策室を廃止するとともに、広域単位の調整担当として、渋川、伊勢崎、藤岡、富岡、桐生、館林の各地域

に副局長を設置した。

平成二十一年四月、県民局単位の広域的な地域振興や産業振興を強化するため、行政事務所を中部、西部、吾妻、利根沼田、東部の五箇所再編した。また、地域振興、地域の総合調整、防災等の業務及び県税の一部業務をより県民に近い地域で実施するため、渋川、伊勢崎、藤岡、富岡、桐生、館林の各地域に行政県税事務所を設置した。

平成二十四年三月の県民局は、五局五十四地域機関で組織され、職員数は千五百三十八名であった。

歴代の所長等は、次のとおりである。

(一) 中部県民局

職名	在職期間	氏名
地域政策部長兼前橋行政事務所長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	登坂 建一
地域政策部長(参事)兼前橋行政事務所長	自平成一九・四・一 至平成一九・七・二六	柿沼 伸司
地域政策部長(参事)	自平成一九・七・二七 至平成二〇・三・三一	柿沼 伸司
前橋行政事務所長	自平成一九・七・二七 至平成二二・三・三一	中村 博
中部行政事務所長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	中村 博

政策室長	自平成二四・四・一 至平成二七・四・一	酒匂 達雄
”	自平成一八・三・三一 至平成一九・一・三〇	反町 敦
”	自平成一九・一・三〇 至平成二〇・三・三一	佐藤 喜治
”	自平成二〇・三・三一 至平成二二・三・三一	青木 秀人
前橋行政事務所調整主監	自平成二二・三・三一 至平成二二・四・一	千代 清志
中部行政事務所地域振興主監	自平成二二・三・三一 至平成二二・四・一	千代 清志
”	自平成二二・四・一 至平成二七・四・一	入内島敏彦
渋川行政事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	内山 幸光
”	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	萩原 弥生
副局長(兼)渋川行政事務所長(参事)	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	清水 健二
副局長(兼)中部行政事務所長(参事)	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	清水 健二

副局長(兼) 伊勢行政事務所長 (参事)	自平成二・四・一 至平成三・三・三	米桨 順明
副局長(兼) 伊勢行政事務所長 (参事)	自平成三・四・一 至平成三・三・三	高橋 真
副局長(兼) 伊勢行政事務所長 (参事)	自平成二・四・一 至平成二・三・三	秋山 勝己
副局長(兼) 伊勢行政事務所長 (参事)	自平成二・四・一 至平成二・三・三	須藤 一郎
副局長(兼) 伊勢行政事務所長 (参事)	自平成二・四・一 至平成二・三・三	土屋 修
副局長(兼) 伊勢行政事務所長 (参事)	自平成二・四・一 至平成二・三・三	武井 良一
副局長(兼) 伊勢行政事務所長 (参事)	自平成二・四・一 至平成二・三・三	青木 宏司

(二) 西部県民局

職名	在職期間	氏名
地域政策部長兼 高崎行政事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三	金井 達夫
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三	山田 邦雄

高崎行政事務所長	自平成一九・四・一 至平成一九・八・三	遠山 莊一
高崎行政事務所長	自平成一九・九・一 至平成二一・三・三	高草木方孝
西部行政事務所長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三	高草木方孝
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三	青木 宏司
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三	高橋 栄樹
政策室長	自平成二四・四・一 至平成二七・四・一	武藤 敏行
〃	自平成二九・四・一 至平成三〇・三・三	林 保雄
高崎行政事務所 調整主監	自平成三〇・四・一 至平成三一・三・三	渡辺 隆男
西部行政事務所 地域振興主監	自平成三一・四・一 至平成三二・三・三	中村 康弘
〃	自平成三二・四・一 至平成三三・三・三	友松 寛
藤岡行政事務所長	自平成三三・四・一 至平成三四・三・三	小川由紀夫

副局長(兼) 藤岡行政事務所長 (参事)	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	小林 寛
副局長(兼) 藤岡行政事務所長 (参事)	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	新木 敬司
副局長(兼) 藤岡行政事務所長 (参事)	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	新井 輝男
富岡行政事務所長	自平成二七・四・一 至平成二七・二・二五	佐藤 直美
副局長(兼) 富岡行政事務所長 (参事)	自平成二七・二・二六 至平成二九・三・三一	温井 眞一
副局長(兼) 富岡行政事務所長 (参事)	自平成二九・四・一 至平成三〇・三・三一	相田 義夫
副局長(兼) 富岡行政事務所長 (参事)	自平成三〇・四・一 至平成二二・三・三一	山口 章
副局長(兼) 富岡行政事務所長 (参事)	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	掛川 秀樹
副局長(兼) 富岡行政事務所長 (参事)	自平成二三・四・一 至平成二三・〇・三〇	城 政道
副局長(兼) 富岡行政事務所長	自平成三一・一・一 至	松浦 彰一

(三)吾妻県民局	
職名	在職期間
中之条行政事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一
堀口 修	
中澤 恒恭	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一
熊川 隆一	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一
熊川 隆一	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一
熊川 隆一	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一
熊川 隆一	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一
相田 義夫	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一
原沢 良男	自平成二七・四・一 至平成二九・三・三一
古川 保	自平成二九・四・一 至平成三〇・三・三一

(四)利根沼田県民局	
職名	在職期間
沼田行政事務所長	自平成二七・四・一 至平成二九・三・三一
遠山 莊一	

副局長(兼) 館林行政事務所長 (参事)	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三二	塚越日出夫
副局長(兼) 館林行政事務所長 (参事)	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	植木 誠
副局長(兼) 館林行政事務所長 (参事)	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三二	植木 誠
副局長(兼) 館林行政事務所長 (参事)	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三二	植木 誠
副局長(兼) 館林行政事務所長 (参事)	自平成二三・四・一 至平成二三・三・三二	菊地 文夫
副局長(兼) 館林行政事務所長 (参事)	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三二	中村 精一

二 県税事務所

平成十七年四月、県民局設置に伴い、県税の賦課徴収事務を担う県税部を設置(吾妻及び利根沼田県民局を除く)し、その下に県税事務所を設置した。さらに、広域的に県税業務を行う広域徴収グループ及び広域調査グループを、中部、西部、東部の県民局県税部に設置した。

平成二十年四月、県民局組織の簡素効率化に伴い、県税部を廃止した。

平成二十一年四月、県税の収税・課税業務をよりの確に執行するため、県税事務所を中部、西部、吾妻、利根沼田、

東部の五箇所に再編した。また、地域の総合調整及び県税業務等を所管する行政県税事務所を、渋川、伊勢崎、藤岡、富岡、桐生、館林の六箇所に設置し、内部組織として県税部門の県税課を設置した。

歴代の所長等は、次のとおりである。

(一) 中部県民局

職名	在職期間	氏名
県税部長兼 前橋県税事務所長	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三二	中澤 幸夫
前橋県税事務所長 (参事)	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	豊田 英信
中部県税事務所長 (参事)	自平成二一・四・一 至平成二四・三・三二	金沢 良一
前橋県税事務所 副所長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	新井 清
中部県税事務所 副所長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三二	土屋 孝
"	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三二	菊間 精一
渋川県税事務所長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三二	赤石 正弘

伊勢行政官税事務所 県税課長	至平成二〇・四・三三	久我 久雄
伊勢行政官税事務所 県税課長	至平成二〇・四・三三	萩本 勝美
伊勢行政官税事務所 県税課長	至平成二〇・四・三三	青木 勇
伊勢行政官税事務所 県税課長	至平成二〇・四・三三	木暮 房雄
伊勢行政官税事務所 県税課長	至平成二〇・四・三三	鈴木 總夫
伊勢行政官税事務所 県税課長	至平成二〇・四・三三	金沢 良一
伊勢行政官税事務所 県税課長	至平成二〇・四・三三	長谷川 仁
伊勢行政官税事務所 県税課長	至平成二〇・四・三三	飯島 泉
伊勢行政官税事務所 県税課長	至平成二〇・四・三三	金井 芳晴

		(二)西部県民局	
	職名	在職期間	氏名
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	中嶋 良光
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	吉井 達弥
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	東間 正幸
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	齊藤 清
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	外所由利子
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	藤田 設男
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	倉崎 文利
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	長谷川 仁
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	金沢 良一
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	小林 寛
富岡県税事務所長	富岡県税事務所長兼 高崎県税事務所長	至平成一九・四・三三	豊田 英信

職名	在職期間	氏名
富岡行政監視事務所 県税課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	長谷川 仁
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	今井 健一
〃	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	斉藤 清
〃	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	土屋 孝
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	飯塚 裕之

(三)吾妻県民局

職名	在職期間	氏名
中ノ条県税事務所長	自平成一七・四・一 至平成二二・三・三一	常盤 均
五喜妻県税事務所長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	岡 義久
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	加藤 隆志

(四)利根沼田県民局

職名	在職期間	氏名
沼田県税事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	金沢 良一
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	古川 榮一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	塚越 昭一
〃	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	塚越 昭一
利根沼田県税事務所長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	外所由利子

(五)東部県民局

職名	在職期間	氏名
県税部長兼 太田県税事務所長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	新井 登
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	豊田 英信
太田県税事務所長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	赤石 正弘
東部県税事務所長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	福田 忠史

桐生県税事務所長	自平成三・四・一	矢嶋 浩
桐生県税事務所長	自平成四・三・三	矢嶋 浩
桐生県税事務所長	自平成一七・四・一	辻 定夫
桐生県税事務所長	自平成一九・三・三	辻 定夫
桐生県税事務所長	自平成一九・四・一	辻 定夫
桐生県税事務所長	自平成二〇・三・三	赤石 正弘
桐生県税事務所長	自平成二〇・四・一	赤石 正弘
桐生県税事務所長	自平成二一・三・三	赤石 正弘
桐生県税事務所長	自平成二一・四・一	赤石 正弘
桐生県税事務所長	自平成二一・三・三	福田 忠史
桐生県税事務所長	自平成二一・四・一	福田 忠史
桐生県税事務所長	自平成二二・三・三	中嶋 茂
桐生県税事務所長	自平成二二・四・一	中嶋 茂
桐生県税事務所長	自平成二二・三・三	中嶋 茂
桐生県税事務所長	自平成二二・四・一	中嶋 茂
桐生県税事務所長	自平成二三・三・三	矢嶋 浩
桐生県税事務所長	自平成二三・四・一	矢嶋 浩
桐生県税事務所長	自平成二三・三・三	小宮 利夫
桐生県税事務所長	自平成二三・四・一	小宮 利夫
桐生県税事務所長	自平成二七・四・一	松原 正則
桐生県税事務所長	自平成一八・三・三	松原 正則
桐生県税事務所長	自平成一八・四・一	松原 正則
桐生県税事務所長	自平成一八・三・三	阿久澤延孝
桐生県税事務所長	自平成一八・四・一	阿久澤延孝
桐生県税事務所長	自平成二〇・三・三	阿久澤延孝
桐生県税事務所長	自平成二〇・四・一	阿久澤延孝
桐生県税事務所長	自平成二〇・三・三	中嶋 茂
桐生県税事務所長	自平成二〇・四・一	中嶋 茂
桐生県税事務所長	自平成二一・三・三	中嶋 茂
桐生県税事務所長	自平成二一・四・一	中嶋 茂
桐生県税事務所長	自平成二一・三・三	深津 昌晴
桐生県税事務所長	自平成二一・四・一	深津 昌晴
桐生県税事務所長	自平成二二・三・三	深津 昌晴
桐生県税事務所長	自平成二二・四・一	深津 昌晴
桐生県税事務所長	自平成二二・三・三	明石 智治
桐生県税事務所長	自平成二二・四・一	明石 智治
桐生県税事務所長	自平成二四・三・三	明石 智治
桐生県税事務所長	自平成二四・四・一	明石 智治

三 保健福祉事務所

平成十七年四月、県民局設置に伴い、保健、福祉事務及び児童相談等を担う保健福祉部を設置（吾妻及び利根沼田県民局を除く）し、その下に、企画福祉課及び保健課で構成する保健福祉事務所と児童相談所（吾妻及び利根沼田県民局を除く）を設置した。さらに、児童相談所を設置していない吾妻及び利根沼田県民局には、児童相談窓口を保健福祉事務所に設置した。

平成十八年四月、中央児童相談所の附置機関として、発達障害者支援センターを新設し、発達障害者に対する相談支援体制を強化した。また、児童虐待相談を強化するため、西部及び東部児童相談所に虐待対応グループを設置した。

平成十九年四月、市町村合併の進展に伴う市区域の拡大等を受け、生活保護や介護保険事業者指導等の福祉関連事務を、十一箇所の保健福祉事務所から五箇所に集約し、事務の専門性及び効率性の向上を図った。また、増加する児童虐待への対応等を強化するため、児童相談所を、三県民局の地域機関から健康福祉局の地域機関に位置づけを変更した。

平成二十年四月、県民局組織の簡素効率化に伴い、保健福祉部を廃止した。

平成二十一年四月、前橋市の中核市移行に伴う保健所業務の同市への移管により、前橋保健福祉事務所を廃止するとともに、福祉業務を引き継ぐ中部福祉事務所を新設した。

平成二十三年四月、高崎市の中核市移行に伴う保健所業務の同市への移管により、西部保健福祉事務所を廃止するとともに、安中地域における保健福祉機能を強化するため、安中保健福祉事務所を新設した。また、生活保護等の福祉業務を富岡保健福祉事務所が引き継ぐとともに、介護保険事業者の利便性を維持するため、西部介護福祉事務センターを新設した。

歴代の所長等は、次のとおりである。

(一) 中部県民局

職名	在職期間	氏名
保健福祉部長兼前橋保健福祉事務所長	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三一	宗行 彪
健康福祉部参事兼前橋保健福祉事務所長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	宗行 彪
前橋保健福祉事務所監兼 伊勢崎保健福祉事務所監兼 前橋保健福祉事務所監兼 伊勢崎保健福祉事務所監兼	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	水上 憲一

前橋保健福祉事務所監	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	遠藤 忠昭
前橋保健福祉事務所課長	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	田中 修
前橋保健福祉事務所課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	萩原 明
前橋保健福祉事務所課長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	矢島 篤
前橋保健福祉事務所課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	渡辺 健
前橋保健福祉事務所課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	小林 徳文
前橋保健福祉事務所課長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	川田 恵一
前橋保健福祉事務所課長	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	久村 薫
中部福祉事務所長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	岩崎 秋雄
前橋保健福祉事務所課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	田口 惣司
前橋保健福祉事務所課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	高橋 稔

西 部 保 健 福 祉 事 務 所	西 部 保 健 福 祉 事 務 所 醫 監 兼 富 岡 保 健 福 祉 事 務 所 醫 監	西 部 保 健 福 祉 事 務 所 醫 監 兼 藤 岡 保 健 福 祉 事 務 所 醫 監	高 崎 保 健 福 祉 事 務 所	企 画 福 祉 課 長	高 崎 保 健 福 祉 事 務 所	企 画 福 祉 課 長	西 部 保 健 福 祉 事 務 所	企 画 福 祉 課 長	西 部 保 健 福 祉 事 務 所	高 崎 保 健 福 祉 事 務 所	企 画 福 祉 課 長	西 部 保 健 福 祉 事 務 所	企 画 福 祉 課 長	高 崎 保 健 福 祉 事 務 所	企 画 福 祉 課 長	西 部 保 健 福 祉 事 務 所	企 画 福 祉 課 長	高 崎 保 健 福 祉 事 務 所	企 画 福 祉 課 長
自 平 成 二 〇 ・ 四 ・ 一	自 平 成 二 〇 ・ 三 ・ 三	自 平 成 二 〇 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 九 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 九 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 九 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 九 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 九 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 三								

水上 憲一
田中 修
田中
福田 賢二
佐藤 好美
春山 利光
永田 耕一
田口 惣司
赤石 政美
淡嶋 静男
上原 彰

西 部 保 健 福 祉 事 務 所	西 部 保 健 福 祉 事 務 所	西 部 保 健 福 祉 事 務 所 保 健 課 長	高 崎 保 健 福 祉 事 務 所	安 中 支 所 長	西 部 保 健 福 祉 事 務 所	西 部 保 健 福 祉 事 務 所	安 中 支 所 長	西 部 保 健 福 祉 事 務 所	西 部 保 健 福 祉 事 務 所	安 中 支 所 長	高 崎 保 健 福 祉 事 務 所	西 部 保 健 福 祉 事 務 所								
自 平 成 二 〇 ・ 四 ・ 一	自 平 成 二 〇 ・ 三 ・ 三	自 平 成 二 〇 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 八 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 八 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 八 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 八 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 八 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 八 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 八 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 八 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 八 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 七 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 七 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 七 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 七 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 七 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 七 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 七 ・ 四 ・ 一	自 平 成 一 七 ・ 三 ・ 三	自 平 成 一 七 ・ 四 ・ 一

田口 伸也
田口 伸也
田口
竹本 滋
齋藤 博
木部富士夫
木部富士夫
齋藤 雄二
相澤 茂
淡嶋 静男
小林 浩二
早乙女千恵子

富岡保健福祉事務所 保健課長	至	自平成二〇・四・一	戸塚 一則
至	自平成二・三・三	至平成二・三・三	松浦 彰一
至	自平成三・一・一	至平成三・一・三	落合 進一
至	自平成一七・四・一	至平成一七・三・三	坂口 智之
至	自平成一九・四・一	至平成一九・三・三	永田 耕一
至	自平成二〇・〇・一	至平成二〇・〇・一	三田 功

(三)吾妻県民局

中之条保健福祉事務所長	自平成一六・四・一	江原 和義
至平成一八・三・三	至平成一八・四・一	古田 雄一
至平成一九・三・三	至平成一九・四・一	古田 雄一
至平成二一・三・三	至平成二一・三・三	古田 雄一

吾妻保健福祉事務所長	至	自平成二一・四・一	小泉 信雄
中之条保健福祉事務所医監	自平成一七・四・一	遠藤 忠昭	
至平成一九・三・三	至平成一九・四・一	石川 喜之	
中之条保健福祉事務所	自平成一七・四・一	高橋 美一	
至平成一八・三・三	至平成一八・四・一	中澤 安夫	
至平成二一・三・三	至平成二一・三・三	中島 三郎	
至	自平成二一・四・一	栗原 麟一	
至	自平成一九・四・一	中澤 安夫	
至	自平成二一・三・三	加藤 勝二	
至	自平成二一・四・一	大澤 一之	

至	自平成三・四・一	鹿島 幸子
---	----------	-------

(四)利根沼田県民局

職名	在職期間	氏名
沼田保健福祉事務所 長	自平成一六・四・一 至平成二二・三・三一	小泉 信雄
利根沼田保健福祉事務所長兼吾妻保健福祉事務所医監	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	栗原 修一
利根沼田保健福祉事務所 長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	関根 稔秋
利根沼田保健福祉事務所医監兼吾妻保健福祉事務所医監	自平成二三・四・一 至平成二三・五・三一	遠藤 忠昭
利根沼田保健福祉事務所医監兼伊勢崎保健福祉事務所医監	自平成二三・四・一 至	水上 憲一
沼田保健福祉事務所 長	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三一	茂木 泉
企画福祉課 長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	木部 水義

利根沼田保健福祉事務所 長	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	戸塚 一則
企画福祉課 長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	中澤 建
沼田保健福祉事務所 長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	松本 功
保健課 長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	岸 昭彦
利根沼田保健福祉事務所 長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	小山富美子
利根沼田保健福祉事務所 長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	平沢 裕寿
保健課 長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	小野里茂雄
至	自平成二三・四・一	天田 貴昌

(五)東部県民局

職名	在職期間	氏名
保健福祉部 長兼太田保健福祉事務所 長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	佐藤 泰一

館林保健福祉 事務所 保健課長	〃	〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	高橋 哲
			自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	長澤 章夫
			自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	永田 耕一
			自平成一九・四・一 至平成二二・三・三一	菊地 文夫

四 環境森林事務所

平成十七年四月、県民局設置に伴い、中部、西部及び東部県民局に環境森林業務を推進する「環境森林部」を設置するとともに、前橋、渋川、高崎、藤岡、富岡、吾妻、利根、太田、桐生の九地域に「環境森林事務所」を、さらに、伊勢崎及び館林両地域に「環境森林センター」を設置した。

平成二十年四月、県民局組織の簡素効率化に伴う部制の廃止により、中部、西部及び東部県民局に設置していた環境森林部を廃止した。

平成二十一年四月、環境分野に関する専門的な行政サービスを充実し、不法投棄等発生事案への対応力を強化するため、環境森林事務所の環境部門を、中部及び東部の両

環境事務所と、西部、吾妻、利根沼田の三環境森林事務所の五箇所に再編した。また、森林分野の行政需要に沿った行政サービスを的確に提供するため、渋川、藤岡、富岡、桐生の四森林事務所及び西部、吾妻、利根沼田の三環境森林事務所の七箇所に再編した。さらに、伊勢崎及び館林の両環境森林センターにおける環境部門は中部及び東部の両環境事務所に、森林部門は渋川及び桐生の両森林事務所にそれぞれ再編・統合した。

歴代の所長等は、次のとおりである。

(一) 中部県民局

職名	在職期間	氏名
環境森林部長兼前橋環境森林事務所長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	星野 治彦
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	青木 正
前橋環境森林事務所長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	酒匂 達雄
中部環境事務所長	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	酒匂 達雄
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	中澤 安夫

前橋環境森林事務所 伊勢崎環境森林 セクター長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三二	海老沼保治
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三二	山口 則夫
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	飯塚 明彦
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三二	清水 敏夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三二	井田 由夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三二	半藤 和之

(二) 西部県民局

環境森林部長兼 高崎環境森林 事務所長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三二	目崎 憲男
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三二	新井 隆夫
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	新井 隆夫
高崎環境森林 事務所長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三二	新井 隆夫

西部環境森林 事務所長	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三二	阿久沢和夫
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三二	石井 久雄
西部環境森林事務所 副 所 長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三二	渡辺 良伸
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三二	渡辺 能成
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三二	須田 金吾
〃	自平成二四・四・一 至平成二五・三・三二	山口 栄一
藤岡環境森林 事務所長	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三二	石井 久雄
〃	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三二	鈴木 秀雄
藤岡森林事務所長	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三二	金子 聡
〃	自平成二四・四・一 至平成二五・三・三二	新井 隆夫
富岡環境森林 事務所長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三二	沖野 公俊
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	小泉 正人

富岡森林事務所長	自平成二・四・一 至平成二・三・三	小泉 正人
〃	自平成二・四・一 至平成二・三・三	松本喜久男

(三)吾妻県民局

吾妻環境森林事務所長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三	千頭和民幸
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三	福田 勝
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三	阿久沢和夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三	飯塚 幸生
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三	井田 由夫

(四)利根沼田県民局

利根環境森林事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三	川畑 正史
------------	------------------------	-------

利根沼田環境森林事務所長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三	沖野 公俊
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三	伊能 登
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三	萩原 和男
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三	石井 久雄
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三	鈴木 秀雄

(五)東部県民局

環境森林部長兼太田環境森林事務所長	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三	及川 幸夫
太田環境森林事務所長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三	青木 勝
東部環境事務所長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三	青木 勝
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三	小笠原祐二

太田環境森林事務所 館林環境森林 センター長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	菊地 文夫
桐生環境森林 事務所長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一 自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一 自平成二一・四・一 至平成二七・四・一 自平成一八・三・三一 至平成一九・四・一	多賀谷 計一 三牧 文雄 長井 澄夫 坂井 賢一
桐生森林事務所長	自平成一九・四・一 至平成二二・三・三一 自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	高橋 正行 白石 勤 蜂須賀之夫

五 農業事務所

平成十七年四月、県民局設置に伴い、農業施策と農業普及指導の連携強化により、農業施策を総合的に推進するため、農業部を設置し、その下に、農業振興課、家畜保健衛生課及び農村整備課で構成する農業事務所を設置した。

さらに、渋川、伊勢崎、藤岡、富岡、桐生及び館林地域に地区農業指導センターを、また、渋川及び館林地域に農村整備センターを設置した。

平成二十年四月、県民局組織の簡素効率化に伴い、農業部を廃止した。また、普及指導業務の専門性の確保のため、農業振興課の普及指導部門を分割し、普及指導課を設置した。

歴代の所長等は、次のとおりである。

(一) 中部県民局

職名	在職期間	氏名
農業部長兼 中部農業事務所長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	林 宣夫
中部農業事務所長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	月田 幸人
中部農業事務所長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	石川 裕士
中部農業事務所長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	安藤美喜夫
中部農業事務所長	自平成二四・四・一 至平成二七・四・一	徳安 尚人
中部農業事務所長	自平成二七・四・一 至平成二九・三・三一	勅使河原均

中部農業事務所 農村整備課長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
自平成一七・四・一	自平成一八・三・三	自平成一九・四・一	自平成一九・三・三								
松田 章三	福原 享治	小池 一久	小林 行夫	福島 賢二	福原 享治	福浜 満	樋口 克治	石黒 光男	宮川 均	柚木 芳雄	

(一) 西部県民局		(二) 西部県民局	
職名	在職期間	職名	在職期間
農業部長兼 西部農業事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三	〃	自平成二一・三・三 至平成二二・四・一
農業部長兼 西部農業事務所長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三	〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三
農業部長兼 西部農業事務所長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三	〃	自平成二三・三・三 至平成二四・四・一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三	須藤 一郎	〃
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三	本多 福治	〃
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三	齊藤 和男	〃
西部農業事務所長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三	関 順司	〃
〃	自平成二四・四・一 至平成二五・三・三	藤巻 宣弘	〃
〃	自平成二五・四・一 至平成二六・三・三	青木 正	〃
〃	自平成二六・四・一 至平成二七・三・三	加賀谷 宏	〃
〃	自平成二七・四・一 至平成二八・三・三	高橋 光久	〃
〃	自平成二八・四・一 至平成二九・三・三	村上 行正	〃
〃	自平成二九・四・一 至平成三〇・三・三	矢嶋 治樹	〃
〃	自平成三〇・四・一 至平成三一・三・三	〃	〃

西部農業事務所 農業振興課長	自平成一七・四・一	田中 光男
至平成一九・三・三	田中 光男	
自平成一九・四・一	新木 敬司	
至平成二〇・三・三	新木 敬司	
自平成二〇・四・一	安藤美喜夫	
至平成二二・三・三	安藤美喜夫	
自平成二二・四・一	田島 一男	
至平成二三・三・三	田島 一男	
自平成二三・四・一	小出 正規	
至平成二七・四・一	小出 正規	
自平成二八・三・三	松村 茂雄	
至平成二八・三・三	松村 茂雄	
自平成二八・四・一	大澤 茂裕	
至平成二〇・三・三	大澤 茂裕	
自平成二〇・四・一	大澤 茂裕	
至平成二二・三・三	大澤 茂裕	
自平成二二・四・一	石坂 健一	
至平成二二・三・三	石坂 健一	
自平成二二・四・一	土屋 孝子	
至平成二四・三・三	土屋 孝子	
自平成二四・四・一	中久木 一夫	
至平成二七・四・一	中久木 一夫	

西部農業事務所 富岡地区農業 指導センター長	自平成二〇・四・一	小林 好久
至平成二二・三・三	小林 好久	
自平成二二・四・一	鈴木 義孝	
至平成二二・三・三	鈴木 義孝	
自平成二二・四・一	五十嵐 哲夫	
至平成二三・三・三	五十嵐 哲夫	
自平成二三・四・一	菊池 啓泰	
至平成二四・三・三	菊池 啓泰	
自平成二四・四・一	齊藤 和男	
至平成二七・四・一	齊藤 和男	
自平成二七・四・一	竹上千 恵子	
至平成二八・三・三	竹上千 恵子	
自平成二八・四・一	小沢 敏行	
至平成二〇・四・一	小沢 敏行	
自平成二〇・三・三	小沢 敏行	
至平成二二・三・三	小沢 敏行	
自平成二二・四・一	萩原 隆	
至平成二二・三・三	萩原 隆	
自平成二二・四・一	齊木 金治	
至平成二四・三・三	齊木 金治	
自平成二四・四・一	石井 一弘	
至平成二七・四・一	石井 一弘	
自平成二七・四・一	宮川 均	
至平成二九・四・一	宮川 均	

五妻農業事務所 事務所長	職名	在職期間	氏名
自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一			清水 隆一

(三) 吾妻県民局

西部農業事務所 農村整備課長	至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	萩原 俊作
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	中曾根圭治
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	矢嶋 啓司
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	福島 賢二
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	矢嶋 治樹
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	加藤 一雄
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	石黒 光男
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	樋口 克治

吾妻農業事務所 農業振興課 普及技術監	至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	大津 昇三
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	井上 宏
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	須藤 一郎
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	佐藤 與三
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	南雲 圭一
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	霜垣みよ子
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	須藤 一郎
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	山田 吉久
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	細野 健一
至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	至平成一九・四・一 自平成一九・四・一	藤井 洋幸
吾妻農業事務所 普及指導課長	至平成一七・四・一 自平成一九・三・三一	石坂 健一

利根農業事務所 農業振興課 普及技術監	自平成一七・四・一 自平成一八・三・三二	大澤 茂裕
利根農業事務所 普及指導課長	自平成一八・四・一 自平成二〇・三・三二	齋藤 和男
利根農業事務所 普及指導課長	自平成二〇・四・一 自平成二二・三・三二	齋藤 友喜
利根農業事務所 普及指導課長	自平成二二・四・一 自平成二四・三・三二	齊藤 友喜
利根農業事務所 普及指導課長	自平成二四・四・一 自平成二七・四・一	霜垣 正志
利根農業事務所 家畜保健衛生課長	自平成二七・四・一 自平成二〇・三・三二	岸 利男
利根農業事務所 家畜保健衛生課長	自平成二〇・四・一 自平成二二・三・三二	茂木 久佳
利根農業事務所 家畜保健衛生課長	自平成二二・四・一 自平成二四・三・三二	茂木 久佳
利根農業事務所 家畜保健衛生課長	自平成二四・四・一 自平成二七・四・一	北爪 浩三
利根農業事務所 家畜保健衛生課長	自平成二七・四・一 自平成二〇・三・三二	萩原 正雄
利根農業事務所 家畜保健衛生課長	自平成二〇・四・一 自平成二二・三・三二	津金沢民男

(五) 東部県民局		職名	在職期間	氏名
利根沼田農業事務所 農務整備課長	自平成二一・四・一 自平成二二・三・三二	高橋 光久		
利根沼田農業事務所 農務整備課長	自平成二二・四・一 自平成二三・三・三二	小池 一久		
利根沼田農業事務所 農務整備課長	自平成二三・四・一 自平成二四・三・三二	加部 法昭		
東部農業事務所 農務振興課長	自平成二七・四・一 自平成二八・三・三二	湯沢 光治		
東部農業事務所 農務振興課長	自平成二八・四・一 自平成二九・三・三二	柴崎 正義		
東部農業事務所 農務振興課長	自平成二九・四・一 自平成三〇・三・三二	小林 行夫		
東部農業事務所 農務振興課長	自平成三〇・四・一 自平成三一・三・三二	中村 精一		
東部農業事務所 農務振興課長	自平成三一・四・一 自平成三二・三・三二	中澤 哲夫		
東部農業事務所 農務振興課長	自平成三二・四・一 自平成三三・三・三二	島田 忠男		

	東部農業事務所 農振興課 普及技術監	東部農業事務所 普及指導課長	東部農業事務所 桐生地区農業 指導センター長							
至平成二四・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一
岩上 輝雄	打木 勝博	境野 良一	奥野 芳男	牛込 忠雄	萩原 隆	落合 芳雄	岩上 輝雄	小林 範夫	勅使河原均	富宇加治一

	東部農業事務所 家畜保健衛生課長	東部農業事務所 農村整備課長								
至平成二四・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一	自平成二〇・三・三一
落合久美子	加藤一雄	長坂輝義	金井久	糸井浩	野呂明弘	矢野清彦	森川隆	大沢良一	折原健司	石関敏宏

東部農業事務所 館林農村整備 センター長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	自平成二四・四・一 至平成二七・四・一	自平成二八・四・一 至平成一九・三・三一	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二四・四・一 至平成二四・三・三一
若田部 満	若田部 満	若田部 満	若田部 満	若田部 満	若田部 満	若田部 満	若田部 満	若田部 満

六 土木事務所
平成十七年四月、県民局設置に伴い、道路等の維持管

職名	在職期間	氏名
県土整備部長兼 前橋土木事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	福田 重雄
県土整備部長(参事) 兼前橋土木事務所長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	野村 二三夫
前橋土木事務所長 (参事)	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	粕川 博敏
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	坂井 賢一
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	牧野 平二
前橋土木事務所 副所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	後藤 尚久
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	福島 実

理、工事及び都市計画等を所管する県土整備部を設置(吾妻及び利根沼田県民局を除く)し、その下に土木事務所を設置した。
平成二十年四月、県民局組織の簡素効率化に伴い、県土整備部を廃止した。
歴代の所長等は、次のとおりである。

(一) 中部県民局

富岡土木事務所長	〃	〃	〃	〃	藤岡土木事務所長	〃	〃	〃	〃	〃	副所長	高崎土木事務所長	
至平成一八・三・三一	自平成一七・四・三一	至平成一四・三・三一	自平成一三・四・三一	至平成一二・三・三一	自平成一九・四・三一	至平成一八・三・三一	自平成一七・四・三一	至平成一四・三・三一	自平成一三・四・三一	至平成一二・三・三一	自平成一〇・四・三一	至平成一九・四・三一	自平成一七・四・三一
粕川博敏	清野哲哉	福田和明	吉岡博	柴崎温	佐々木義行	長沢利幸	渡辺修一	上原幸彦	志田由雄	牧野平二	福島賢二		

安中土木事務所長兼増田川ダム等建設事務所長	〃	〃	〃	〃	安中土木事務所長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
自平成一三・四・三一	至平成一二・三・三一	自平成一〇・一・〇	至平成一〇・九・三〇	自平成一〇・四・三一	自平成一八・四・三一	至平成一七・四・三一	自平成一四・三・三一	自平成一二・三・三一	自平成一一・四・三一	自平成一〇・四・三一	自平成一八・四・三一	自平成一〇・三・三一
三田浩	市毛保夫	市毛保夫	牧野平二	後藤尚久	湯浅一光	荒井唯	根津一明	針谷宗人	坂尾博秋			

(三) 吾妻県民局

職名	在職期間	氏名
中ノ条土木事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	塩原 知善
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	佐々木 義行
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	堀 浩志
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	木田 仁
〃	自平成二四・三・三一 至平成二六・四・一	近藤 久雄
〃	自平成二六・四・一 至平成二八・三・三一	小此木 哲雄

(四) 利根沼田県民局

職名	在職期間	氏名
沼田土木事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	柴崎 温
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	小阿瀬 義孝
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	長井 澄夫

(五) 東部県民局

職名	在職期間	氏名
県土整備部技監 (沼田土木事務所長事務取扱)	自平成二〇・八・一 至平成二〇・九・三〇	重田 佳伸
沼田土木事務所長	自平成二〇・一〇・一 至平成二二・三・三一	牧野 平二
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	田村 孝夫
〃	自平成二四・四・一 至平成二六・三・三一	鈴木 和男

職名	在職期間	氏名
県土整備部長兼 太田土木事務所長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	沢田 賢
県土整備部長(参事) 兼太田土木事務所長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	室田 道博
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	平塚 照三
太田土木事務所長 (参事)	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	平塚 照三
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	桜井 覚

桐生土木事務所長	副 所 長	太田土木事務所	太田土木事務所長	至	自平成一七・四・一	自平成一八・三・三	自平成一八・四・一	自平成二〇・三・三	自平成二〇・四・一	自平成二一・三・三	自平成二一・四・一	自平成二二・三・三	自平成二二・四・一	自平成二三・三・三	自平成二三・四・一	自平成二四・三・三	自平成二四・四・一	自平成二五・三・三	自平成二五・四・一	自平成二六・三・三	自平成二六・四・一
池田 純一	桑原 幸治	堀口 三郎	須田 稔	近藤 久雄	小見 恒雄	金谷 道夫	久保田敦美	小暮 寿行	岩崎 正始	都木 文隆	青葉 祐治										

館林土木事務所長	至	自平成一九・三・三	自平成一九・四・一	自平成二〇・三・三	自平成二〇・四・一	自平成二一・三・三	自平成二一・四・一	自平成二二・三・三	自平成二二・四・一	自平成二三・三・三	自平成二三・四・一	自平成二四・三・三	自平成二四・四・一	自平成二五・三・三	自平成二五・四・一	自平成二六・三・三	自平成二六・四・一	自平成二七・三・三	自平成二七・四・一
吉岡 博	千頭和民幸	古橋 勉	前橋 康裕	島田 和也															

第三項 地域機関

一 行政事務所

平成十四年四月現在の行政事務所は、全ての事務所に総務経済部、県税部が設置され、また県内七か所（高崎、渋川、藤岡、富岡、中之条、沼田、桐生）に森林部が設置されていた。

平成十七年四月、県民局設置に伴い、行政事務所は県民局の地域機関に位置付けられることとなった。

歴代の所属長及び各部部长は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
総務部参事兼 前橋行政事務所長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三	山室 卓男
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	常盤 克敏
前橋行政事務所 総務経済部長	自平成一二・四・一 至平成一五・三・三	須田 栄一
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三	反町 敦
前橋行政事務所 総務経済部長兼 地域機関再編推 進室長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	反町 敦
前橋行政事務所 長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三	中澤 幸夫
県 税 部 長	自平成一七・三・三 至平成一七・三・三	西形 恵司
総務部参事兼 高崎行政事務所長	自平成一二・四・一 至平成一五・三・三	塚越 一夫
総務部参事兼 高崎行政事務所長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	櫻井 幸雄
高崎行政事務所 総務経済部長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	櫻井 幸雄
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	武藤 敏行

高崎行政事務所 県 税 部 長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	小林 寛
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	豊田 英信
高崎行政事務所 森 林 部 長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	星野 昭治
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	清水 尚義
総務部参事兼 渋川行政事務所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	高橋 祐司
渋川行政事務所 長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	登坂 建一
渋川行政事務所 総務経済部長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三	入沢 正光
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三	廣井 保夫
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	野本 彰一
渋川行政事務所 県 税 部 長	自平成一二・四・一 至平成一五・三・三	後閑 敏治
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	常盤 均
渋川行政事務所 森 林 部 長	自平成一二・四・一 至平成一五・三・三	齊藤 秀治

藤岡行政事務所 藤岡行政事務所 森 林 部 長											
至平成 一七 三・三	至平成 一五 三・三	至平成 一六 三・三	至平成 一七 三・三	至平成 一六 三・三	至平成 一五 三・三	至平成 一七 三・三	至平成 一六 三・三	至平成 一七 三・三	至平成 一六 三・三	至平成 一四 三・三	至平成 一七 三・三
栗原 三郎	清水 尚義	近藤 次雄	金沢 良一	後閑 敏治	新井 登	榛沢 保男	滝口 健一	小林 寛	萩原祥之亮	関 秀夫	
富岡行政事務所 富岡行政事務所 総務経済部長											
至平成 一四 三・三	至平成 一七 三・三	至平成 一五 三・三	至平成 一四 三・三	至平成 一五 三・三	至平成 一六 三・三	至平成 一六 三・三	至平成 一五 三・三	至平成 一七 三・三	至平成 一六 三・三	至平成 一四 三・三	至平成 一七 三・三
津久井正人	内山 幸光	加賀谷 宏	松岡 正	岸 卓志	目崎 憲男	吉井 達弥	飯田 哲夫	常盤 均	栗原 弘明	矢島 裕	羽鳥 勝之

桐生行政事務所 森 林 部 長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三	増淵 守
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	長井 澄夫
総務部参事兼 太田行政事務所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	広岡 弘毅
太田行政事務所長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	井田 建
太田行政事務所 総務経済部長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	植木 誠
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	高草木方孝
太田行政事務所 県 税 部 長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	豊田 英信
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	新井 登
館林行政事務所長兼 総務経済部長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三	森村 正八
館林行政事務所長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	森村 正八
館林行政事務所 総務経済部長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	金居 成治
館林行政事務所 県 税 部 長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	鈴木 總夫

〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	松原 正則
---	------------------------	-------

二 女子大学

事務局組織の改正では、平成十五年四月、事務局に新学部設置グループを設置し、国際コミュニケーション学部の新設に向けた準備を行う体制を整えた。十七年四月の国際コミュニケーション学部設置と同時に、事務局の組織体制を見直し、総務・会計図書・教務・学生・研究所の五グループに再編した。二十年度の組織改正における係制への移行を経て、現在に至っている。

平成二十一年四月には、大学院国際コミュニケーション研究科修士課程を開設するとともに、群馬学推進の拠点として群馬学センターを設置した。

歴代の学長等は、次のとおりである。

職 名	在 職 期 間	氏 名
学長事務代行 兼付属図書館長	自平成一四・二・一 至平成一五・三・三	戸澤 義夫
学 長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	富岡 賢治

管理部長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	生方 始
〃	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	高橋 美一
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	郡 和良
〃	自平成二〇・四・一 至平成二三・三・三一	中野 秀利
〃	自平成二三・四・一 至	中村 博

第二節 主要な施策、事業等の推移

第二項 栄典、表彰業務等

本県における栄典、表彰事務は、主に庁内各主管課において執行されているが、総務部総務課はその取りまとめ役として、全庁的視点で必要な連絡調整及び関係各府省庁等との折衝を行っている。

具体的には、叙勲及び褒章に関しては、地方自治、消防、保健福祉等の分野において功績のあつた者を各省庁に推薦

するとともに、県庁において知事から勲章あるいは褒章の伝達を行っている。

なお、国の栄典制度は、社会経済情勢の変化に対応するため、平成十五年秋から、叙勲では勲一等、勲二等などの数字による等級区分の廃止や、十九段階に区分されていた勲章を九段階に簡素化するなどの改正が実施されたほか、春秋叙勲とは別に、危険業務の従事者（警察、自衛官、消防吏員等）を対象とした新たな危険業務従事者叙勲が新設された。また、褒章では年齢要件の廃止や緑綬褒章の対象を変更するなどの改正も実施された。さらに、人目につきにくい分野や、精神的・肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者、多分野で功績のある者等を対象に一般からの推薦を可能とする一般推薦制度も導入された。

県の栄典制度は、政治経済、芸術文化などの各分野で卓絶した功績があり、県民が誇りとして敬愛する者を顕彰するため昭和六十一年度に群馬県名誉県民条例を制定したが、平成一八年六月に詩画家の星野富弘氏、二十三年十月に元首相の中曽根康弘氏の顕彰を行った。

また、平成六年度に、広く県民に敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えとともに、県の名声を高めた者を顕彰することを目的に群馬県県民荣誉顕彰制度を創設したが、十四年七月にノルディックスキー複合競技において、ア

ルベールビルオリンピックとリレハンメルオリンピックで二大会連続団体金メダルを獲得した荻原健司氏を顕彰した。

このほか、毎年十月には、広く県民の模範とすべき者を群馬県功労者として表彰しているほか、毎年五月には群馬県総合表彰式を実施し、県下全域あるいは地域社会の様々な分野で功績のあった方等を表彰している。これら群馬県知事

栄典・知事表彰受章(賞)者数(叙勲・褒章は知事部局推薦分)

死 亡 者 叙 勲	高 齢 者 叙 勲	紺 綬		褒 章						危 険 業 務 従 事 者 叙 勲		春 秋 叙 勲		区 分
		秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	
四七	一〇				六	四	四	八				三四	三二	平成二四
五二	一〇	一		四	四	五	三	一				二八	三二	一五
四八	一九	一		一	五	六	二	六			一〇	二八	二八	一六
四六	一八	一		一	四	四	三	四			一	三三	三三	一七
四八	一五				四	四	四	五			一〇	二七	三三	一八
四九	一六				六	五	一	二			二	三一	三四	一九
四九	二二			一	五	五	四	四			九	三二	三八	二〇
五三	二三				四	五	四	二			一	三〇	三六	二二
四三	二〇	二		七	六	三	二	二			二	三七	三六	二二
四三	一五			八	五	四	一	二			二	三五	三二	二三
四七	一五				五	三	三	七					三二	計
四七	一七	五	三	三	四	四	七	七	八	七	五	二	二	

表彰についても国の栄典制度の改正に合わせ、平成十五年十二月に人目につきにくい分野で地道に活動している方をより多く表彰できるように表彰基準の見直しを行い、十六年度から適用している。

なお、各種栄典、表彰制度による受章(賞)者数は、次表のとおりである。

叙位	四〇	五五	一六	三三	四五	三四	四三	四二	三四	一九	三八〇
遺族追賞	一	一					一				二

彰名	計										
表彰											
表名											
事名											
知事											
総合表彰											
一〇九	四一	四一	一九	二九	四〇	三二	三一	四	二九	三四	一、三〇八
一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	
平成四											

栄典、表彰事務のほか、定例業務として部内各課の人事、給与、予算、経理等庶務事務を集中管理するとともに、各部相互間の連絡調整や部内の企画調整事務の効率的な執行に努めている。

特命事項として、平成十七年三月三十一日に現代群馬県政史第五巻を発刊した。二十年八月二十一日には北京オリンピックにおいて金メダルを獲得した女子ソフトボール本代表選手のうち、本県関係者六名の優勝報告会を同年八月二十五日に県庁一階県民ホールで開催し、県民とともにソフトボール日本代表チームの偉業達成を祝福した。また、二十一年十一月一日から十二日までの十二日間、天皇陛下御在位二十年をお祝いするため、同ホールに御記帳所を設置した。さらに、二十三年二月八日には前群馬県知事

故小寺弘之氏の功績を称え、県民とともに感謝の念と哀悼の誠を捧げるため、「ぐんまアリーナ」で県民葬を執り行った。

第二項 ニューイヤー駅伝・

全日本実業団対抗駅伝競走大会

この大会は、昭和六十三年に本県で第三十二回大会を開催して以来、元日の風物詩として定着し、全国にも「ニューイヤー駅伝」の名称で広く親しまれている。また、一流アスリートによる真剣勝負を間近で観戦できる貴重な大会として、本県のスポーツ振興はもとより、競技力向上にも大きく寄与している。さらに、この大会は全国ネットでテレビ中継されており、本県を全国にアピールする絶好の機会にもなっている。

る。このような中、平成十五年の第四十七回大会からは、この大会を県を挙げた一大イベントと位置づけ、一層の盛り上がりを図るため教育委員会のスポーツ振興課から知事部局の総務部総務課に所管を移管して大会を開催した。十七年の第四十九回大会は、前日に大雪が降ったにも関わらず、徹底した除雪により、雪景色のなか大会を実現した。十八年の第五十回大会は、五十回記念大会としてチーム数を三十七チームから七チーム増やし、四十四チームで駅伝日本一を競った。十九年の第五十一回大会は、群馬県開催二十回目の節目の大会として、桐生織りの絹製タスキの作成や、優勝チームに高さ一メートルの駅伝だるまをプレゼントしたほか、スタート地点にニューイヤ―駅伝の群馬県開催二十回大会記念プレートを設置するなどして大会を盛り上げた。二十一年の第五十三回大会からは、通称名のニューイヤ―駅伝に「いんぐんま」を付ける取り組みを始め、この大会が群馬県で開催されていることを県内外にアピールしたほか、八年ぶりに区間変更も行われ、前橋市公田町に中継所が新設されたことに伴い、尾島総合支所中継所が廃止された。二十三年の第五十五回大会からは、スタート時間が午前九時〇五分から九時一〇分に変更されたほか、桐生市内のコース変更に伴い、全区間の再計測も行われた。

なお、平成十五年の第四七回大会以降の優勝チームは次

表のとおりである。

回数	年号(西暦)	優勝チーム
四七	平十五(二〇〇三)	三カ
四八	平十六(二〇〇四)	中国電力
四九	平十七(二〇〇五)	三カミノルタ
五十	平十八(二〇〇六)	三カミノルタ
五一	平十九(二〇〇七)	中国電力
五二	平二十(二〇〇八)	三カミノルタ
五三	平二一(二〇〇九)	富士通
五四	平二二(二〇一〇)	日清食品グループ
五五	平二三(二〇一一)	トヨタ自動車
五六	平二四(二〇一二)	日清食品グループ

第三項 地方分権の推進

一 地方分権を巡る動き

(一) 三位一体の改革

第一次地方分権改革の推進を担った地方分権推進委員会の後を引き継ぐかたちで平成十三年七月に地方分権改革推進会議が発足した。同会議では、国と地方公共団体との役割分担に応じた事務や事業の在り方、税財源の配分の

在り方などについて調査審議が行われた。

この調査審議や経済財政諮問会議での審議を踏まえ、平成十六年から十八年にかけて、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革を一体的に行う「三位一体の改革」が行われた。三年間で総額約四兆七千億円の国庫補助負担金改革と約三兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲が実現するとともに、約五兆千億円の地方交付税改革が実施された。

(一) 第二次地方分権改革

平成十七年十二月、第二十八次地方制度調査会から「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会会のあり方に関する答申」が示された。答申では、個別法令による地方公共団体の事務の義務付けや事務事業の執行方法・執行体制に対する枠付けの見直し(義務付け・枠付けの見直し)など、地方の自由度の拡大と機能の充実が求められた。

平成十八年七月には、総務省の「地方分権21世紀ビジョン懇談会」が報告書を取りまとめ、三年以内に新地方分権一括法を国会提出することなどを示した。また、地方六団体も同年六月の「地方分権の推進に関する意見書」において、新地方分権推進法の制定、国と地方の協議の場の法定化など七項目の提言を示した。

こうした動きの中、平成十八年十二月に地方分権改革推

進法が成立、翌年四月には地方分権改革推進委員会が発足するなど、地方分権改革は新たなステージに入った。

地方分権改革推進委員会は、四次にわたる勧告を行い、政府ではこれらを受け、平成二十一年十二月に「地方分権改革推進計画」を、二十二年六月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。二十三年四月には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第一次一括法)と「国と地方の協議の場に関する法律」が成立、同年八月には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次一括法)が成立した。

二 本県の対応

第一次一括法及び第二次一括法では、地方自治体に対する国の「義務付け・枠付け」の見直しとして、施設・公物の設置管理の基準が条例に委任されるなど、自由度拡大を図るための制度改正が行われた。本県としても実情に合わせた施策が展開できるよう、対象施設の基準等について見直しを行い、「群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」において独自基準を定めるなど、関係する三十六条例について平成二十四年度に制定、改正を行った。

三 市町村への権限移譲の推進

本県では、市町村への権限移譲を計画的に進めてきたが、平成十七年三月には、「第三次県・市町村権限移譲推進基本計画」を策定し、引き続き権限移譲の推進に取り組んだ。

平成二十年一月には、権限移譲を円滑に推進するとともに、県と市町村との連絡体制を強化し、理解と協力による県民のための行政を実現することを目的として、新たに「ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会」を設置した。

同委員会における審議を経て、平成二十年三月には新たな権限移譲の指針となる「新ぐんま権限移譲推進プラン」を策定した。このプランでは、権限移譲推進のための三つの基本的な考え方として、「理解と連携による権限移譲」、「包括的な権限移譲」、「市町村の意向を踏まえた権限移譲」を示すなど、住民サービスの充実に向けて、より市町村の実情や意向を踏まえながら、権限移譲を推進していく内容とされた。

こうした中で、平成十八年二月に旅券法が改正され、パスポート発給事務の一部を市町村に移譲することが可能とされたことを受けて、本県でも積極的な移譲に取り組むこととした。二十二年十月には、その第一陣として、伊勢崎市、甘楽町、板倉町及び明和町の四市町への移譲が実現した。

第四項 行政改革の推進

一 地方行政を取り巻く環境

国では、平成十二年十二月に閣議決定された「行政改革大綱」に基づき、特殊法人等改革、行政委託型公益法人等改革、政策評価制度の導入などの改革が進められた。

その後、行政改革を構造改革の重要な柱の一つとして、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」等の観点から推進していくこととされ、平成十六年十二月には「今後の行政改革の方針」が閣議決定された。この方針では、政府及び政府関係法人のスリム化、規制改革の推進、電子政府・電子自治体の推進、公務員制度改革の推進など多岐にわたる項目が示された。地方行革については、定員管理及び給与の適正化の一層の推進、指定管理者制度の積極的活用、第三セクターの抜本的な見直しなどを進めていくため、十六年度末までに、新たな指針を策定することとされた。

これを受け、平成十七年三月二十九日付けで示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、第三セクターの見直しなどについての具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を十七

年度中に公表することが求められた。また、公表に当たっては、二十二年四月一日における定員目標や経費削減の財政効果など、住民にわかりやすい数値目標や指標を掲げることをとされた。

二 群馬県行政改革大綱に基づく行政改革の推進

「第三次・群馬県行政システム改革大綱」の後を受けて平成十七年三月に策定した「群馬県行政改革大綱」では、「『質の高い県政』を推進し、県民の利益率の向上を図ること」を目的に、「県民本位の行政」、「変化に対応する行政」、「簡素で効率的な行政」の三つの視点を定めて改革に取り組むこととした。また、策定の過程で県民、県議会、全職員などから幅広く意見を聞き、議論を積み重ねるなど、より外

部の視点や意見を取り入れた内容とした。

三 集中改革プラン

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受けて、本県としては、既に策定済みの「群馬県行政改革大綱」に「主要目標」として、定員の削減、給与等の見直し、機構改革、外部委託の推進、事務・事業の見直し、市町村への権限移譲、公社・事業団改革、行政改革の財政効果、公営企業の行政改革などの項目に数値目標等を定め、対応することとした。本県の定員管理に関する目標及び改革期間終了後である平成二十二年四月一日時点での結果は別表一のとおりであった。

別表一

部門		平成十七年四月一日現在	削減予定人員	平成二十二年四月一日現在	実績
一般行政部門	教育部門	四、五五七人	▲五五〇人	三、九九七人	▲五六〇人
	警察部門	一六、三八一人	▲五〇〇人	一五、八八一人	▲五〇〇人
公営企業	警察官	三、一五八人	十七〇人以上	三、三六九人	十二一人
	その他	四六四人	▲二三人	四四四人	▲二〇人
病院局	企業局	三一七人	▲二五人	二八九人	▲二八人
	その他	九七〇人	十五〇人	一、〇八七人	▲一七人
その他		四一人		三四人	▲七人

四 県政運営の改革方針による行政改革の推進

平成二十年度から二十二年度までの三年間の行政改革の取組は、二十年三月に策定された「県政運営の改革方針」に基づき進められた。この方針では、「行政の役割改革」、「県庁改革」、「財政改革」の三つの改革に取り組むこととされ、ぐんま総合情報センターを活用した積極的な情報の発信、公共施設のあり方の検討・見直し、イベントの検証・見直しなど、県政運営全般に渡って改革が進められた。

五 新行政改革大綱の策定

「県政運営の改革方針」の後を受けて平成二十三年三月に策定された「新行政改革大綱」では、「県民目線の県政の実施」、「仕事の仕方の改革」、「健全な財政運営の維持」の三つの目標を掲げた。「県政運営の改革方針」が県政全般に渡る改革を推進する観点で進められたことに対して、新行政改革大綱では、「仕事の仕方の改革」を目標の一つに掲げたように、公共サービスの担い手改革や事務処理の効率化と経費削減など、改革の対象を絞って取り組む内容とされた。

六 指定管理者制度の導入

平成十五年六月に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度が導入された。この制度改正は、公の施設の管理に民間の能力を活用して、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としていた。本県では、十六年十月に「群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を公布し、県有施設への導入準備に取りかかった。十七年度には、導入予定施設の設置管理条例の改正、事業者の選定手続を行い、十八年四月に五十三施設において指定管理者による管理運営が始まった。

七 公共施設のあり方検討

厳しい財政状況を背景に、県が直接管理運営する施設の中で、民間の参入が見込まれると思われる施設や県の経費負担が大きい十五施設を対象に、そのあり方を検討し、見直しを行うため、県議会議員や民間の学識者等で構成する「群馬県公共施設のあり方検討委員会」が平成二十年三月に設置された。委員会は、知事からの諮問に基づき、施設の必要性、民間委託等の運営方法、負担軽減の措置などを検

討し、答申を行うことが役割とされた。二十年十月には、先行して調査審議された六施設に関する答申内容が中間報告として提出された。また、残る九施設に関する答申については、二十一年十一月に最終報告として提出された。これらの結果を受けて、水産学習館は閉館、県立高齢者介護総合センターは民間団体への譲渡、群馬県精神障害者援護寮は指定管理者制度の導入、旧知事公舎は解体することとなった。また、その他の施設においても運営内容の抜本的な見直しが行われ、経費の削減など効率化が図られた。

第五項 行政運営の改善

一 許認可等事務手続の改善

許認可等事務における迅速化、公正の確保、透明性の向上及び県民の負担軽減の観点から、全庁的な許認可等事務の改善に取り組んできた。

主な取組として、①審査基準や処分基準等の設定及び公表 ②標準処理期間の短縮化 ③申請・届出の簡素化及び効率化 ④ホームページにおける手続情報の提供 ⑤申請・届出様式のオンライン提供 ⑥電子申請の導入などがある。

このうち、電子申請について、平成十七年四月に施行され

た「群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に基づき、同年十月から「ぐんま電子申請受付システム」の運用が開始され、一部の許認可等事務の電子申請を開始した。

二 県民サービス向上運動の実施

県民サービス向上運動は、県民本意で質の高い行政サービスを提供することを目的として、昭和三十九年度から取り組んできた事務改善運動を受け継ぎ、平成十四年度から実施してきた。毎年度、全庁的にテーマを定め、各所属において仕事の進め方や接遇などに関する具体的な目標を設定して、取組を実施した。

平成十六年度には、県民本意で質の高い行政サービスの提供に取り組むため『ぐんま新時代』を拓く県民サービス向上宣言」を定め、併せて、県民全体の奉仕者として、公共の利益のため全力を挙げて取り組むための指針を『ぐんま新時代』を拓く職員行動指針」として定めた。また、行政サービスのさらなる向上を推進するため、群馬県行政改革推進本部の下部組織として「県民サービス向上委員会」を設置して十九年度まで取組を行った。

三 外部監査制度の推進

外部監査制度は、監査機能の専門性や独立性を強化し、住民の信頼性を高めるために導入された制度である。本県では、包括外部監査人が毎年度テーマを選定し、財務事務の執行等について監査を行い、専門的な立場からの確な指摘を行うことにより、県行政の経済性、有効性の強化に貢献している。

年度	包括外部監査内容
平成一四年度	補助金、特別会計
一五年度	公社・事業団、特別養護老人ホーム、女子大、保育大学校、農林大学校
一六年度	県が四分の一以上出資している団体
一七年度	試験研究機関
一八年度	県立学校
一九年度	県立病院
二〇年度	指定管理者制度、公の施設
二一年度	住宅政策
二二年度	県有資産の管理
二三年度	債権の管理

四 行政評価システムの導入

行政評価は、限られた行政資源の有効活用や県民への説

明責任を果たすため、行政活動の効果等を検証し、必要な見直し等を通じて行政のマネジメント能力を高めていくための手段である。また、政策・施策の優先順位を明確にし、無駄な事務事業を省いていくという役割も持っており、本県では、事務事業評価を導入し、予算編成に活用してきた。さらに、平成十八年度から、施策ごとに含まれる事業を検証し、重点的に取り組む事業を判断していくため、施策レベルでの評価を行う施策評価システムを導入した。

公共事業については、特に投資額が大きく、県民生活への影響も大きいことから、事業の計画段階から完了後までの各時点で、必要性、有効性、緊急性などの観点から評価を行う、本県独自の公共事業評価システムを順次導入してきた。

事業採択後一定期間を経過した公共事業を対象に、事業継続の可否を評価する公共事業再評価に加え、平成十七年度から、新たに実施する予定の公共事業を対象に、事業実施の優先度を評価する公共事業事前評価を導入した。さらに、二十一年度から、実施した公共事業を対象に、事業効果や環境への影響の確認等を行う公共事業事後評価を導入した。

第六項 定員管理

平成十三年度から十五年度まで人事課が所管していた定員管理の事務は十六年度から総務課所管となり、第三次・群馬県行政システム改革大綱(平成十四～十六年度)、群馬県行政改革大綱(平成十七～十九年度)、県政運営の改革方針(平成二十～二十二年度)に、それぞれ一般行政部門職員数の削減目標を六〇人、三〇〇人、三〇八人と掲げ、事務事業の見直しや事務の簡素化、組織の統廃合による合理化などに取り組み、十四年度から二十二年度までの削減目標の合計六六八人に対し、九三八人を削減した。

なお、平成十七年度から二十一年度までの五年間の取り組みは、国から要請のあった集中改革プランにも対応する「行政改革大綱の主要目標」(群馬県版集中改革プラン)を平成十八年二月に策定し公表した。この間の削減目標は一般行政部門職員数五五〇人とし、五六〇人を削減した。

第七項 行政組織

社会経済環境の変化や厳しい財政状況など、県政を取り巻く環境の変化に対応する組織の再編整備を行った。

一 県庁

○ 部等の再編

- ・ 食品安全会議の設置(平成十四年四月)
- ・ 食品安全行政を総合的に行うため、部局横断的組織として知事直轄の食品安全会議を設置した。
- ・ 特別政策本部の設置(平成十五年四月)
 - ・ 部局を超えて先駆的に事業に取り組むため、特別政策本部を設置した。あわせて、部局マネジメントによる企画・立案を促進するため、企画部を廃止した。
 - ・ 病院局の設置(平成十五年四月)
 - ・ 現場の判断と責任で、病院事業を専門的・機動的に推進するため、病院局を設置した。
 - ・ 理事制の導入(平成十六年四月)
 - ・ 縦割り意識の解消、部局横断的な発想、総合行政の推進のため、部を廃止し、知事の直近下位の内部組織として理事を設置した。

改正前	改正後
特別政策本部、食品安全会議、総務部、保健福祉部、環境生活部、農政部、林務部、商工労働部、土	理事(総務担当、企画担当、保健・福祉・食品担当、環境・森林担当、農業担当、産業経済担当、県

木部

土整備担当

あわせて、理事の下位の内部組織として総務局、保健・福祉・食品局、環境・森林局、農業局、産業経済局、県土整備局の六局を設置した。

・ 部制の導入(平成十九年十一月)
簡素で効率的なわかりやすい組織とするため、理事制を廃止し、部制を導入した。

改正前	改正後
理事(総務担当、企画担当、健康福祉担当、環境・森林担当、農業担当、産業経済担当、県土整備担当)	総務部、企画部、健康福祉部、環境森林部、農政部、産業経済部、県土整備部

・ 生活文化部の新設(平成二十年四月)
県民の生活を重視した行政の推進、文化や伝統等を核とした誇りある群馬づくりを推進するため、生活文化部を設置した。

・ 企画部の機能強化(平成二十年四月)
重要政策の総合調整、総合計画等を所管する企画部を

機能強化した(五課室から七課室へ拡充)。

○ グループ・係の再編

・ グループ制の全庁導入(平成十五年四月)
県民ニーズへの柔軟な対応と迅速な意思決定を図るため、平成十二年度から一部導入していたグループ制を全庁で導入した。

・ 係制の導入(平成二十年四月)
業務の括りに応じた規模の適正化を図るとともに、わかりやすい組織へ見直すため、グループ制を廃止し、係制を導入した。

平成十四年四月から二十四年三月までの知事部局の県庁組織の変遷は次のとおりである。

○平成十四年四月(八部三局等六十七課室)

・ 部等の再編 食品安全会議を設置

・ 企画部 地域創造課を設置、地域整備課を廃止

・ 環境生活部 人権同和課と県民生活課男女共同参画室

を統合し人権男女共同参画課を設置

・ 農政部 蚕糸課と流通園芸課を統合し蚕糸園芸課

を設置

○平成十五年四月(七部三局等六十七課室)

・ 各部共通 グループ制を全庁で導入

・部等の再編

特別政策本部を設置、企画部を廃止（企画課は廃止、地域創造課、情報政策課及び統計課は総務部へ、交通政策課は土木部へ移管）

・特別政策本部 第一課（新設）、広報課（総務部から移管）
・総務部 NPO・ボランティア室を設置、地域創造課、

情報政策課及び統計課を企画部から移管、県民サービス課を県民サービスセンターに改称

・保健福祉部

ねんりんピック推進室（課内室）をねんりんピック事務局（部内局）に改組

・環境生活部

生活環境課を廃棄物政策課に改称

・農政部

農業技術課を担い手支援課に改組、地方競馬対策室（課内室）を部内室に改組

・林務部

緑化推進課を緑づくり推進センターに改組

・商工労働部

経営支援課を廃止

・部等の再編

部制を廃止し理事制を導入、理事の下位の内部組織として総務局、保健・福祉・食品局、環境・森林局、農業局、産業経済局、県土整備局の六局を設置

・総務局

人権男女共同参画課を環境生活部から移

管、地方課を市町村課に、県民サービスセンターを県民センターに改称

・企画分野

第一課を廃止し新政策課を設置、NPO・ボランティア室を総務部から移管

・保健・福祉・食品局 食品安全会議事務局を設置、同事

務局内に食品安全課及び食品監視課を設置し、衛生食品課を廃止

・農業局

土地改良課及び農村整備課を廃止し農業基盤整備課を設置

・県土整備局

道路建設課及び道路維持課を廃止し道路企画管理課及び道路整備課を設置、建築

課及び住宅課を統合し建築住宅課を設置、

下水道課を下水環境課に改称

○平成十七年四月（七理事二局等六十五課室）

・総務局

総務事務センターを設置、学事文書課を学事法制課に改称

・企画分野

NPO・ボランティア室をNPO・ボランティア推進課に改称

・保健・福祉・食品局 監査室を施設監査課に改称、介護

保険課を高齡政策課に統合、ねんりんピク

ク事務局を廃止

・農業局

担い手支援課を地域農業支援課に改称

・県土整備局 検査契約指導課を設置、都市施設課を都市計画課に統合

○平成十八年四月(七理事三局等六十五課室)

・部等の再編 保健・福祉・食品局を健康福祉局に改称、知事室長を設置

・企画分野

・農業局 土地・水対策室を設置
地方競馬対策室を廃止

・産業経済局 観光局を設置、同局内に観光国際課(国際課(総務局から移管)及び観光物産課を統合)及び地域創造課(総務局から移管)を設置

・県土整備局 全国都市緑化ぐんまフェア事務局を設置

○平成十九年四月(七理事三局等六十七課室)

・部等の再編 会計管理者及び会計局を設置(出納局は廃止)

・総務局 特別監査室を設置

・企画分野 世界遺産推進室(課内室)を部内室に改組

・健康福祉局 保健福祉課を健康福祉課に、高齢政策課を介護高齢課に改称

○平成十九年十一月(七部三局等六十七課室)

・部等の再編 理事制を廃止し、部制を導入

○平成二十年四月(八部三局七十一課室)

・各部共通 グループ制を廃止し、係制を導入

・部の再編 生活文化部の新設、企画部の機能強化

・総務部 危機管理監(副部长級)及び危機管理室を設置、特別監査室を学事法制課に統合、消防防災課を消防保安課に改称

・企画部

企画課及び地域政策課を設置、情報政策課及び統計課を総務部から移管

・生活文化部

県民生活課、消費生活課、少子化対策・青少年課、国際課及び文化振興課を設置、NPO・ボランティア推進課を企画部から、人権男女共同参画課を総務部から移管

・健康福祉部

食品安全会議事務局を食品安全局に、青少年子ども課を子育て支援課に、食品監視課を衛生食品課に改称

・環境森林部 緑づくり推進センターを緑化推進課に改称

・農政部

地域農業支援課を廃止し技術支援課を設置、農業基盤整備課を農村整備課に改称

・産業経済部 地域創造課を廃止、観光国際課を観光物産課に改称

○平成二十年十月(八部三局七十課室)

・県土整備部 全国都市緑化ぐんまフェア事務局を廃止

○平成二十一年四月(八部三局七十課室)

- ・企画部 世界遺産推進室を世界遺産推進課に改称
- ・健康福祉部 施設監査課を監査指導課に改称
- ・県土整備部 検査契約指導課を契約検査課に、道路企画管理課を道路管理課に改称

○平成二十二年四月(八部三局七十一課室)

- ・部等の再編 危機管理監(副本長級)を部長級に格上げ
- ・企画部 総合政策室を設置

○平成二十三年三月(八部三局七十三課室)

- ・総務部 震災被災者支援室を設置
- ・産業経済部 物資・エネルギー対策室を設置
- 平成二十三年四月(八部三局七十三課室)
- ・環境森林部 廃棄物政策課を廃棄物・リサイクル課に改称

・県土整備部 建設企画課を設置、用地課を監理課に統合

○平成二十三年十一月(八部三局七十二課室)

- ・産業経済部 物資・エネルギー対策室を廃止

二 地域機関及び専門機関

地域機関及び専門機関については、総合行政の推進、地域完結型の組織、広域的観点から行政を展開できる組織の再編整備を行った。

○県民局の設置

平成十七年四月、総合行政の推進、地域完結型の組織、広域的観点から行政を展開できる組織とするため、総合出先機関である県民局を県内五箇所に設置した。

○業務の集約・再編

・平成十九年四月

生活保護等福祉関連事務を十一保健福祉事務所から五保健福祉事務所に集約

・平成二十一年四月

行政事務所(11)及び県税事務所(11)を行政事務所(5)、県税事務所(5)及び行政県税事務所(6)に再編、環境森林事務所の環境部門を九箇所から五箇所に、森林部門を九箇所から七箇所に再編

○中核市への権限移譲

・平成二十一年四月

前橋市への保健所業務の移管に伴い、前橋保健福祉事務所を廃止

・平成二十三年四月

高崎市への保健所業務の移管に伴い、西部保健福祉事務所を廃止

○専門機関の統合

・平成十五年四月

農業関係の試験場等を統合し農業技術センターを設置

平成十四年四月から二十四年三月までの知事部局の地域機関及び専門機関の変遷は次のとおりである。

○平成十四年四月

精神保健福祉センターをこころの健康センターに改称、都市計画高崎事務所を廃止

○平成十五年四月

農業試験場、農産加工指導センター、病害虫防除所及び園芸試験場を統合し農業技術センターを設置、工業試験場を廃止し群馬産業技術センターを設置、都市公園事務所を廃止

○平成十六年四月

食品安全検査センターを衛生環境研究所附置機関から独立した専門機関に変更、倉渕ダム建設事務所及び増田川ダム建設事務所を増田川ダム等建設事務所に再編

○平成十七年四月

総合出先機関である県民局を県内五箇所に設置(中部、西部、吾妻、利根沼田、東部)、行政事務所(11)、保健福祉事務所(11)、農業総合事務所(5)、土木事務所(12)を行政事務所(11)、県税事務所(11)、保健福祉事務所(11)、児童相談所(3)、環境森林事務所(9)、農業事務所(5)、土木事務所(12)に再編し、県民局内の各事務所を統括する部(地域政策部、県税部、

保健福祉部、環境森林部、農業部、県土整備部)を設置(吾妻及び利根沼田県民局を除く)、地域政策部(吾妻、利根沼田県民局においては行政事務所)内に政策室を設置、地方自治研修所を廃止し群馬自治総合研究センターを設置、県民健康科学大学を設置、群馬学院をぐんま学園に改称

○平成十七年十月

高齢者介護総合センター明風園を高齢者介護総合センターに改称

○平成十八年四月

中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所を統合し食肉衛生検査所を設置、県央流域下水道事務所及び東毛流域下水道事務所を統合し流域下水道事務所を設置

○平成十九年四月

保健福祉事務所の生活保護や介護保険事業者指導等の福祉関連事務を十一箇所から五箇所に集約、児童相談所を県民局の地域機関から健康福祉局の地域機関に位置付けを変更、蚕業試験場を蚕糸技術センターに改称

○平成二十年四月

県民局の部及び政策室を廃止、群馬自治総合研究センターを自治研修センターに改組、ぐんま総合情報センターを設置、教育委員会から近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館及び土屋文明記念文学館を移管、医療

短期大学を廃止、発達障害者支援センターを中央児童相談所附置機関から独立した地域機関に変更、東京園芸情報センターを設置、流域下水道事務所を下水道総合事務所に改組

○平成二十一年四月

行政事務所(11)及び県税事務所(11)を行政事務所(5)、県税事務所(5)及び行政県税事務所(6)に再編、前橋保健福祉事務所を廃止し中部福祉事務所を設置、環境森林事務所の環境部門を九箇所から五箇所に、森林部門を九箇所から七箇所に再編、ぐんま男女共同参画センターを設置

○平成二十二年四月

高齢者介護総合センターを民間移譲し介護研修センターを設置、鳥獣被害対策支援センターを設置、保育大学校を廃止、精神障害者援護寮に指定管理者制度を導入

○平成二十三年四月

西部保健福祉事務所を廃止、安中保健福祉事務所を設置、西部介護福祉事務所センターを設置

第三節 女子大学

第一項 学部・大学院

一 大学の歩み

平成十七年四月、「国際社会に対応しうる有能な女性の育成」という本学建学の理念を実現するため、英語コミュニケーション課程、国際ビジネス課程からなる国際コミュニケーション学部(六十名)を設置した。

平成二十一年四月、文学部に総合教養学科(二十名)を設置、大学院に国際コミュニケーション専攻(十名)からなる国際コミュニケーション研究科修士課程を設置、群馬学推進のために必要な事業を行うための拠点として群馬学センターを設置した。

平成二十二年四月、学生の興味分野の推移や社会の期待に因應するため、文学部英文学科のカリキュラムを改編し、名称を英米文化学科に変更した。

平成二十三年四月、文学研究科英文学専攻を英米文化専攻に改編した。

二 入学者の状況

文学部の入学定員については、平成十七年四月の国際コミュニケーション学部開設に伴い百八十名から百二十名に減員(国文学科は六十五名から五十名、英文学科は六十五名か

ら四十名、美学美術史学科は五十名から三十名し、二十一年四月の総合教養学科設置に伴い百四十名に増員(総合教養学科で新たに二十名)した。十四年度から二十三年度までの入学者数は、国文六百五十九名、英米文化(二十二年四月に英文学科から改編)五百七十二名、美学美術史四百六十三名、総合教養六十九名、合計で千七百六十三名であった。

国際コミュニケーション学部の入学生員については、平成十七年度の開設に当たり六十名(英語コミュニケーション課程と国際ビジネス課程の別なし)とした。初年度から二十三年度までの入学者数は、五百十四名であった。

入学者の選抜方法については、両学部で一般選抜、推薦入試、特別選抜(私費外国人留学生、帰国子女、社会人)、転入学・編入学試験に加え、AO入試を平成十七年度から、編入学(県内推薦)試験を十八年度から開始した。また、個別の入学資格審査制度を十六年度から文学部の一般選抜、社会人選抜で設け、翌十七年度からは文学部のAO入試、国際コミュニケーション学部の一般選抜、AO入試、社会人選抜で設けた。

文学部の入試区分別募集人員については、一般選抜前期日程では、平成十七年度から国文学科で五十名から三十名に、英文学科(二十二年から英米文化学科。以下同じ。)

で四十五名から二十名に、美学美術史学科で三十五名から十五名にし、二十一年度新設の総合教養学科で十名とした。同後期日程では、十七年度から英文で十名から八名、さらに二十年度からは五名とした(国文、美学美術史は各五名で変わらず。総合教養は募集なし)。推薦入試では、十七年度から各学科十名から英文と美学美術史で七名とし、さらに二十年度から美学美術史で五名、二十一年度新設の総合教養で五名とした。十七年度開始のAO入試では、当初は国文、英文で各五名、美学美術史で三名、二十年度からは英文で八名、美学美術史で五名とし、二十一年度新設の総合教養では五名とした。転・編入試験では、二十三年度から総合教養で新規に二名とした(国文五名、英文五名、美学美術史三名は変わらず)。

国際コミュニケーション学部の入試区分別募集人員(課程の別なし)については、平成十七年度の開設に当たり一般選抜前期日程では三十名、同後期日程では十名、推薦入試では十五名、AO入試では五名とし、翌十八年度からは一般選抜後期日程では五名、AO入試では十名、転・編入試験(新規)では六名とした。

なお、平成二十三年度入試では、東日本大震災のため、両学部で一般選抜後期日程の一部の受験者の可否を大学入試センター試験のみで判定した。

大学院の入学人数については、平成十四年度から二十三年度まで日本文学専攻四十四名、英米文化専攻(二十三年四月に英文学専攻から改編)三十六名、芸術学専攻三十九名、国際コミュニケーション専攻(二十一年四月開設)十二名、合計百三十一名であった。

大学院の入学者の選抜方法については、一般選抜のほか私費外国人留学生、社会人、シニア、企業推薦(県内)の各特別選抜を実施した。

三 学生生活と進路

学生自治組織の学友会の下に、演劇部、吹奏楽部、茶道部などの文化系とバレーボール部、バドミントン部などの体育系の合計五十余のサークルがあり、全体の約六割の学生が入部し、共通の趣味やスポーツを楽しみながら協調性、創造性、指導力などを養った。

また、大学行事として学生が毎年実施している大学祭では、ライブコンサートやファッションショー、のど自慢大会、英語弁論大会のほか、各サークル等の発表・公演などに多くの学生が参加した。

卒業後の進路については、厳しい雇用情勢のなか、卒業生のうち大多数が就職し、約一割が大学院などへ進学した。就職先の主な業種は、サービス業、製造業、小売業、金融保険

業、教員、公務員等であった。

四 国際交流

平成十七年三月、アメリカ合衆国のカリフォルニア大学サンディエゴ校エクステンションセンターと学術交流協定、ハワイ・パンフィック大学と友好協定を締結した。翌十八年六月にはハワイ大学ヒロ校と派遣協定及びカナダのヒューロン大学と交換留学協定、十月には韓国の高麗大学校と交換留学協定を締結した。更に、二十年十一月、中華人民共和国の大連外国語学院と、翌二十一年九月、アメリカ合衆国のオクラホマ州立大学と交換留学協定を締結した。

平成十四年度からこれまでに、交換留学では二十二名の学生を派遣し、三十一名の学生を受け入れた。また、十五年度から渡航費と留学先授業料の一部を補助する海外留学支援金制度を設けるなど、独自の海外留学支援制度を導入し、これまでに、半年から一年間の長期留学に百四十七名、長期休業期間を利用した短期研修に八百七十八名を派遣した。

第二項 外国語教育研究所

平成十七年九月、英語教育の改革案についてまとめた四

分野四十項目からなる「新・英語能力の向上に関する提言」を知事に提出した。また、二十一年十月には、それまでの提言の実現状況の検証を行った上で、「四技能の調和のとれた総合的英語能力の育成」をはじめとする、四分野三十項目にわたる「二〇〇九英語能力の向上に関する提言」をまとめ知事に提出し、その実現を目指した各事業を実施するとともに、他部署、関係諸機関に協力を働きかけた。

平成二十二年十二月七日、設立十周年記念英語教育シンポジウム「小中高大で育む英語〜いま私たちが大切にしたいこと」が本学において開催され、県内の英語教育関係者二百名が参加した。

また、県民英会話サロン「グローバルカフェ」や講演会・シンポジウム、小学校英語活動支援、元国連事務次長の明石康所長を塾長とする高校生グローバル人材育成「明石塾」、明石杯高校生英語コンテスト、本学学生に対する海外留学支援や群馬県観光親善学生大使委嘱などの各事業を実施したほか、非常勤嘱託の外国人研究員による本学学生への英語指導や県内高等学校と連携した英語授業をとおして、本県及び本学の英語教育に貢献するため、実践的な見地からの調査研究にも精力的に取り組んだ。

第三項 群馬学センター

女子大学では地域学としての「群馬学」を提唱し、平成十六年から「群馬学連続シンポジウム」を開催するとともに、二十一年四月、「群馬学」確立のための拠点として群馬学センターを設置した。

「群馬学」は、群馬について様々な角度や視点から調査、研究し、県民や県内外の有識者と幅広く意見交換することを通じ、群馬の特性、魅力や諸問題を再認識し、新たな地域文化創造や郷土愛、県民としての自信創出につなげていく知的活動であるとした。また、グローバル化に伴い、その成果を日本や世界に発信していくことを目指すこととした。

群馬学センターでは、シンポジウムを平成二十三年度までに二十二回開催し、参加者は延べ一万名を超え、記録書籍を四巻刊行した。二十二年度からは公募研究員「群馬学センターリサーチフェロー」制度を導入し、三十七名三団体が研究に参加した。また、資料室を整備し、約六千五百冊の群馬に関する図書を公開した。

第四項 附属図書館

平成十九年四月、「群馬県立女子大学附属図書館利用

規程」を改正し、学部生の館外貸出冊数を四冊から五冊に変更した。

平成十九年度には新たな図書管理システムの導入が決まり、翌二十年四月、「群馬県立女子大学附属図書館図書管理システム導入事業審査委員会設置要領」を制定し、その第一回審査委員会において総合評価一般競争入札方式を採用することとなった。翌二十一年一月に稼働したシステムでは、インターネット上に情報を公開したことにより、自宅のパソコンから蔵書検索、貸出期間の延長、貸出中の図書への予約、所蔵していない図書の購入希望依頼、他の大学や公共図書館等への相互貸借依頼が可能になった。また、携帯電話からも蔵書検索が可能になり、附属図書館に來なくても、自宅にいなくても利用できるようになった。さらに、群馬県内の公共図書館や大学図書館等で構成される群馬県図書館協会の加盟館による横断検索にも参加した。

平成二十二年四月から図書館の管理運営業務を外部委託し、カウンター関連業務を四名の委託スタッフが担当することとなった。

平成二十三年五月から七月には、附属図書館エントランスホールにおいて「地震と情報」という企画展示を行った。冷静に事態を判断するために、氾濫する情報に流されることなく、しっかりと自分達で情報を選択できるようになってほし

いという趣旨のもと、関連図書を展示し、壁面には地震発生翌日の各紙トップ面を貼り、報道のされ方の違いを目で見てわかるようにした。

平成二十三年度末の蔵書冊数は十四万六千冊に達している。

第五項 公開講座の開催

公開講座は、日頃の学術研究の成果を公開することにより、県民の生涯学習の一助となることを目的として、県内の他の大学に先駆け、開学翌年の昭和五十六年以来、毎年実施している。平成二十三年度までの受講者は、延べ四万名を超えた。

また、よりきめ細かな社会貢献活動の一環として市町村の公民館や高等学校などからの要請に応じ、無料で講師を派遣する出前講座・出前授業を実施した。平成二十三年度は、出前講座を三十七講座、出前授業を七授業実施した。

第六項 大学施設

平成二十四年三月現在の校舎の概要は次のとおりである。

校舎の概要

敷地面積	六万三千七百九十三 ² m
うち校舎面積	三万九千五百五十九 ² m
運動場	一万六千七 ² m
駐車場等	八千二百二十七 ² m
主な建物	
教室・研究棟	七千七百六十八 ² m
附属図書館	千九百九十五 ² m
	九十八室
	十五室

新館	五千三百三十 ² m	七十三室
講堂	二千二百二十六 ² m	
体育館	二千三百七十八 ² m	
大学会館	千五百三十二 ² m	十七室
実技棟	千七百六十八 ² m	二十六室
クラブ棟	八百四十二 ² m	
管理棟	千四百五十八 ² m	二十三室
機械棟	六百五十二 ² m	

第四章 震災被災者支援室

第一節 組織等の変遷

第一項 震災被災者支援室

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災による被災者に対する総合的な支援を行うとともに、震災によ

る県民生活、県内経済への影響に的確に対応するため、同年三月二十五日に新設され、室長以下二係（総務調整係、被災者支援係）八名体制となっている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は次のとおりである。

震災被災者支援室長	総務調整係 (三名)		被災県との連絡調整、支援本部の運営
	被災者支援係 (四名)	被災者受入れに関する連絡調整、避難者に対する生活支援及び物資調達の調整	

職名	在職期間	氏名
震災被災者支援室長	自平成二三・三・二五 至平成二四・三・三一	入内島 敏彦

第二節 主要な施策、事業等の推移

第二項 県内への避難者の受入状況

平成二十三年三月十七日、池本副知事を被災地（福島県）へ派遣し、一万二千人規模の震災被災者の受入れが可能であることを申し出た。また、市町村における広域避難者

受入れ体制が整備されるまでの間、一時的に広域避難者が避難する施設として、群馬県総合教育センター内に「避難者受入れ支援センター」を開設し、避難者の実情や希望を踏まえた避難先とのマッチング及び避難所運営等に着手した。

三月二十六日には知事が福島県知事及び宮城県知事を訪問し、避難者の受入れ等の支援について表明をした。

本県では、避難者に少しでも環境の良い所で避難生活を送っていただくため、市町村や民間事業者等とも連携し、主に旅館・ホテル・民宿、公営住宅等を避難施設として提供した。

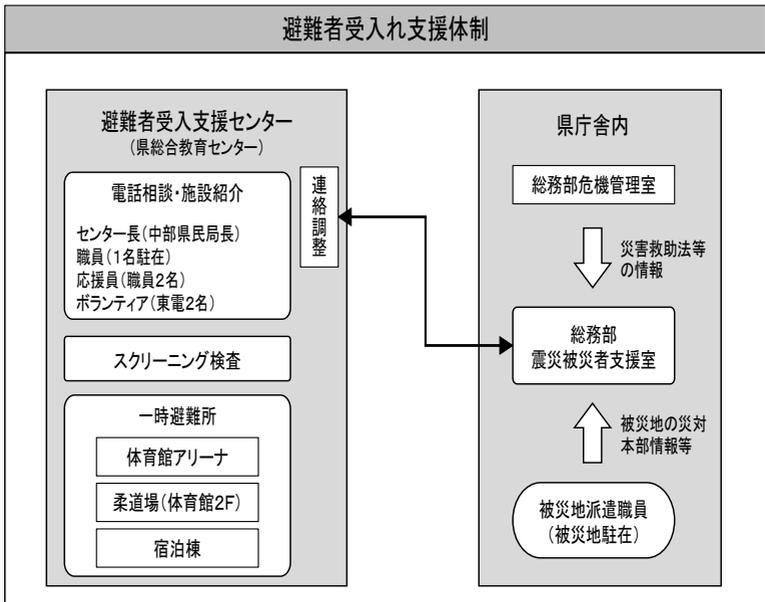
県による受入れのほかにも、被災地と県内市町村との友好関係、相互防災協定等により、市町村が独自に集団的に避難者を受け入れたり、群馬県内の親類・縁者を頼って、あるいは企業の関連で個別に避難する人も見受けられた。県内ほとんどの市町村が避難者を受け入れ、最大時（平成二十三年三月二十七日）には、約三千七百人病院・福祉施設含むの避難者が滞在した。

さらに、被災地の病院や福祉施設等からの転院希望患者等の受入れに当たっても、県内医療機関、福祉施設等との協力の下に、要配慮者の受入れ支援を行った。

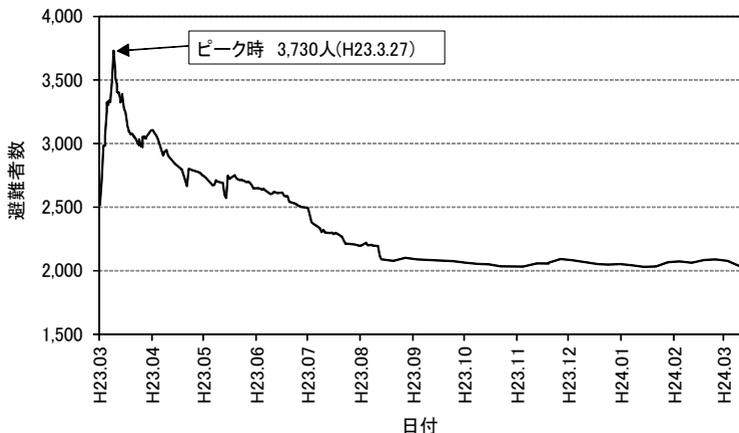
避難者の出身県別の内訳は、福島第一原子力発電所の事

故の影響等により、福島県からの避難者が全体の九十五%を超えており、次いで宮城県、岩手県の順で、被害が甚大であった被災三県以外では茨城県からの避難者が数名あった。

その後、福島県復興計画(平成二十三年七月策定)に基づき、群馬県内の旅館・ホテル等の避難所は、平成二十三年十月末をもって全て閉鎖されたことから、本県では、原発事故等の影響で群馬県内での避難を引き続き希望する方々に対し、応急仮設住宅として県営住宅や県が借り上げる民間賃貸住宅等を提供した。



避難者数の推移



避難所の種別ごとの避難者数比較(避難当初-H24. 3. 28)

(単位:人)

時点	一次避難所 ※1	公営・民間等 住宅	ホテル・旅館 等	その他 ※2	病院・福祉 施設	計
H23. 4. 1		311	797	1,890	169	3,347
H24. 3. 28		0	1,571	0	289	2,037

※1 一次避難所: 公営住宅、ホテル、旅館等以外の公設施設。福祉センター、健康センターなど個室を伴う施設を含む。

※2 その他: 親戚、知人宅、別荘等。

第二項 避難者への各種支援

一 避難所等での支援

(一) 避難者の健康維持に関する支援

避難所支援の一環として、避難所の運営・管理における留意事項等を取りまとめた国(厚生労働省)のガイドラインをはじめ、各種情報を各市町村を通じて提供した。

一方、公営住宅・民間賃貸住宅等に居住する避難者への支援として、高齢者・障害者などの世帯、あるいは単身で暮らす世帯に対し、保健担当部局や県保健福祉事務所、地域の民生委員・児童委員とも連携した戸別訪問等による見守り活動の実施を各市町村へ依頼した。

また、福島県南相馬市から集団的な避難をしてきた方々が生活する吾妻、利根沼田県民局においては、各保健福祉事務所の保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難者のこころと体の健康維持を支援した。

(二) 避難者の意向調査(今後の避難先等)

平成二十三年四月に福島県の依頼に基づき、今後の避難者支援に資するため、旅館・ホテル、避難所等に避難している方々の今後の避難先に係る希望や就労に関する意向等について、調査(アンケート方式)を実施した。

(三) その他の支援

避難者や市町村等からの要望に応じ、バスを借り上げて県有施設へ日帰りで招待したほか、避難者を対象に、県立美術館・博物館の入館料を無料にした。

二 応急仮設住宅の提供

避難者に対して応急仮設住宅（県営住宅、民間賃貸住宅等）を提供した。

（一） 県営住宅

平成二十三年三月十五日から三十八戸で受入れを開始した。その後、順次提供可能な住戸を増やし、二十四年三月三十日時点で五十二世帯、百四十九名の方が入居している。

（二） 民間賃貸住宅

民間賃貸住宅の所有者及び管理者等の協力を得て、平成二十三年八月から入居申込みの受付を開始し、二十四年三月三十日時点で二百三十世帯、六百四名の方が入居している。

（三） 群馬県住宅供給公社賃貸住宅

群馬県住宅供給公社の公社賃貸住宅を県で借り上げ、平成二十三年三月二十日から順次避難者の受入れを開始し、二十四年三月三十日時点で九世帯、三十名の方が入居している。

三 物的支援

県民や企業等から提供いただいた救援物資を市町村や行政事務所と連携して県内避難所等へ搬送するとともに、旧保育大学校にて、物資配布会を開催するなどの支援を行った。

また、日本赤十字社が実施する「生活家電セット」の寄贈について、県内受入れ各市町村及び被災県災害対策本部等と連携し、対象となる避難者の意向確認から生活家電セットの支給決定事務までを実施した。

四 情報提供

県内避難者へ各種支援等の情報を提供するため、情報誌「避難者支援だより」を発行し（平成二十三年度末までに合計二十一回発行）、各市町村に対し避難者への戸別配布、市町村役場内又は避難者交流拠点等の情報コーナーへの掲示を依頼した。

また、避難元自治体等の情報を提供するため、福島県災害対策本部及び福島県からの本県駐在員等と連携して各市町村及び支援団体に対して、福島県からのお知らせや地元新聞（福島民報・福島民友）の各種情報を提供した。

五 就労・就業に関する支援

群馬労働局（ハローワーク）管内における就労を支援するとともに、避難者の意向や要望を踏まえ、個別の支援が必要な避難者に対しては、県独自のきめ細かな支援を実施した。

(一) 緊急雇用創出基金を活用した雇用の創出
国の緊急雇用創出基金を活用して、本県へ避難している方の雇用（県臨時職員等）を創出した。

(二) 避難者向け求人情報の収集・提供
避難者を雇用する企業の求人開拓を県独自で行い、避難者向けの求人情報を収集するとともに、群馬労働局が持つ避難者向けの求人情報と一元化し、各市町村を通じて週一回のペースで情報提供した。

(三) 個別就労支援
ハローワークによる支援だけでは就労が困難な避難者に対し、個別対応による県独自の就労支援を行った。

(四) 労働・雇用に関する相談窓口の設置・セミナーの開催
労働・雇用に関する様々な悩みや疑問に対応するため、各種相談窓口の設置やセミナーの開催による、きめ細かな対応を行った。

六 就学支援

(一) 義務教育学校

県内に避難してきた児童生徒の小中学校への受入れがスムーズに進み、安心して学校に通えるよう、転入学先の学校指定までの流れや、指導要録・出席簿の作成方法、教科書の給与等について示した「被災児童生徒受入れの手引き」を作成した。

また、被災した児童生徒の心のケアを図るため、国の緊急スクールカウンセラー派遣事業を活用し、小中学校にスクールカウンセラーを派遣した。

さらに、被災による経済的理由から就学が困難となった世帯の幼児児童生徒には、緊急的な就学支援を実施するため、被災児童生徒就学支援等臨時交付金を活用し、市町村に対し就学補助のための経費を措置した。

(二) 高等学校

被災生徒等が県立高等学校等への転入学等を希望してきた場合は、校長の裁量により可能な限りの弾力的な対応を行うこととした。これに合わせて、群馬県立学校の入学料等に関する条例の一部を改正し、受検料及び入学料の免除に係る規定を新たに設けた。

(三) 特別支援学校

被災幼児児童生徒が県内公立特別支援学校へ転入学等を希望してきた場合は、小中学校への希望者は「区域外就

学」の手續を行うこととし、幼稚部・高等部については、校長の裁量により可能な限り弾力的な対応を行うこととした。
また、転入学後の障がいの状態への配慮等、十分な支援が実施できるようにした。

七 その他

(一) NPOやボランティア等による支援

避難者受入れ自治体による支援に加え、NPO法人やボランティア等による避難者支援活動(各種イベント招待、地域住民や避難者同士の交流会、義援金や物資支援等)が、県内各地域で活発に行われた。

(二) 避難者等の放射線測定・健康相談

避難者等の健康に対する不安を取り除くため、各保健福祉事務所及び保健予防課において、健康相談及び放射線による表面汚染調査を実施した。

(三) 被災自治体等と連携した避難者支援事業

ア ふるさとふくしま暮らしサポートミーティング

福島県外の避難者を対象に、避難元市町村の自治体情報をはじめ、暮らしや雇用・各種申請に関する相談、避難元自治体の方々とのおれあい等を目的とした「ふるさとふくしま暮らしサポートミーティング(産業経済省主催)」が平成二十四年二月に前橋市で開催された。

イ ふるさとふくしま巡回相談セッション

福島県内での就職活動の仕方、求人情報の案内や職業紹介、国や福島県の就労支援施設の活用方法など福島県の相談員が巡回して避難者の就労に関する悩み事に答える「巡回就職相談会(福島県主催)」が平成二十三年十一月以降、前橋市・高崎市・太田市内の会場で開催された。

ウ 福島県南相馬市からの避難者と南相馬市職員との懇談会

福島県南相馬市の今後の除染・復興計画等の説明、避難市民の要望事項の聴き取り等を目的とした懇談会(南相馬市主催)が平成二十四年二月に五県民局単位で実施された。

第五章 人事課

第一節 組織等の変遷

第一項 人事課

一 人事課

平成十四年四月に従来の四係を廃止してグループ制を導入し、人事グループ、給与グループ、福利厚生グループの三グループ体制となった。

平成十六年四月には、新たな人材育成方針の作成や職員研修の在り方の検討等を行うため、人材育成グループを設置し、四グループ体制となった。

平成十七年四月には、福利厚生グループを総務事務センターに、人材育成グループを群馬自治総合研究センターに移管し、二グループ体制となった。

平成二十年四月には、グループ制を廃止して係制を導入し、人事係と給与係の二係体制となり現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び

歴代課長は、次のとおりである。

人事課長	人事係	職員の任免・分限・懲戒・人事評価制度
	給与係	
次長	(六名)	
	(八名)	

職名	在職期間	氏名
人事課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	福島 金夫
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	谷野 和義
総務部参事兼 人事課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	引田征一郎
人事課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	劍持 文彦
総務部参事兼 人事課長	自平成一八・四・一 至平成一九・七・三一	中山 博美

人事課長	自平成一八・八・一 至平成一九・八・三一	青木 宏司
〃	自平成一九・九・一 至平成二〇・三・三一	遠山 莊一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	茂木 一義
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	尾藤 篤

第二項 地域機関

一 自治研修センター

地方自治に関する調査研究と職員研修等の業務を担当していたが、平成二十年四月に全庁的な組織再編が行われ、企画部が全庁の企画・シンクタンク機能を担うこととなったことに伴い、業務内容が職員研修に特化され、総務部の県庁組織から人事課の所管する地域機関とするとともに、名称も群馬自治総合研究センターから自治研修センターに改称した。

また、その際に、グループ制を廃止し、研修係のみの一係体制となり現在に至っている。

歴代の所長は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
自治研修センター所長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	関 隆之
〃	自平成二一・四・一 至	荒井 進

二 地方自治研修所

総務部の県庁組織であった地方自治研修所は、研修第一係と研修第二係の二係体制で県職員研修や市町村職員合同研修などを担当していたが、平成十五年四月に人事課の所管する地域機関とするとともに、係制を廃止してグループ制を導入し、職員研修グループと合同研修・管理グループの二グループ体制となった。

平成十六年四月には、職員研修グループと合同研修・管理グループを統合し、研修グループのみの体制となった。

平成十七年四月に、群馬自治総合研究センターに改称した。

歴代の所長等は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
地方自治 研修所長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三一	木村 芳雄
地方自治研 修所管理課長	自平成一二・四・一 至平成一五・三・三一	根岸 晴雄
地方自治研 修所管理部長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	廣井 努

三 群馬自治総合センター

平成十七年四月に、地方自治・分権に関する調査研究の活動拠点とするため、組織の見直しを行い、総務局の県庁組織とし、研究グループと研修グループの二グループ体制となった。これに伴い名称も地方自治研修所から群馬自治総合研究センターに改称し、地方自治に関する基礎的な調査研究をはじめ、県や市町村の職員と県民らが自由に意見交換できる場の提供などを行った。

歴代の所長等は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
群馬自治総合研究センター所長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	総務担当 理事兼務

群馬自治総合研究センター副所長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	稲葉 清毅
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	栗原 弘明
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	田中 一雄

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 人事管理

地方分権の進展や住民ニーズの多様化・高度化に伴い、地方公共団体には限られた財源や人材等を有効に活用しながら行政サービスを効率的かつ効果的に提供することが求められ、人事施策についても新たな制度の導入が続いた。

まず、平成十四年四月一日には、国において「公益法人等（の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律）」が施行されたことを受け、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を施行した。これは、従来の地方公務員制度には、公益法人等の業務に地方公共団体の職員を専ら従事させるための制度がなく、派遣される職員の身分や給与の取扱いな

どが各団体によって異なっていたことから、公益法人等との適切な連携及び協力による諸施策の推進を図るため、職員を派遣するに当たって、統一的なルールを定めたものである。

平成十五年四月一日には、国において「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことを受け、「群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を施行した。これは、地方分権の推進に伴い、地方行政の高度・専門化が進んでいることを踏まえ、公務部内では得がたい専門的知識経験を備えた民間人材を一定期間、活用することを可能とするものである。

平成十七年四月には、地方公務員法の一部改正に伴い、「群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を施行した。これは地方公共団体における人事行政の運営等の状況を住民に公表することにより、その公正性・透明性を高めようとするものである。

また、平成二十一年十月からは、職員の人材育成と組織マネジメントの向上、さらには処遇反映により公平性・納得性を高めることを目的として能力評価と業績評価からなる新たな人事評価制度の運用を開始した。

第二項 給与管理

給与制度管理の目的は、適切な給与水準等を確保することにより職員の士気を維持し、もって公務能力の向上を図ることにあるが、平成十四年度から二十三年度の間の職員給与を巡る動きは、この間の社会経済情勢の影響を受け、職員にとつて非常に厳しいものとなった。

まず、人事委員会勧告に基づき給与改定の動きとしては、平成十四年度の勧告で、勧告制度創設以来、初となる月例給のマイナス改定が勧告されると、平成十六年度の据え置きを挟み、平成十七年度までマイナス改定の動きが続いた。

平成十八年度からは、前年度の勧告に基づき給与構造改革を実施することとなった。

これは、地域民間給与のより一層の反映と職務・職責に応じた給与への推進などを目的としたもので、初年度である平成十八年度には、給料表の構造の見直し、給料水準の引下げ、昇給時期の統一、調整手当の廃止及び地域手当の新設などの改正を行い、平成十九年度には、県内勤務者に対する地域手当の支給や管理職手当の定額化などの改正を行った。

平成二十一年度には、いわゆる「リーマンショック」の影響

等から、民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金が大幅に減少していることを受け、六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置が勧告され、六月期の期末・勤勉手当を〇・二月分凍結した。

また、これら人事委員会勧告の動きとは別に、平成十四年度から十八年度の間には、当時の社会経済情勢や本県の財政状況等を考慮し、特別職及び一般職のうち管理職について、独自の給与抑制措置を行ったほか、十四年度には管理職以外の職員についても次期昇給期の延伸措置を実施した。

平成十四年四月～二十四年三月の主な給与改定等の経過

一四	四一	特例的給与抑制の実施 ・知事、副知事 給料一〇%削減 ・その他の特別職 〃 八% 〃 ・部長級職員 〃 五% 〃 ・課長級職員 〃 四% 〃 ・非管理職員 〃 〃 〃 次期昇給期の 3月延伸	平均給与 月額(円)	平均 年齢
			四〇〇、八四二	四一・八

一五	四一	三月期の期末手当の廃止 ・特例的給与抑制の実施 ・知事・副知事 給料〇%削減 ・その他の特別職 〃 八% 〃 ・部長級職員 〃 二・五% 〃 ・課長級職員 〃 一・五% 〃	給料表の改定 ▲一・八三% 期末・勤勉手当の引下げ (▲〇・〇五月分) ・扶養手当の改正 ・配偶者 一六、〇〇〇円 ↓ 一四、〇〇〇円 ・子三人目 〃 三、〇〇〇円 ↓ 〃 五、〇〇〇円	三九三・七七〇
二二	二二		給料表の改定 ▲一・〇二% 期末・勤勉手当の引下げ (▲〇・二五月分) ・扶養手当の改正 ・配偶者 一四、〇〇〇円	四二・〇

一七	四二	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当の新設 ・特例的給与抑制の実施 ・知事・副知事 給料一〇%削減 ・その他の特別職 〃 八 % 〃 ・部長級職員 〃 三・五 % 〃 ・所属長級 〃 一 % 〃 	四〇〇、六一六	四二九
一六	四一	<ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地手当の見直し ・対象地域の見直し ・地域区分の見直し (五区分↓一区分) ・支給方法の見直し (一括支給↓月額支給) 	三九三、三四六	四二四
		<ul style="list-style-type: none"> ・特例的給与抑制の実施 ・知事・副知事 給料一〇%削減 ・その他の特別職 〃 八 % 〃 ・部長級職員 〃 三・五 % 〃 ・所属長級職員 〃 一 % 〃 		

一八	四二	<ul style="list-style-type: none"> ・給与構造改革の実施 ・給料水準の引下げ (平均▲四・八%) ・昇給期の統一 (年四回↓年一回) ・給料表構造の見直し ・枠外昇給の廃止 号給の細分化 行政職一〇級制 ↓九級制 ・調整手当を廃止し、地域手当を新設 ・特例的給与抑制の実施 ・知事・副知事 給料一〇%削減 	四〇一、二七九	四三・五
	二二	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の改定 ▲〇・三% ・扶養手当の改正 配偶者 一三、五〇〇円 ↓一三、〇〇〇円 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・期末・勤勉手当の引上げ (十〇・〇五月分) 		

一九	四二	二〇	二二
<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の改定 十〇・〇・〇三% ・期末・勤勉手当の引上げ (十〇・〇・五月分) ・県内勤務職員に対する地域手当の支給(一律二%) ・管理職手当の定額化 ・期末特別手当の新設 ・扶養手当の改正 (子 一律六、〇〇〇円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の特別職 // 八% // 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地手当の見直し ・地域区分の見直し (一区分↓三区分) ・手当額の引き下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 特例的給与抑制の実施 ・知事・副知事 給料〇%削減 ・その他の特別職 // 八% // ・部長級職員 ・課長級職員 管理職手当八%削減 ・所属長級職員
四〇五、八六七	四〇八、六〇五	四〇五、〇〇六	四〇二

二二	二二	二二	二二
<ul style="list-style-type: none"> ・期末特別手当の廃止 ・六月期の期末・勤勉手当の凍結 (〇・二月分) ・給料表の改定 ▲〇・一八% ・期末・勤勉手当の引下げ (▲〇・三五月分) ・住居手当の改正 ・持ち家に係る住居手当 四、五〇〇円↓三、六〇〇円 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当六%削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当の支給割合の見直し ・月々時間超の支給割合の引上げ ・時間外勤務代休時間の新設 特例的給与抑制の実施 ・知事・副知事 給料〇%削減 ・その他の特別職 // 八% // ・部長級職員 // 三% // ・課長級職員 // 二% // 	<ul style="list-style-type: none"> 三九九、九三七 四〇二

二二二	二二三	給料表の改定 ▲〇・二五%	給料表の改定 ▲〇・二九%		
	四二	・給料表の改定 ・高齢層職員の給与減額措置の新設 ・期末・勤勉手当の引下げ (▲〇・二百分)	・持ち家に係る住居手当の廃止 ・特例的給与抑制の実施 ・知事、副知事 給料〇%削減 ・その他の特別職 " 八% " ・部長級職員 " 三% " ・課長級職員 " 二% "	三九四・九〇三	四四〇
二二三	二二二	給料表の改定 ▲〇・二九%			

※ 平均給与月額及び平均年齢は、人事委員会が行う「職員給与実態調査」における知事部局のものである。

第三項 勤務時間、休暇制度等管理

職員の勤務時間については、平成四年度に週休二日・週四十時間勤務に移行した後、大きな見直しは行われずにきたが、国家公務員の勤務時間が二十一年四月から週三十八時間四十五分へと変更され、同年、人事委員会から勤務時間の変更に関する報告があったことから、本県においても二

十二年四月から国家公務員と同様に勤務時間を変更することとなった。

また、社会全体が仕事と生活の調和を目指す中で、公務員職場においても多様な働き方を可能とする制度の導入などが行われた。

まず、平成十七年三月には、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき「群馬県特定事業主行動計画」を策定し、県が事業主としての立場から、職員の子どもの健やかな育成について果たすべき役割や目標を定めた。

平成十七年四月一日には、地方公務員法の一部改正を受け、「職員の修学部分休業に関する条例」と「職員の高齢者部分休業に関する条例」を施行した。

修学部分休業制度は、大学等の教育施設において修学を希望する職員に対し、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことを認めるもので、高齢者部分休業は定年前五年以内の年齢である職員について、同様に勤務時間の一部について勤務しないことを認めるものである。

平成十九年四月一日には、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が一部改正され、常勤職員のまま育児のために短時間勤務をすることが可能となったことから、本県においても「職員の育児休業等に関する条例」を改正し、従来の育児休業と部分休業に加え、育児短時間勤務

制度を導入した。また、併せて同法の改正により部分休業の取得期間が子が三歳に達するまでの間から小学校就学始期に達するまでの間に拡大された。

平成二十年四月一日には、地方公務員法の一部改正を受け、大学等における修学や国際貢献活動を希望する職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを可能とする「職員の自己啓発等休業に関する条例」を施行した。

第四項 人材育成

「群馬県人材育成基本方針」（平成十一年四月策定。十八年四月改訂。）を踏まえ、自ら地域の課題を発見・解決していく、より「質の高い行政」を担う人材を育成するため、県職員研修、県・市町村職員合同研修、町村職員研修を行った。

平成十七年四月、「群馬自治総合研究センター」設置に伴い、職員研修は、政策形成能力向上などで研究業務と連携しつつ、地方分権時代に求められる職員の主体的な能力開発を重視した希望制研修中心の体系にシフトするとともに、地方自治に関する県民参加型のセミナー等を開催した。

組織の見直しと併せて、平成十七年度から、高度な専門的ノウハウを有する民間の専門機関へ研修業務を委託することとし、質の高い講師陣による時代やニーズに合ったより効果的・効率的な研修が実現した。更に、十九年度からは契約期間を三年とすることにより、中期的な視点での研修の改善を図りやすくした。

平成二十年四月、「群馬自治総合研究センター」を研修機能に特化した「自治研修センター」とし、職員の定数削減等組織のスリム化が急激に進行する中、職員一人ひとりの能力向上に加えて、組織力の強化が急務となったことから、県職員研修を、職位の節目節目で職責をしっかりと意識させる階層別研修重視の体系に組み直した。その後も、選抜制の研修、二階層で横断的体系的にチームワーク力の向上を目指す研修を導入する等継続して階層別研修の強化を図った。

中でも新規採用職員研修については、半年間に及ぶ長期の研修を見直し、職場研修をベースにメニューを絞り込んだ構成とすることで、即戦力化する方式に改めた。

そのほか、人事評価制度の理解促進等人事諸施策と連携した研修を実施するとともに、大学院での履修や通信教育の受講にかかる費用の一部を助成する等自己啓発活動への支援を行った。

県・市町村合同研修は、地方分権を共に担う県と市町村とが、人材育成面での連携を深め、個々の自治体では実施困難な高度・専門的な研修を効率的に行うため、平成十一年度から実施している希望制の研修である。従来から力を入れてきた基礎力養成や政策形成能力向上に加え、コミュニケーション能力や業務改善・組織運営能力の向上等実務に活用できる研修メニューの拡充・研修内容の改善に努めた。

町村職員研修は、県町村会の委託を受け、昭和四十六年から実施している階層別の研修で、平成十六年度まで「新採職員から課長」の六階層で実施し、十七年度以降は「一般職員・新任係長・新任課長」の三階層で実施した。

これら自治研修センターが行う研修（Off-JT）の実施に加え、職場研修（OJT）の支援や受講意欲の喚起のため、「OJTハンドブック」や研修情報誌等を作成した。

第六章 財政課

第一節 組織等の変遷

第二項 財政課

平成十四年四月現在の組織は課長以下、予算係、財政係、理財係、調査係の四係体制であったが、以降、平成十五年のグループ制導入に伴い、一グループ(財政グループ)となり、その後、平成二十年からは、予算編成係、交付税係、県債係、財政分析係の四係体制となっている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

財政課長 次長	予算編成係 (五名)	予算編成、事業 評価
	交付税係 (三名)	地方交付税 交通安全対策

職名	在職期間	氏名
財政課長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三二	高木 勉
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三二	金井 達夫
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・七・三二	嶋 一哉
〃	自平成一八・八・一 至平成一九・八・三二	高草木方孝
〃	自平成一九・九・一 至平成二一・三・三二	細野 初男

県債係 (四名)	特別交付金、地方譲与税
財政分析係 (三名)	県債起債・償還、公共事業評価、財政状況分析・公表、決算統計

”	”	
自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一 自平成二三・四・一	江口 哲郎	
	笠原 寛	

第二節 主要な施策、事業等の推移

第二項 財政の推移と特徴

一 総論

バブル経済崩壊後、国と地方団体による経済対策の効果もあり、県内景気によくやく明るい兆しが見え始めた矢先、平成十六年度からは国のいわゆる三位一体の改革が行われ地方交付税が大幅に減少し、また、二十年に発生した世界的な金融危機の影響で、県内経済が急激に悪化、県税収入が大幅に減少するなど、本県財政は非常に厳しい状況に直面した。

また、この間、少子高齢化の進展により社会保障関係費が増加し、地方財政における財源不足は恒常化している。地方における巨額の財源不足へ対応するため、平成十三年

度から導入された臨時財政対策債制度は、未だ継続しており、二十三年度末の本県の臨時財政対策債を含む県債残高は、一兆千七百億円に達した。一方で、通常債については発行抑制に努めた結果、臨時財政対策債を除く県債残高は、十四年度末の八千五百七十四億円から、二十三年度末には七千六百四億円と着実に減らしてきている。

財政の健全性を確保し、県民生活の安定に必要な施策に取り組んでいくため、今後も、通常債の発行抑制を図るとともに、事業見直しなども継続して行い、財源の確保に努めなければならない。

二 県財政の概要

(一) 平成十四年度

一般会計当初予算の総額は八千六百四十億四千三百八十九万円で、前年度の当初予算に比べて二百十九億五千三百二十二万円、二・六％の減となった。平成十四年度の予算は、国の予算の伸び率△一・七％、地方財政計画の伸び率△一・九％を下回り、三年連続の減額予算となったが、財源を重点的・効率的に配分し、創意工夫をこらすことにより、規模は縮小するが、県民の受益は増加することを目指した「減収増益型」の予算とした。予算の特徴は、

① 失業・倒産防止等県民の生活を守る⇨雇用支援本部によ

る全庁挙げての支援、失業者緊急教育資金や労働相談体制強化、制度融資の利率引き下げ等によるセーフティネットの構築を推進した。また、BSE対策や、すべての食品の安全についての総合的に関与する「食品安全会議」を設置するとともに、警察官九十人増員により、県民の安全・安心の確保に努めた。

② 将来に向かつては科学技術の振興、産業技術センター建設、中高一貫教育校の設置準備、県立女子大への評議会設置等、総合的に施策を推進。低公害車の導入支援、群馬県の森林を守るための総合的な対策も実施した。

③ 行財政改革の断行は知事をはじめ特別職の報酬をカットし、一般行政職員定数を二十人削減。事務事業の見直し、行政事務費の削減、高金利県債の繰上償還を行うこととした。

以上の施策を支える財源として、県税を二千二十億円、一・四％減、地方交付税を千七百十億円、四・三％増と見込み、県債は、臨時財政対策債が百十億円から二百四十億円に増加した結果、九百六十九億円、一・七％増となった。歳入全体に占める県税の割合は二四・八％となった。

(二) 平成十五年度

一般会計当初予算の総額は七千九百七十億四千九百八十七万円で、前年度の当初予算に比べて百八十九億九千四

百三万円、二・三％減となった。平成十五年度の予算は、国の予算の伸び率〇・七％、地方財政計画の伸び率△一・五％を下回り、前年度に引き続いての減額となったが、景気の落ち込みにより県税収入が大きく減少し、臨時財政対策債が大きく増額される中、新たに設置した予算編成本部のもと各部局長のマネジメントを重視した予算編成手法を導入することにより、政策的な経費に財源を重点的に配分した。予算の特徴は、

① 雇用と経営を守るは緊急地域雇用創出特別基金の活用や離職者の求人開拓を総合的に支援し、雇用創出に取り組むとともに、制度融資では、セーフティネット資金や緊急経営改善資金を創設し、中小企業の資金繰りを支援した。

② 食品安全・地球環境を守るは食品安全検査センターを設置し、食品等の監視体制を強化したほか、ディーゼル微粒除去装置装着に対する補助を行うなど、環境の保全に努めた。

③ 社会の安全、弱者を守るは交通安全施設の整備、配偶者暴力支援センターの設置など女性に対する暴力被害者支援対策の強化、障害児(者)療育相談体制の充実に努めた。

④ 人材を育てるはぐんま少人数クラスプロジェクトの推進

や、県立中央中等教育学校の校舎新築工事に着手した。
⑤強い群馬をつくるⅡ県試験研究機関と大学等との共同研究費の増額や産業技術センターの整備(平成十五年九月開所)など、経済基盤の強化に努めるとともに、行財政改革では、一般行政職員定数の削減、旅費日当の廃止、高金利県債の繰上償還に取り組んだ。

以上の施策を支える財源として、県税を千九百五億円、五・七％減、地方交付税を千六百三十八億円、四・二％減と見込み、県債は、通常債の抑制を図ったものの、臨時財政対策債が二百九億円増の四百四十九億円となったこと、千九十二億円、百二十三億円の増となった。歳入全体に占める県税の割合は二三・九％となった。

(三) 平成十六年度

一般会計当初予算の総額は七千九百三十五億九千六百万円で、前年度の当初予算に比べて三十四億五千三百八十七万円、〇・四％減となった。平成十六年度の予算は、景気の緩やかな回復を背景とし、県税収入が増加する一方で、国の三位一体の改革により、地方交付税や臨時財政対策債の大幅な減額が見込まれた。そのため、引き続き、事業の徹底した見直しと政策的経費への財源の重点配分に取り組んだ結果、国の予算の伸び率〇・四％は下回ったものの、地方財政計画の伸び率△一・八％を上回る予算を編成した。予

算の特徴は、

①緊急課題に全力投球Ⅱ雇用面では、将来を担う若者の職業観の醸成から育成、就職・定着までを一貫して支援する県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま・平成十六年七月開設)を設置するとともに、福祉面では、保育所や老人施設の整備費を増額して確保した。そのほか、警察官を七十名、交番・警察相談員を二十人増員し、県民の安全・安心を確保したほか、環境面では、間伐作業道の整備を推進した。

②ぐんま「新時代」を築くⅡ人づくりでは、県立女子大国際コミュニケーション学部(平成十七年四月開設)や県民健康科学大学(平成十七年四月開学)の設置準備を進めたほか、私学教育の振興などに取り組んだ。また、がんセンター新病院(平成十九年五月開院)の設置に向け整備を進めた。このほか、北関東自動車道の側道など県土整備を一層推進した。

③改革の断行Ⅱ九部制を改め、行政分野を七つに再編した理事制を導入する機構改革を実施。また、地域の課題解決に向け、機動的・弾力的に対応する地域調整費の創設や職員定員の削減などの財政改革、公社事業団改革に取り組んだ。

以上の施策を支える財源として、県税を千九百五十億

円、二・四％増、地方交付税を千五百五億円、八・一％減と見込む一方、県債は、臨時財政対策債が大幅減となり、九百八十六億円、九・七％減となった。歳入全体に占める県税の割合は二四・六％となった。

(四) 平成十七年度

一般会計当初予算の総額は七千九百六十八億四千四百四十三万円で、前年度の当初予算に比べて三十二億四千五百四十三万円、〇・四％増と、平成十一年度以来の増額となった。平成十七年度の予算は、景気は緩やかな回復基調にあるものの、国の三位一体の改革の影響で、引き続き厳しい財政状況のもと、各地で県民懇談会を開催し、県民から予算編成に関する要望を直接伺い、緊急に対応しなければならぬものや将来の本県の発展につながるようなものに限られた財源を重点的・効率的に配分した結果、国の予算の伸び率〇・一％、地方財政計画の伸び率△一・一％を上回る積極型の予算となった。予算の特徴は、

①防災・安全Ⅱ治山事業などの災害に強い森林づくりや、橋梁・落石対策など、防災公共事業を推進したほか、衛星系防災行政無線の整備、警察官の六十名増員などにより、県民の安全の確保を図った。

②弱者を守るⅡ福祉医療対策や児童虐待防止対策、県立小児医療センターを中心とした周産期医療体制の整備、

検診用マングラフィ装置の整備費補助などに取り組んだ。

③「ぐんま新時代」Ⅱ強い経済の実現に向け、制度融資に「中小企業パワーアップ資金」を創設。また、GS(Gunma Standard)認定制度創設など環境対策も推進した。また、地域の状況に応じ、協議会運営費を補助するなど、市町村合併の支援に取り組んだ。

④改革Ⅱ県民局の設置(平成十七年四月)による地域の権限・財源の一層の拡大、県庁の総務事務集中化の本格実施などに取り組んだ。

以上の施策を支える財源として、県税を二千四十億円、四・六％増、地方交付税を千四百四十五億円、四・〇％増と見込み、県債は、通常債、臨時財政対策債ともに減となり、八百二十八億円、十六・〇％減とした。歳入全体に占める県税の割合は二五・六％となった。

(五) 平成十八年度

一般会計当初予算の総額は七千九百七十三億二千七百五十万円で、前年度の当初予算に比べて四億八千六百七万円、〇・一％増となった。平成十八年度の予算は、引き続き地方交付税が大きく減額となる中、景気回復の効果が県内すみずみまで行き渡るよう、既存事業の徹底的な見直しと政策的経費への財源の重点配分に努め、国の予算の伸び率

△三・〇％、地方財政計画の伸び率△〇・七％を上回る、「本格回復」型予算を編成した。予算の特徴は、

①景気の回復をすみずみまで〓中小企業再生支援資金の創設、中小企業向け特別維持修繕工事費の確保、フリーター・ニート対策など、中小零細企業への支援や経済の環境整備に取り組んだ。

②弱者を守る〓福祉・医療面では、周産期医療対策や老人福祉施設の整備を推進するとともに、安全・安心面では、警察官の七十名増員や地域ぐるみの学校安全体制の整備に取り組んだ。

③群馬の未来を拓く〓二〇〇七年問題への対応として、都市と農村の交流など、ふるさと帰郷支援策に取り組むとともに、自然災害に備えた県土づくり、地域防災拠点校の耐震化など、将来に向かい、安全で魅力あるふるさとづくりを進めた。

④平成の大合併〓地方の行政システムを大きく変えるものであるという認識のもと、地域公共事業調整費の創設など県民局機能の強化などを進めた。

⑤行財政改革〓職員互助会への補助金削減や指定管理者制度の導入、公社・事業団改革など、効果的・効率的な行政を行うための改革を進めた。

以上の施策を支える財源として、県税を二千二百十億

円、八・三％増、地方交付税を千三百十億円、九・三％減と見込んだ。県債は、通常債の抑制に努め、百七億円減の、七百二十一億円とした。歳入全体に占める県税の割合は二七・七％まで上昇した。

(六) 平成十九年度

一般会計当初予算の総額は八千八十億千十五万円で、前年度の当初予算に比べて百六億八千二百六十五万円、一・三％増となった。平成十九年度の予算は、景気回復を背景とする法人関係税の増加や国からの税源移譲により県税収入が大幅に増加する一方、所得譲与税の廃止や地方交付税の大幅な減額があったが、景気の回復が社会の隅々まで行き渡るとともに、誰もが明るい前向きな気持ちで生活できるよう「元氣すみずみ」型予算を編成した。その結果、国の予算の伸び率四・〇％を下回るもの、地方財政計画の伸び率△〇・〇％を上回る予算を編成した。予算の特徴は、

①すみずみまでの景気回復〓公共事業費や中小企業向け特別維持修繕工事の確保のほか、制度融資における各種資金の限度額や融資枠の拡大、県産材の利用を推し進める「くんまの木で家づくり支援」事業の新設など、中小零細企業への支援や経済の環境整備に取り組んだ。

②弱者を守る〓福祉・医療面では、障害者自立支援法の施

行に伴う激変緩和策として、国の対策に上乘せして、利用者の負担軽減策に取り組みとともに、がんセンター新病院を平成十九年五月に開院させた。治安・安全面では、警察官の二十二名増員、子どもの安全確保を地域と連携して行うスクールサポーターの増員などを行った。

③ 子どもと未来Ⅱ新たに、ぐーちよき。パスポート事業を開始するとともに、夜間の小児救急電話相談を充実させるなど、子どもを産みやすく、育てやすい環境整備に取り組んだ。また、ぐんま少人数クラスプロジェクトの充実など基礎的な教育環境の整備、第二十五回全国都市緑化ぐんまフェアの開催(平成二十年三月～六月)など、魅力あふるるさとづくりにも取り組んだ。

④ 行財政改革Ⅱ効果的・効率的な行政を行うため、引き続き、県債残高の縮減や職員互助会への補助金削減などの行財政改革に取り組んだ。

以上の施策を支える財源として、県税を二千六百二十億円、十八・六%増、地方交付税を千二百三十五億円、五・七%減と見込み、県債は臨時財政対策債を含め七十一億円減となる六百五十億円、九・八%減とした。歳入全体に占める県税の割合はさらに上昇し三十二・五%となった。

(七) 平成二十年度

一般会計当初予算の総額は、中小企業向け制度融資に

関する予算を特別会計に移管したことにより、六千五百三十七億三千百万円となり、前年度の当初予算に比べて千五百四十二億七千九百十五万円の大増減となったが、制度融資に関する予算を除く比較では、実質〇・一%増となった。平成二十年度の予算は、予算編成における査定方式の復活など、県政の刷新を柱に、県民の声をよく聞き、県民の目線でごえることを重視した予算を編成した。その結果、国の予算の伸び率〇・二%は下回ったものの、地方財政計画における一般歳出の伸び率〇・〇%を上回る伸びとなった。予算の特徴は、

① 県政の刷新Ⅱ予算制度を見直し、制度融資予算を特別会計へ移管するとともに、各部局が一体となって政策を推進できるよう、事業化に当たり議論を徹底する査定方式を復活させた。その中で、少人数を優遇する事業を廃止するとともに、県庁でのイベントは、県民広場で行う必要性のあるものについて精選するなどの事業見直しに取り組んだ。

② 暮らしに安全・安心をⅡ子ども医療費について、入院はそれまでの五歳未満から中学校卒業まで、通院は三歳未満から就学前までに拡充するとともに、救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)の運航開始など、子育て支援策や医療の充実を図った。また、子どもたちに質の高い自然を体

験してもらうため、尾瀬で環境学習活動を行う小中学校を支援する尾瀬学校を開始したほか、ぐんま少人数クラスプロジェクトでは、小学校第一・二学年に配置していた非常勤講師を教員として常勤化するなど、環境問題や教育への取組を充実させた。

③県経済に活力を 本県の魅力を県外に総合的にPRするための拠点として、東京銀座に「ぐんま総合情報センター」(ぐんまちゃん家)を開設(平成二十年七月)した。また、県内に立地する企業の初期投資を軽減するための補助制度を創設するとともに、新たな工業団地の整備を進めるなど、企業誘致体制の充実を図った。このほか、有害鳥獣対策の強化や県産の集材加工施設の新設に対する補助、団塊世代等中高年の就業を支援する「シニア就業支援センター」の設置など、産業・雇用対策を充実させた。

以上の施策を支える財源として、県税を前年度同額の二千六百二十億円、地方交付税を千二百十六億円、一・五%減と見込み、県債は臨時財政対策債の増額もあり、六十二億円増の七百十二億円、九・五%増となった。歳入全体に占める県税の割合は、中小企業向け制度融資に関する予算を移管したため、四十・一%に大きく上昇した。

(八) 平成二十一年度

一般会計当初予算の総額は六千六百十億七千三百万円で、前年度の当初予算に比べて七十三億四千二百万円、一・一%増となった。平成二十一年度の予算は、国の予算の伸び率六・六%を下回るものの、地方財政計画の伸び率△一・〇%を上回る伸びとなった。世界的な金融危機に伴う景気の急速な減速を受け、法人関係税を中心に県税収入の大幅な減少が見込まれる中、未利用県有地の売却や貸付など積極的な自主財源の増額・確保にも努め、景気対策や雇用対策を中心とし、県民が安全で安心して暮らせるよう、必要な予算を計上した。予算の特徴は、

①県政改革の一層の推進 不用な県有地の売却や貸付、広告の掲出、施設命名権の売却など自主財源の確保、事業評価を通じた事業の徹底した見直し、土地開発基金の廃止、用地先行取得方法の見直しなど、県政改革を一層推進した。

②県民生活の安心・安全の確保 群馬大学の地域医療粹入学者に対する修学資金貸与の新設や、産科医師・女性医師等の処遇改善を行う医療機関を支援するなど、医師確保対策に積極的に取り組んだほか、介護職員等の確保のため、県独自のキャリアアップ制度(ぐんま認定介護福祉士)を新設した。また、子ども医療費は、平成二十二年十月から、中学卒業までの通院無料化を完全実施(所得

制限なし、負担金なし)したほか、ぐんま少人数クラスプロジェクトでは、小学校第三学年と第四学年で三十五人以上学級を実現した。

③県内経済の活力向上Ⅱ景気対策として公共事業を増額したほか、緊急経済対策として公用車の更新を拡大し地元優先枠を設けるなど、地域経済の活性化に取り組んだ。雇用対策では、県雇用対策本部を設置し、基金事業を活用した雇用創出に取り組むとともに、汚水処理普及率の向上を目指し、公共下水道・農業集落排水・浄化槽の整備に対する補助を大幅に拡充した。このほか、「野菜王国・ぐんま」の生産振興、肉用牛肥育農家の経営改善、間伐促進の強化など、農業・林業を総合的に支援した。

以上の施策を支える財源として、県税を二千二百五億円、十五・八%減、地方交付税を千二百四十六億円、二・五%増と見込み、県債は、臨時財政対策債が前年度に比べ倍増(二百五十五億円増の五百五億円)となったこともあり、九百五十四億円、三四・〇%増となった。歳入全体に占める県税の割合は三三・四%に低下した。

(九) 平成二十二年度

一般会計当初予算の総額は六千五百八十一億三千百万円で、前年度の当初予算に比べて二十九億四千二百万円、〇・四%の減となった。平成二十二年度の予算は、国の予算

の伸び率三・四%は下回ったが、地方財政計画の伸び率△〇・五%をやや上回るものとなった。県内景気は持ち直しの動きが継続してみられるものの、有効求人倍率が低水準で推移するなど厳しい状況が続いており、県税収入の大幅な減が見込まれた。このような、多額の財源不足に対して、臨時財政対策債の大幅な増額が見込まれたが、引き続き積極的に自主財源の増額・確保にも努め、歳出面では、職員給与の削減を含む経常的な経費の削減に一層努めることにより、新たな取組に必要な財源を生み出した。予算の特徴は、

①県政改革の一層の推進Ⅱ事業評価の反映による事業見直しの徹底、給与の抑制など行財政改革に取り組むとともに、木材価格の大幅な下落により、長期債務の返済が困難となっていた林業公社の抜本的な改革、長期間遊休地化し地域発展の妨げとなっていた元総社用地の活用などに着手した。

②県民生活の安心・安全の確保Ⅱ看護師修学資金の貸与枠を拡大するとともに、県立病院では看護師を四十一名増員して夜間等の勤務条件を改善した。また、県立小児医療センターのNICU(新生児集中治療室)を増床したほか、群馬大学に設置した重粒子線治療施設の治療開始(平成二十二年六月)に伴い、県民向けの利子補給制度

を創設した。このほか、認知症の早期診断・治療や家族への支援体制強化のため、県内十カ所の病院に認知症患者医療センターを設置したほか、新たにスクールカウンセラー（助言等を行うスーパーバイザー）を設置するなど、いじめ、不登校対策の充実を図った。

③ 県内経済の活力向上Ⅱ全国育樹祭を開催（平成二十二年十月、県立森林公園「二十一世紀の森」するとともに、群馬・デステイネーションキャンペン（平成二十三年七月～九月）の開催に向け、ぐんまの魅力を総合的にアピールする取組を強化した。また、景気対策として、制度融資により中小企業の資金繰りを支援したほか、県内企業のものづくり人材育成の取組を支援するなど、地域経済の活性化を図った。このほか、被害が拡大している有害鳥獣への抜本的対策を講じるため、「県鳥獣被害対策支援センター」を新設し、市町村への支援を大幅に拡充したほか、県産材の利用拡大に向け、渋川県産材センターの設備整備に対する補助などを実施した。

以上の施策を支える財源として、県税を千八百十億円、一七・九％減、地方交付税を千三百三十八億円、七・四％増と見込み、県債は、臨時財政対策債が前年度に比べて二百七十七億円増の七百八十二億円となった結果、千百七十四億円、二三・一％増となった。歳入全体に占める県税の割

合は二七・五％となった。

（十） 平成二十三年度

一般会計当初予算の総額は六千七百二億千百万円で、前年度の当初予算に比べて百二十億八千万円、一・八％の増となった。平成二十三年度の予算は、国の予算の伸び率〇・九％、地方財政計画の伸び率〇・五％を上回るものとなった。明るさが見えつつある県内景気の動向を受け、県税収入の増加が見込まれたほか、平成二十年の経済危機に際し、国からの交付金等を活用して造成した各種基金を活用し、県民の暮らしの安全・安心の確保をはじめとし、各施策の着実な推進を図るため、積極型の予算となった。予算の特徴は、

① 県政改革の一層の推進Ⅱ産業経済部に雇用対策を統括する副部長を配置するなど、政策課題に対応した組織の見直しを図ったほか、市町村やNPOとの連携・協働、行財政改革の推進などに引き続き取り組むこととした。

② 県民生活の安心・安全の確保Ⅱドクターヘリ近県連携の開始やがん診療連携推進病院の拡大、災害拠点病院の耐震化の推進などにより医療の充実を図ったほか、児童一時保護所の施設整備や、安心子ども基金を活用した市町村の取組支援などにより、児童虐待防止対策の充実を図った。また、引き続き、特別養護老人ホームや障害者グル

ープホームの整備を推進したほか、小児救急医療電話相談の時間延長、精神科医とかかりつけ医との連携強化による自殺予防の推進など、各分野で県民の安心・安全を確保するために必要な施策を充実させた。

③ 県内経済の活力向上Ⅱ国の公共事業関係予算が抑制される中、県単独公共事業費を前年度当初予算に比べ一〇・〇%増の二百二十六億円確保したほか、高速道路へのアクセス機能が向上した太田国際貨物ターミナルの拡張整備に補助するとともに、中小企業への研究開発費補助に、次世代自動車やロボットなど次世代産業推進型を設け、中小企業の新分野への参入を支援した。また、群馬デステイネーションキャンペーンを開催し、群馬の魅力を全国に向けて発信した。このほか、有害鳥獣対策を始め農林業の振興、県立赤城公園整備など地域の振興策にも、引き続き取り組んだ。

以上の施策を支える財源として、県税を千九百五十億円、七・七%増、地方交付税を千三百五十二億円、一・〇%増と見込み、県債は、臨時財政対策債の減に加えて、通常債も七十一億円減させたことにより、県債全体では、二百六十八億円減となる九百六億円となった。歳入全体に占める県税の割合は二九・一%となった。

第二項 財政の状況

平成十四年度から二十三年度までの十年間における本県の予算及び決算の推移は、別表のとおりである。

予算及び決算等の推移

(単位 千円)

区 分		年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
予 算 額	当 初		816,043,894	797,049,869	793,596,000	796,841,430	797,327,500	808,010,150	653,731,000	661,073,000	658,131,000	670,211,000	
	最 終		778,787,570	767,428,034	765,610,357	767,649,082	769,328,541	783,747,623	651,299,627	728,581,829	683,694,483	671,873,812	
決 算 額	入	県 税	212,343,828	209,336,076	222,802,071	228,086,352	247,240,364	277,906,857	260,611,685	218,381,288	211,582,978	209,689,274	
		地方交付税	179,659,537	162,751,109	155,670,245	147,131,710	140,047,385	125,119,798	126,044,648	130,751,906	141,058,766	141,931,891	
		国庫支出金	128,877,455	114,711,197	100,653,447	86,451,857	70,897,548	69,644,402	84,275,385	135,901,018	99,880,369	90,903,553	
		県 債	111,508,813	115,722,731	94,066,878	77,151,600	66,439,132	67,827,726	85,616,100	120,166,620	123,738,726	104,689,064	
		そ の 他	153,194,711	168,013,284	183,921,278	207,145,806	235,290,249	228,002,497	230,889,499	249,839,166	237,782,435	233,344,994	
		計	785,584,344	770,534,397	757,103,919	745,967,325	759,914,678	768,501,280	787,437,317	855,039,998	814,043,274	780,558,776	
	歳 出	義務的経費	354,610,353	345,181,795	345,873,047	340,695,814	336,549,663	334,753,949	333,227,911	334,063,247	339,690,050	344,845,987	
		投資的経費	194,859,932	161,670,200	134,553,768	116,795,335	109,914,349	105,647,909	107,278,109	129,436,144	118,214,835	109,598,035	
		貸 付 金	72,112,539	96,280,488	108,688,229	121,257,123	140,018,413	147,446,653	158,083,702	155,546,360	139,343,990	123,506,656	
		そ の 他	147,999,316	150,125,570	153,477,644	154,473,440	157,597,976	165,386,657	175,090,567	221,274,039	203,148,666	190,714,241	
		計	769,582,140	753,258,053	742,592,688	733,221,712	744,080,401	753,235,168	773,680,289	840,319,790	800,397,541	768,664,919	
	県債残高(年度末)			899,334,249	940,661,652	959,142,333	963,551,921	959,192,274	961,081,085	980,170,613	1,030,520,729	1,082,968,782	1,113,206,291
	臨時財政 対策債			33,164,800	79,801,300	113,045,500	137,730,600	156,925,666	170,567,199	187,090,566	228,504,265	298,385,398	350,292,109
	そ の 他			866,169,449	860,860,352	846,096,833	825,821,321	802,266,608	790,513,886	793,080,047	802,016,464	784,583,384	762,914,182
財政力指数			0.49459	0.48875	0.48531	0.50680	0.54160	0.58668	0.61365	0.61138	0.57919	0.55408	

特別会計決算額の推移(一)

(単位 千円)

会計別	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
	歳入	歳出								
母子寡婦福祉資金貸付金	490,930	313,062	433,097	314,015	366,484	308,522	321,674	271,898	367,093	226,503
災害救助基金	655	655	525	525	522	522	508	508	377,228	377,228
農業改良資金	603,374	383,216	522,125	339,240	469,293	297,772	424,540	282,637	387,081	260,231
農業災害対策費	10,978	10,588	6,585	6,196	23,459	23,047	1,607	1,231	781	403
県有模範林施設費	484,404	469,624	141,295	125,943	115,978	103,762	92,787	74,191	83,439	59,799
県営競輪費	4,254,979	4,131,261	3,634,907	3,565,209	2,689,955	2,715,223	2,410,734	2,525,465	2,820,665	2,974,942
小規模企業者等設備導入資金助成費	6,388,602	2,597,952	8,021,790	4,187,103	5,206,456	1,055,093	5,485,417	1,315,023	4,867,754	543,040
用地先行取得	2,864,044	2,383,036	2,434,915	2,064,004	5,003,366	4,323,130	2,235,385	1,538,876	3,378,128	2,648,748
収入証紙	15,664,105	15,033,478	16,564,050	15,916,236	16,450,328	15,806,847	16,099,301	15,502,719	15,296,782	14,693,277
林業改善資金	1,531,891	429,605	1,608,388	459,979	1,635,021	450,368	1,653,792	444,344	1,655,972	420,499
流域下水道管理費	15,729,222	15,397,143	15,874,853	15,735,061	14,836,430	14,801,524	17,042,951	16,925,701	13,784,323	13,542,659
公債管理	-	-	-	-	103,458	103,458	20,288,478	20,288,462	20,550,195	20,550,170

特別会計決算額の推移(二)

(単位 千円)

会計別	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
母子寡婦福祉資金貸付金	400,306	207,396	470,894	189,855	500,855	172,287	551,239	187,301	540,503	143,325
災害救助基金	4,307	4,307	3,951	3,951	16,393	16,393	6,733	6,733	-	-
農業改良資金	324,956	131,022	336,823	136,308	316,985	158,071	283,125	265,021	144,809	115,577
農業災害対策費	8,666	8,237	1,236	757	479	0	91,921	91,921	-	-
県有模範林施設費	83,448	59,770	81,929	53,304	84,518	56,327	80,791	56,161	82,344	55,703
県営競輪費	4,660,798	4,803,963	2,679,275	2,679,275	-	-	-	-	-	-
小規模企業者等設備導入資金助成費	5,027,446	2,528,249	3,540,236	717,299	3,989,288	1,956,537	2,484,995	2,084,085	747,792	506,107
用地先行取得	2,942,074	1,994,658	2,051,817	1,100,930	2,795,777	2,303,785	1,511,115	1,072,839	510,630	478
収入証紙	14,454,832	13,792,324	13,126,208	12,430,241	10,719,485	10,318,782	9,463,150	9,068,566	7,601,484	7,226,867
林業改善資金	1,672,188	415,247	1,586,498	729,643	1,199,205	321,061	1,210,559	277,753	1,262,501	427,199
流域下水道管理費	14,327,607	14,093,746	15,033,390	14,519,346	11,863,290	11,260,257	10,836,970	10,201,387	9,826,296	8,933,579
公債管理	24,593,035	24,592,968	25,711,118	25,711,051	27,846,431	27,846,362	48,015,358	48,015,286	50,147,830	50,147,749
中小企業振興資金	-	-	153,610,798	153,610,798	152,148,434	152,148,434	135,892,052	135,892,052	119,439,573	119,439,573

第七章 管財課

第一節 組織等の変遷

第二項 管財課

一 管財課

平成十四年四月、グループ制の導入にあわせ、管財係と施設係を統合した財産・施設管理グループと庁舎管理係と設備管理係を統合した庁舎管理グループを設置して、二グループ体制とした。財産・施設管理グループは財産管理及び地域機関修繕工事等を、庁舎管理グループは県庁舎等の整備及び管理運営をそれぞれ担当した。なお、駐車場棟が同年二月に完成したことから整備係は廃止した。

平成十七年四月、沼田合同庁舎が同年一月に完成したことから担当業務全般と人員配置を見直し、県庁舎等の適正管理のために財産・施設管理グループを改組して財産管理グループと施設管理グループに再編し、庁舎管理グループとの三グループ体制とした。

平成二十年四月、係制への移行に伴い、財産管理グループを財産管理係に、庁舎管理グループを庁舎管理係に名称変更するとともに、施設管理グループを改組して施設管理係と設備管理係に再編した。また、秘書課から公用車管理グループを移管して公用車管理係とし、五係体制とした。

平成二十三年四月、県有財産のより適切かつ効率的な活用を推進するために財産活用係を設置した。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

なお、地域機関の群馬会館長は、管財課長の兼務であった。

管財課長 次長（二名）		公有財産管理、群馬会館運営
財産管理係 （四名）	財産活用係 （三名）	県有財産の利活用 促進・処分
庁舎管理係 （五名）		県庁舎・昭和庁舎・ 県民駐車場の管

施設管理係 (二名)	理運管
設備管理係 (四名)	県庁舎等の施設管理(建築全般)、地域機関等整備
公用車管理係 (五名)	県庁舎等の施設管理 集中管理車の運転 関等整備

職名	在職期間	氏名
管財課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	丸岡甚一郎
総務部参事兼 管財課長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	丸岡甚一郎
管財課長	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	樺澤 豊
総務部参事兼 管財課長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	樺澤 豊
〃	自平成一九・四・一 至平成一九・八・三一	入沢 正光

管財課長	自平成一九・九・一 至平成二〇・三・三一	村山 茂
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	奈良 三郎
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	武藤 敏行
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	中野三智男

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 県有財産の管理

一 県有財産の状況

県民共有の貴重な財産である県有財産の維持管理については、公有財産事務取扱規則等により、公有財産の取得、管理及び処分 of 適正な事務執行とその効率的な運用に努めた。

平成十八年四月、地域機関完結型の事務処理を行えるように行政財産使用許可に関する事務全般を地域機関等に権限委任した。

また、地方自治法改正により、行政財産の貸付範囲が拡大されたことを受け、平成十九年三月、公有財産事務取扱規則の改正を行った。

平成十九年六月には、地域機関等における適正な庁舎管理体制を促進するため、「群馬県地域機関等の庁舎等管理規則」を制定した。

さらに、県の収入確保の観点から、庁舎等への自動販売機

の設置については、原則として行政財産貸付として取り扱うこととし、自動販売機設置のための行政財産貸付を地域機関等の長が行えるよう、平成二十一年二月に公有財産事務取扱規則の改正を行った。

なお、年度末における現在高の推移は次表のとおりである。

財産区分	平成一四年度		一九年度		二三年度	
	行政財産(㎡)	普通財産(㎡)	行政財産(㎡)	普通財産(㎡)	行政財産(㎡)	普通財産(㎡)
一 土地						
計 (㎡)	四四、二七三、九一七・八六	三七、〇二三、三五三・七三	四四、三八八、六九二・三七	三九、二二八、〇六九・二四	四四、一八九、八一五・三一	三九、四五二、六七八・三九
行政財産(㎡)	八一、二八七、二七一・五九	二、八二五、九〇七・八六	八三、六〇六、七六一・六一	二、八六九、二六三・三九	八三、六四二、四九三・七〇	二、八六一、〇九二・二九
普通財産(㎡)	二、八六四、八八五・六〇	三八、九七七・七四	二、九五二、六二一・九六	八三、三五八・五七	二、九二九、一七八・五二	六八、〇八六・二三
二 建物						
計 (㎡)	七七九、四七五・三〇	一	八三三、八八六・三〇	一	八二六、九〇八・〇二	一
三 山林(立木蓄積量)(㎡)						
航空機(機)		一				
浮棧橋(機)						
四 動産						
地上権(㎡)	四、一九五、四〇三・二〇		二、六三三、九三三・二〇		一、四四一、〇五一・六〇	
地役権(㎡)	二四・五八		二四・五八		二四・五八	
五 物権						
無体財産権等(特許権等)件	三三二		一一一		一三五	
六 有価証券(株券・社債券)(円)	八四一、九八五、九五〇		九〇八、三二八、九五〇		八四八、六六八、九五〇	
七						

八 出資による権利(出資金等) 一〇、六九三、三三〇、六二五 一九、九四一、九八八、六五六

二 土地開発基金

地方自治法第二四一条に基づき、公用、公共用目的の土地をあらかじめ取得し、行政運営の円滑な執行を図ることを目的として昭和四十四年に群馬県土地開発基金を設置し、土地取得の一元化の推進と適時適切な先行取得に努め

てきた。

しかし、社会情勢の変化に伴い、平成二十二年三月、同基金を廃止するとともに、用地先行取得特別会計(管財課分)を廃止した。

なお、基金の推移及び運用の状況は次表のとおりである。

年度	基金の額 (千円)	件数 (件)	土地購入の状況		土地購入の主なもの
			面積(㎡)	金額(円)	
平成一四	一一、〇〇〇、〇〇〇	二	四一〇・六〇	八〇、一八六、七八〇	県庁周辺整備用地
一五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二	三三四、九二六・〇〇	八八七、八三三、七六四	リハビリテーションセンター再編用地、おうら創造の森用地
一六	〃	一	九五一・九二	六九、八〇一、四〇五	つじが岡公園用地
一九	〃	一	一四、四二九・〇〇	四四〇、〇八四、五〇〇	伊勢崎警察署移転用地

三 県有財産の運用

(一) 県有財産の運用

ア 県有財産の処分・交換

行政財産でなくなった土地は、県での将来的な利用の可能性を検討したうえ、不用と判断されたものについては処分を行った。また、県有地の有効利用を図るため、地元市町

村等との交換を行った。

平成二十一年度から、一般競争入札による処分にあたり、多くの入札参加者を募ることが可能となるインターネットオークションサイトである官公庁オークションの活用を始めた。

なお、処分の状況は次表のとおりである。

年度	件数(件)	面積(㎡)	処分先
平成一四	二六	一四二九七・九六	前橋市ほか
一五	六二	二〇、九九七・六九	国土交通省ほか
一六	二三	一八、六一七・六	国土交通省ほか
一七	一六	二二、五七七・三二	一般競争入札等
一八	二七	九、一九四・八四	高崎市ほか
一九	二二	四、五三四・九七	国土交通省ほか
二〇	一三	六八、七九〇・一	藤岡市ほか
二二	二五	二〇七、八一〇・七五	高崎市ほか
二三	二〇	八八、三三〇・九	一般競争入札等
二三	一九	五、五五二・四六	一般競争入札等

平成十八年十月に県と前橋市の間で締結した県有地(元前橋工業高校跡地等)と前橋市有地(産業技術センター敷地等)の交換契約に関し、二十一年十二月、前橋市から所有権移転登記の抹消登記手続と損害賠償を求める訴訟を前橋地方裁判所に提起された。(二十四年七月に県側勝訴の判決が確定した。)

イ 県有財産の貸付

県庁舎等への自動販売機設置については、平成二十年度までは行政財産の使用許可としていたが、二十一年度からは、

財産の有効活用による自主財源の確保を図るため、原則として、一般競争入札による貸付とした。また、県庁舎のエレベーター等への広告掲示を認め、掲示場所を一般競争入札により貸し付けた。

ウ 県有地利用検討委員会

未利用となつている県有地の活用や処分が大きな課題となり、平成二十年度に、県有地利用検討委員会を未利用地等を一元的に把握し、全庁的に利活用を検討する組織に改組した。また、同委員会の所掌事務を見直し、各部署が所掌する未利用地及び低利用地の有効活用、管理及び処分を検討することとし、定期的に開催した。

(二) 県有資産所在市町村交付金

昭和三十一年四月に制定された「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」(六十二年四月、国有資産等所在市町村交付金法に改称)に基づき、県有資産の所在する市町村に対し、固定資産税に代わるものとして交付金を毎年交付した。

なお、最近三か年における交付状況は次表のとおりである。

年度	交付金額 (円)	交付 市町村	主 な 対象物件	対象 件数

平成二二	三五、二七九、九〇〇	三〇	県営住宅、	一、三六八
二二	三五二、七四八、二〇〇	二九	職員住宅	一、三六八
二三	三五五、七三三、〇〇〇	二九	等	一、三七八

(三) 著作権の適正管理

知的財産の一つである著作権の適正な管理を推進するため、平成十八年四月に「県有著作権事務取扱要領」を制定した。

第二項 県有施設の維持整備

一 県有施設の維持・整備

(一) 県庁

ア 庁舎等の維持

電気料金の削減などを目的に、平成十八年度契約分から、県庁舎で使用する電力を一般競争入札によって調達した。さらに、十九年度契約分からは、地球温暖化対策の一環として、二酸化炭素の排出削減に一定の実績を上げていることを入札参加の条件に加えた。

また、平成二十三年三月の東日本大震災による原子力発電所の停止等により、電力不足と電力料金の値上げが懸念されたため、執務室等照明の間引き点灯、執務室温度管理

の徹底、エレベーター運行台数の制限など、節電のための取組を強化した。

なお、県庁舎等の警備、設備保全及び清掃等の業務については、民間業者に委託し、また、随時修繕等を行って、良好な環境の維持を図った。

イ 県民広場等の整備

官庁街の中に開かれた空間を確保することにより品格を表現し、だれもがいつでも憩える多目的に利用できる県民広場を平成十四年度に整備し、県庁で行われる様々なイベント等において利用された。

また、平成十四年八月から、二十一世紀記念事業の一環として、県民広場に二十五年かけて完成させるモニュメントの建造を始め、四年目となる十七年まで工事を行った。

平成十五年八月に、県庁、昭和庁舎及び群馬県議会の館名碑を設置した。

平成十六年五月に、県民駐車場棟の屋上庭園に屋外から出入りできるよう、県民駐車場棟に屋外階段を設置した。

ウ 県庁構内施設検討協議会

県庁構内敷地・施設の有効活用及び効率的な維持管理を図るため、県民広場のあり方、モニュメントのあり方、駐車施設の最適化、自動車・自転車・歩行者の動線、構内敷地・

施設の利用及び維持管理について検討する庁内組織として「県庁構内施設検討協議会」を平成二十一年五月に設置し、二十一年、二十二年に開催した。

(二) 地域機関

地域機関等庁舎・設備の維持管理上必要な修繕、改修工事を行った。

その主なものは、桐生合同庁舎屋上防水改修工事(平成十七年度)、渋川合同庁舎空調設備更新工事(十八年度)である。その他に、庁舎の外壁改修・防水工事、空調等設備機器の更新工事を順次行った。

(三) 公舎

県の公舎は、職住近接を旨として設置されているが、利用者動向の変化に加えて、経年による老朽化した公舎が多くなったことから、幹部用公舎の一部及び遠隔地の公舎を除き、順次廃止した。

なお、旧知事公舎については、「群馬県公共施設のあり方検討委員会」からの答申を受けて、平成二十年四月に用途を廃止し、解体した。

(四) 県有建物の火災共済

県有建物のうち構造や用途から被災率が高いと認められる、庁舎及び公共施設の一般物件は財団法人都道府県

会館災害共済部に、県営住宅及び公舎等の住宅物件は社団法人全国公営住宅火災共済機構の火災共済事業にそれぞれ加入し、財産の保全を図った。

なお、最近五か年における共済委託物件分担金及び共済金の状況は次表のとおりである。

年度	分担金納入額(円)	罹災件数(件)	共済金受領額(円)
平成一九	一〇、三〇八、〇三二	九	三〇七、七四九
二〇	一〇、一三四、三七六	九	三、九八七、八九三
二一	一〇、一九一、六六五	七	三、四二七、二七二
二二	七、三三三、〇九一	五	一、〇六五、一九一
二三	六、三三二、二五九	二	一、一七五、九六〇

二 沼田合同庁舎の整備

北毛地域における県総合行政の核となり、災害時の防災拠点となる合同庁舎として、昭和三十八年に建設した沼田合同庁舎の再整備を行い、平成十六年度に新庁舎が完成した。その概要は、次表のとおりである。

敷地面積(m ²)	鉄骨造五階建
一一、八一八・五四	

建築面積(㎡)	二、六二九・二八
延床面積(㎡)	八、四八六・五〇

第三項 県庁舎等の運営

一 県庁舎の運営

県庁舎は、「県政の拠点としての県庁舎」、「県民に開かれた県庁舎」、「二十一世紀の群馬の礎となる県庁舎」の三つの理念の下に建設され、「県政の拠点としての機能」、「県民交流の拠点としての機能」、「県政情報等の拠点としての機能」、「広域防災の拠点としての機能」を有していることから、これらの機能を十分に発揮するために、事務スペースはもとより、県民ホールや展望ホール、県民サービスセンターやビジターセンター、防災センター等の適切な管理と運用を行った。

二 昭和庁舎の運営

昭和庁舎は、昭和三年に建設され、平成十一年まで県庁舎として使用された建物であり、文化庁の登録有形文化財に認定されている。

平成十三年十一月に国民文化祭の会場として使用した後、十四年三月に「昭和庁舎の設置及び管理に関する条

例」を制定し、県民の文化活動やNPO支援の拠点とした。平成十四年四月から会議室や展示室の貸出しを開始し、良好に利用できるよう適切な管理と運用を行った。

三 県民駐車場の運営

群馬県庁、群馬県議会、群馬県警察本部、昭和庁舎及び群馬会館を訪れる県民の利便性を図るため、平成十三年十月に「群馬県庁県民駐車場の設置及び管理に関する条例」を制定し、群馬県庁県民駐車場を設置した。

平成十四年二月から利用を開始し、整理誘導業務及び設備保全業務について民間業者へ委託し、安全、良好に利用できるよう適切な管理と運用を行った。

なお、ぐんま男女共同参画センターの設置に伴い、平成二十一年四月からは同センターを訪れる県民も利用できるようにした。

第四項 群馬会館の運営

昭和五年、昭和天皇即位の大典奉祝を記念して、県内初の公会堂建築として建設された群馬会館は、五十八年の「あかぎ国体」の際に大改修を行い、より一層文化施設としての効用が高まり、広く県民に利用されてきた。

平成十九年十一月には、登録有形文化財として保存しつつ、公会堂として多くの県民に安心して利用してもらうため、耐震補強工事を行った。
 なお、利用状況は次表のとおりである。

区分	平成二四年度	一九九年度	二二三年度
ホール(件)	三一四	二一〇	三四一
広間(件)	二一七	二一一	二五六
会議室(件)	一、一九六	八七五	一、七六六

第五項 公用車の運転管理

平成二十年四月から、秘書課からの業務移管により、集中管理している運転手付き公用車の運転管理を行った。

平成二十二年、各部局が所管する公用車のあり方を見直して共同利用を推進する、という事務・事業仕分け検討会の「改善」判定を受け、二十三年三月に策定した「新行政改革大綱」の中で、公用車管理の一元化方針を打ち出した。これに基づき、二十三年七月に群馬県行政改革実施委員会の下部組織として公用車集中管理検討作業部会を設置し、二十四年三月までに三回開催した。

平成二十三年十月には、部局単位の共同利用から、他部局所管の公用車も利用できる運用を開始した。

第八章 学事法制課

第一節 組織等の変遷

第二項 学事法制課

平成十七年四月、総務事務集中化に伴う組織改正に伴い、文書企画グループの業務を総務事務センターに移管、文書管理部門を分離したことから、課名を学事法制課に改称し、私学振興グループと法制グループの二グループ体制となった。

平成一八年一月三〇日、増加する行政対象暴力事案に組織的に対応するため、法制グループから法制・行政対象暴力対策グループに名称を変更した。

平成二十年四月、総務局に設置されていた特別監査室を統合し、公益法人の管理業務を一元化し公益法人係を、また行政対象暴力対策の専任係として行政対象暴力対策係を新設し、私学振興係、法制係、公益法人係、行政対象暴力対策係の四係体制となり、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

学事法制課長 次長（一名）		私学振興係 （九名）	私立学校、私立幼稚園、私学関係公益法人
法制係 （五名）	公益法人係 （四名）	条例・規則その他規程の審査、県報	公益法人、宗教法人
行政対象暴力対策係（二名）			行政対象暴力対策

職名	在職期間	氏名
学事法制課長	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三二	片野 清明
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	尾藤 篤

”	自平成二・四・一 至平成三・三・三二	林 保雄
”	自平成三・四・一 至平成二〇・三・三二	関 隆之

第二項 特別監査室

平成十九年四月、総務局に内部監査及び団体等の監査に係る体制強化のため特別監査室を設置した。

平成二十年四月の組織改正により、新設された公益法人係が業務を引継ぎ、組織を廃止した。

歴代の室長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
特別監査室長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三二	岡野 弘文

第三項 学事文書課

平成十四年四月現在の学事文書課の組織は、私学振興グループと法務・文書グループの二グループ体制であったが、

十六年四月の組織改正により法務・文書グループを文書企画グループと法制室に分割した。
課長等は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
学事文書課長	自平成二二・四・一 至平成二五・三・三二	大崎 茂樹
”	自平成二五・四・一 至平成二七・三・三二	折茂 泉
法制室長	自平成二六・四・一 至平成二七・三・三二	六本木 陽

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 私学振興

一 私学に対する助成の充実

私学に対する財政上の援助措置として、私立学校振興助成法が昭和五十一年四月一日施行され、公的助成制度が確立された。

本県では、私学の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を図るため、毎年度、私立幼稚園、中学、高校や専修学校等に対する経常費補助金（私立学校教育振興費補助金）の充実に努めた。少子化に伴う生徒数の減少により、経常費補助金の決算額は、平成十四年度は八、六五三、八七〇千円、二十三年度は八、一一〇、五三七千円と減少したが、生徒一人当たりの経常費補助単価は、全国的に見ても極めて上位に位置し、私学振興に大

きく貢献した。

また、平成二十二年度からは、私立高等学校等の生徒に対し、授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給を国が開始し、また、本県では、低所得世帯を対象とする入学金減免事業に対して補助を行った。

さらに県私学振興会を始めとする私学団体に対する助成措置の充実に努めた。

経常費補助金（決算額）の推移

（単位 千円）

年度	総額	学校種別内訳					
		小学・中学・高校・特別支援学校 法人数	金額	幼稚園 園数	金額	専修・各種学校 学校数	金額
平成 一四	八、六五三、八七〇	一三	五、〇五七、五〇八	一三三	三、四〇四、〇九二	三五	一九二、二七〇
一九	八、二六三、八八五	一四	四、五九四、九一八	一三六	三、四三〇、七〇九	四一	一三八、二五八
二三	八、一一〇、五二七	一四	四、七八〇、八一九	一二四	三、二七、二〇四	四一	一一一、五二四

二 私立中学・高等学校等

少子化に伴い、高等学校の定員は、平成十四年度以降も削減の傾向が続いた。認可定員は十四年度一六、六四一人であったが、二十三年度は一三、八七五人（広域通信制高校を除く。）となった。その一方で、十七年度に、ぐんま国際ア

カデミー初等部、二十年度に同中等部、二十三年度に同高等部及び桐生大学附属中学校が開校するなど、多様な教育の提供が進んだ。また、本県唯一の私立特別支援学校である支援学校若葉高等学校の定員は、本科三〇名専攻科二〇名で、本県の障害児教育に大きく貢献した。

こうした状況の中、保護者負担の軽減や教育条件の向上のために、経常費助成の充実が図られた。私立高校の生徒一人当たりの経常費補助単価は、平成十四年度予算では三二五、〇六〇円、二十三年度予算では三四六、三四五円となった。これに対して、平均授業料は、十四年度は二〇二一、八九二円、二十三年度は二九二、六一六円であり、二十三年度の文部科学省調査によれば、全国で十四番目に低額の学納金であった。

また、様々な分野で私立高校が活躍した。平成十五年夏の全国高等学校野球選手権では桐生第一高校が、二十四年春の選抜高校野球大会では高崎健康福祉大学高崎高校が、ともに準決勝進出の成績を収めた。さらに、十六年度の全国総体及び二十年度の全国高校サッカー選手権大会で、前橋育英高校が第三位になり、県民に多くの感動を与えた。

県内中学校卒業者及び公立私立高校入学定員の推移

(単位 人)

年度	中学校 卒業者数	公立私立高校(全日制)入学定員		
		公立	私立	合計
平成一四	二二、一〇七	一五、四四〇	五、四三七	二〇、八七七

平成一九	二〇、一一二	一四、〇四〇	四、八五七	一八、八九七
平成二三	一九、五六七	一三、三九〇	四、六四五	一八、〇三五

三 私立幼稚園

本県における幼児数は、昭和五十三年に九七、六〇八人とピークを迎えた後、急激に減少してきており、平成十四年度には、六〇、三五七人となり、その後も減少を続け、二十三年度には、五二、五〇八人となり、少子社会の傾向が顕著となった。

こうした厳しい状況において、県は経常費補助の充実に努め、園児一人当たり補助単価(学校法人立)は、平成十四年度は一七五、二七〇円、二十三年度は一九二、〇五七円となり、全国第二位を維持するなど、保護者負担の軽減が図られてきた。

また、平成十八年には「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を実施する「認定こども園」の認定を受けることが可能となった。二十四年三月末現在、県内では幼保連携型認定こども園が八園、幼稚園型認定こども園が一五園計二三園が認定を受けた。

私立幼稚園児等の推移

年度	三〜五歳 児人口 (人)	園児数 (人)	園数 (園)	就園率 (%)	三歳児 就園率 (%)
平成一四	六〇、三五七	一九、六七七	一、三三三	三二・六	三一・一
平成二三	五、五〇八	一五、八八九	一、二二六	三〇・二	二九・二

四 私立専修学校・各種学校

専修学校各種学校は、地域に密着した専門教育機関であり、職業教育や生涯教育の向上に大きく寄与した。

専修学校専門課程(専門学校)では、高等教育機関としての社会的評価の向上を目的として、一定条件を満たす専修学校卒業生に「高度専門士」の称号が付与され、また一定の条件を満たす卒業生に大学院への入学が認められる等、その社会的評価が高まった。

こうした状況の中、平成十四年度から二十三年度までに、十七校の専修学校と二校の各種学校の設置を認可した。医療・福祉分野の学校の新設が多く、高齢化社会に対応した時代の潮流を反映したものとなった。

反面、平成十四年度から二十三年度までの間、十三校の

専修学校と二十二校の各種学校の廃止を認可をした。これらは、主に服飾や珠算関係の学校であり、少子社会の進展や進学者の意識の変化に対応したものであった。

専修学校・各種学校の推移

年度	専修学校		各種学校	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数
平成一四	六二	九、〇〇九	四七	二、八七〇
一三	六九	九、二二九	二六	一、四六三

第二項 宗教法人の認証

昭和二十六年四月宗教法人法が施行され、これに基づく宗教法人の設立に伴う規則の認証、法人所在地の変更等による規則の変更認証等を行ってきた。また、平成八年に宗教法人法が改正され、会計年度ごとに財産目録等の写しが、所轄庁に提出されることとなった。

平成十四年四月から二十四年三月までに新たに設立された宗教法人は六法人で、その内訳は、仏教系一、キリスト教系四、諸教一であった。また、宗教法人の合併及び解散等

の合計数は、十五件であり、文部科学大臣への所轄庁の変更はなかった。

なお、本県における宗教法人の数は、平成二十四年三月現在で次のとおりである。

群馬県の宗教法人数

系統別	市部	郡部	計
神道系	九三五	三二〇	一、二五五
仏教系	九一五	二八六	一、二〇一
キリスト教系	四六	四	五〇
諸教	一二七	四五	一七二
計	二、〇二三	六五五	二、六七八

第三項 県報発行

平成十四年一月から二十三年十二月までの県報発行回数とそのページ数は、定期(毎週火曜日と金曜日に発行)が千八回、一万百八十五ページ、号外(必要に応じて発行)が六百二十四回、一万三千二百五十ページで、その状況は、次表のとおりである。

県報発行状況

年度	定期			号外発行	
	ページ数	回数	号数	ページ数	回数
平成一四	九一〇	一〇二	七、九四八、〇四九	一、〇九	五一
一五	九六二	九九	八、〇五〇、一四八	一、六六九	六九
一六	一、〇〇五	九九	八、一四九、二四七	一、二〇九	六五
一七	一、二八	九六	八、二四八、三四三	一、八四	七四
一八	一、三三二	一〇一	八、三四四、四四四	一、七四四	六七
一九	一、〇九一	一〇三	八、四四五、五四七	一、〇四	六一
二〇	九五六	一〇二	八、五四八、六四九	一、四五	五六
二一	一、〇四八	一〇二	八、六五〇、七五一	一、三四一	六五
二二	九六二	一〇二	八、七五二、八五三	八六二	五五
二三	一、〇〇	一〇二	八、八五四、九五五	一、〇三〇	六一
計	一〇、一八五	一、〇〇八	七、九四八、九五五	一、三二五〇	六、一四

第四項 法規審査

一 審査状況

平成十四年一月から二十三年十二月までに審査した条例は、新設が九十七件、一部改正等が六百六十二件、規則は八百七十一件、その他告示及び訓令の審査を行った。

各年における条例、規則等の審査状況は、次表のとおりである。このうち、条例は、知事の決裁を経て議会に提出さ

れる地方公共団体の最も重要な案件の一つであり、また、地方分権推進一括法の施行後、地方公共団体の条例の制定範囲が拡充され、本県独自の条例制定が増えたため、その合法性、妥当性及び形式について慎重な審査を行った。

法規審査状況

年度	条 例	規 則	告 示	訓 令 甲
平成一四	七二	六九	六三九	一五
一五	七五	八一	七八一	一三
一六	七五	八五	六八三	一九
一七	九六	一三七	六九一	二一
一八	六一	九九	七四二	一五
一九	八三	一一一	四一五	二七
二〇	六六	八五	五〇九	一九
二一	一〇一	八五	四五〇	一二
二二	六八	六一	三七二	九
二三	六二	五八	三九九	八
計	七五九	八七一	五、六八一	一五八

二 法制事務

各課の法規事務に係る利便性と条例・規則審査の効率化等を図るため、庁内LANによる電子版「群馬県法規集」を

平成十四年一月から導入するとともに、県民への情報公開に対応するため、同年二月、県ホームページによる条例、規則等の公開を開始した。

また、地方分権の推進、行政需要の増大、法令の細分化、複雑化により、法令解釈をめぐる法律相談が一段と増加するとともに、各種の不服申立事件及び訴訟事件も多数提起されたことから、法制事務の充実を図り、これらに適切かつ迅速な対応を行った。

第五項 公益法人の認定

平成二十年十二月、公益法人制度改革により、これまでの旧民法第三十四条の規定に基づく公益法人は、特例民法法人として二十五年十一月までに一般法人又は公益法人への移行、解散等を行うこととなった。

改革前の平成二十年十一月現在の公益法人の数は、知事所管のものが二百九十一(社団百六十九、財団百二十二)、教育委員会所管のものが四十九(社団十二、財団三十七)であった。

平成十四年四月から二十年十一月までに設立された旧民法第三十四条の規定に基づく公益法人の状況は、次のとおりである。

旧民法第三十四条に基づく公益法人の設立状況

年度	社団法人	財団法人	計
平成一四			
一五	二		二
一六			
一七	二		二
一八	一		一
一九			
二〇			
計	五		五

※二十年度については、平成二十年十一月までの期間

特例民法法人から公益法人、一般法人への移行等の状況

年度	公益社団法人	公益財団法人	一般社団法人	一般財団法人	計	解散等
平成二〇						七
二一				一	一	一二
二二		四		二	六	三四
二三	四	九	七	三	二三	一一
計	四	一三	七	六	三〇	六四

※二十年度については、平成二十年十二月から平成二十一年三月までの期間

また、特例民法法人から公益法人、一般法人への移行等の状況は次のとおりである。なお、平成二十年十二月から二十四年三月までの期間で、新たに施行された公益法人認定法により設立された公益法人はなかった。

本県は、これまで公益法人の設立等の事務を各課がそれぞれ行う分散管理方式を採用していたが、公益法人制度改革を機に、学事法制課がこれらの事務を行う集中管理方式に改めた。

第九章 税 務 課

第一節 組織等の変遷

第二項 税 務 課

平成十四年四月、企画係、収納係、課税第一係、課税第二係、電算システム係の五係体制から、前橋・高崎・太田各行政事務所に設置されていた徴収特別整理係を徴収特別整理グループに再編し、五係・一グループ体制とした。

平成十五年四月、課税第一係、課税第二係を課税グループに統合するとともに、企画調整グループ、収納グループ、税務システムグループに、また、広域の事務を行う不動産評価グループ、軽油調査グループを設置し、七グループ体制とした。

平成十六年四月、課税グループを事業税グループ及び不動産・軽油グループに再編するとともに、個人県民税の徴収対策を行う個人県民税グループを新たに設置した。

平成十七年四月、税務課に設置した個人県民税・徴収特

別整理・不動産評価・軽油調査の四グループを、前橋・高崎・太田各行政事務所県税部に再編するとともに、外形標準課税の調査事務を担当する外形調査グループを設置した。
平成二十年四月、係制への移行及び外形調査グループを前橋県税事務所の係として再編し、企画調整係、収納係、事業税係、不動産・軽油係及び税務システム係の五係として、現在に至っている。

平成二十三年度からは、個人県民税の徴収対策をより進めるため、個人県民税徴収対策主監が設置された。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

税務課長 個人県民税徴収策主監		企画調整係 (七名)	県税歳入見込み、県税 条例、税務事務研修
次長 税務専門官	収納係 (五名)	収納事務、管理事務	
事業税係 (四名)	法人の県民税、法人の 事業税、個人の事業		

不動産・軽油係 (五名)	不動産取得税、軽油引 取税、自動車税、自動 車取得税、地方消費税	税、個人の県民税、ゴル フ場利用税、県たばこ 税
税務システム係 (六名)	県税電算システム開発・ 維持管理	

職 名	在 職 期 間	氏 名
税 務 課 長	自平成二二・四・一 至平成二五・三・三一	船戸 正重
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	八木 計二
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	小林 寛
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	辻 定夫
〃	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	赤石 正弘
〃	自平成二三・四・一 至平成二五・三・三一	福田 忠史

個人県民税徴収対策主監	自平成二三・四・一 至	高橋 守
-------------	----------------	------

第二項 地域機関

一 自動車税事務所

平成十五年四月、グループ制の導入及び総務課、管理課を統合した管理グループ及び課税グループの二グループに再編した。

平成十九年四月、管理グループを収納情報管理グループに、課税グループを自動車税グループ及び自動車取得税グループに再編した。

平成二十年四月、係制への移行に伴い、収納情報管理係、自動車税係及び自動車取得税係の三係として、現在に至っている。

歴代の所長は、次のとおりである。

職 名	在 職 期 間	氏 名
自動車税事務所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	飯田 哲夫
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・六・三〇	阿久澤延孝

自平成二七・七・一	久我 久雄
至平成一九・三・三二	
自平成一九・四・一	中嶋 良光
至平成〇・三・三二	
自平成〇・四・一	飯島 泉
至平成二・三・三二	
自平成二・四・一	矢嶋 浩
至平成三・三・三二	
自平成三・四・一	深津 昌晴
至平成四・三・三二	

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 県税徴収状況

平成十四年度から二十三年度までの県税の調定収入状況は、次表のとおりである。

県税の調定収入状況

年度	調定済額 千円	収入済額(前年度比) 千円	収入割合 %
平成一四	二〇八、〇九五、三三四	二〇〇、五三三、〇六五	九六・三
		(八九・四)	

二〇一、三九五、四二九	一九四、五八、六六六	九六・五
二二、八四五、六六七	二〇五、〇九三、三九九	九六・八
三三〇、〇九〇、三七	二二三、八八九、四四	九七・五
三三六、九二四、〇三〇	三三二、〇六三、三四五	九七・五
二七〇、七四八、八六八	二六、四四三、二〇	九六・九三
二五五、三三六、〇八六	二四六、二九三、九六二	九六・四六
三三三、二四五、六〇四	二〇三、六四八、四八二	九五・五〇
二〇五、七七五、二六七	一九六、三九九、七五六	九五・三七
二〇四、八四一、三九九	一九五、六七、九〇三	九五・五〇

県税収入の推移については、平成十四年度は、平成三年以降のバブル景気崩壊後の低成長長期にあり、デフレの長期化などから幅広い業種で企業業績が悪化し、対前年度比十・九%減と大きく落ち込んだ。

平成十五年度は、景気は回復基調となったものの輸送用機器・一般機器・金融業等の収益の伸び悩みにより二千億円を下回り、対前年度比三・一%減の一千九百四十三億円となった。

平成十六年度は、企業努力やデジタル家電の好調により電気機器及び半導体関連の業種を中心に企業収益が改善し、対前年度比五・五%増となった。

平成十七年度は、設備投資の増加や堅調な家電販売により企業収益は増加し、対前年度比四・三％増となった。

平成十八年度は、輸出及び設備投資の増加を背景に電気機器・一般機器の生産の増加により企業収益は増加したほか、定率減税の縮減による個人の県民税の増加により、対前年度比八・一％増となった。

平成十九年度は、所得税から住民税への税源移譲が開始されたことにより個人の県民税が増加し、また、国内外の受注の増加により輸送用機器・一般機器の生産が好調で企業収益が増加したことにより、対前年度比十三・六％の増、過去最高の二千六百二十四億円となった。

平成二十年度は、サブプライムローン問題に端を発する世界経済の失速や原油高などにより企業収益が悪化し、また、自動車取得税、軽油引取税では一時特例税率が失効するなどの影響から、対前年度比六・二％減と五年ぶりの減収となった。

平成二十一年度は、リーマンショックによる世界的な金融危機が実体経済にも波及し、輸送用機器など製造業を中心に大幅に収益が悪化、また、法人の事業税の一部を分離し地方法人特別税(国税)が創設されたことにより、前年度比十七・三％減の大幅な減少となった。

平成二十二年度は、輸送用機器など製造業を中心に企

業業績は回復したものの、地方法人特別税の影響やエコー補助金の終了に伴う自動車販売の落ち込みなどから対前年度比三・六％減となり、二千億円を下回った。

平成二十三年度は、東日本大震災による生産の急激な落ち込みや計画停電などから企業業績が悪化し、その後自動車関係の業種で生産が順調に回復するなど、年度後半から景気回復の動きがあつたものの、対前年度比〇・三％減となった。

第二項 県税条例

一 地方税法の改正と県税条例

地方税法の各年度ごとの改正概要は、次のとおりである。

(一) 平成十四年度の改正

最近の社会経済の変化や極めて厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する観点から、税制のあり方について検討・議論が行われた。

法人の事業税への外形標準課税の導入については、政府税制調査会などにおいても累次にわたりその導入が指摘されてきたが、平成十五年度税制改正を目的に導入を図るとされ、はじめて導入時期について言及された。

道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 個人の県民税について、株式譲渡益課税の申告分離課税への一本化に当たり、一定の場合に申告を不要とする措置の創設

イ 個人の県民税の所得割及び均等割の非課税限度額の引き上げ(所得割:加算額三十二万円↓三十六万円均等割:加算額十九万円↓二十四万円)

ウ 不動産取得税について、新築特例住宅用土地に係る減額措置等の適用対象となる要件の見直し

エ 自動車取得税について、グリーン化税制(一定の低燃費車の取得に係る課税標準の特例措置)を一年延長

(二) 平成十五年度の改正

経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引下げ、個人住民税については、配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止、配当所得・株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し等が行われた。

道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 個人の県民税について、配当割、株式等譲渡所得割の

創設(平成十六年一月一日から)

税率は、五%(配当割は、平成二十年十二月三十一日まで三%、株式等譲渡所得割は、平成十九年十二月三十一日まで三%)

イ 法人事業税への外形標準課税の導入

対象法人 資本金一億円超の法人

税率 所得割七・二%(現行の四分の三に引下げ)

付加価値割〇・四八%、資本割〇・二%

適用期日 平成十六年四月一日以後に開始する事

業年度分から適用

ウ 不動産取得税については、住宅及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の二分の一に課税標準を圧縮)を三年間延長

不動産取得税の税率を一%引き下げ三%とする特例を三年間延長(平成十八年三月三十一日まで)

エ たばこ税の税率引上げ(千本につき八百六十八円↓九百六十九円)平成十五年七月一日から

オ 自動車税のグリーン化税制を一年延長

カ 自動車取得税について、一定の低燃費自動車の取得に係る課税標準の特例措置を、対象を見直した上で一年間延長

(三) 平成十六年度の改正

平成十六年度の税制改正においては、平成十六年度が「三位一体の改革」の初年度に当たり、「基本方針二一〇〇三」を踏まえて、改革の一環としての税源移譲を確実に実現すること、課税自主権を更に活用しやすくするための制度改正を検討することなどが課題とされた。

税源移譲については、平成十八年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することが決定され、税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得税の一部を用途を制限しない一般財源として地方へ譲与する所得譲与税が創設されることとされた。

道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 個人住民税について、基礎部分である均等割について見直しを実施する。

人口段階別の税率区分の廃止(平成十六年度分から適用)及び生計同一の妻に対する非課税措置の廃止(平成十七年度から段階的に廃止)

イ 自動車税のグリーン化税制を見直しをした上で適用期限を二年延長

ウ 自動車取得税における低燃費車特例を見直し、新たに取得価格から二十万円を控除する特例措置を講じる。(平成十六年四月一日から平成十八年三月三一

日までの取得について適用)

(四) 平成十七年度の改正

個人住民税への税源移譲が、平成十九年からとなるため、十七年度の税制改正は、定率減税の廃止、縮減問題が最大のテーマとなった。

定率減税は、平成十一年度から実施された景気対策としての減税であり、必要がなくなれば見直しが必要とされ、十六年度の与党税制改正大綱には「平成十七年度、十八年度において縮減、廃止」と明記されており、平成十七年度の改正においては、半分を縮減することとされた。

道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 個人住民税の定率減税を二分の一に縮減(所得割額の十五%で四万円限度↓七・五%で二万円限度)

イ 個人住民税の人的非課税範囲の見直し(六十五歳以上の者のうち前年の合計所得金額が百二十五万円以下のものに対する非課税措置を平成十八年度分から段階的に廃止)

ウ 法人事業税の課税標準の分割基準の見直し
非製造業(従業員数↓事業所数二分の一、従業員数二分の一)

エ 自動車税について、県域を越える自動車の転出入に係

る自動車税の月割計算を廃止(平成十八年四月一日以降の転出入について適用)

(五) 平成十八年度の改正

平成十八年度の税制改正において、個人住民税所得割の税率を十%(道府県民税四%・市町村民税六%)の比例税率とし、所得税から個人住民税(三兆円規模の税源移譲を行うことが決定された。

個々の納税者の負担が変わらないよう、所得税と個人住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する減額措置が講じられることとされ、住宅ローン減税により控除される所得税額が控除し切れなかった者については、翌年度の個人住民税において減額調整する措置が講じられた。
道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 個人住民税所得割の税率を十%(道府県民税四%・市町村民税六%)の比例税率とする。

イ 個人住民税の定率減税を廃止

ウ 不動産取得税の税率を一%引き下げ三%とする特

例を三年間延長(平成二十一年三月三十一日まで)

エ 自動車税のグリーン化・自動車取得税の低燃費車特

例の延長(二年間)

オ たばこ税の税率の引上げ(千本につき九百六十九円

↓千七十四円)(平成十八年七月一日から適用)

(六) 平成十九年度の改正

平成十九年度の税制改正においては、我が国の経済の持続的成長を実現するため、設備投資を促進し、国際競争力の強化を図る観点から、法人所得課税において減価償却制度の抜本的見直しを行うこととされ、償却可能限度額及び残存価額が撤廃されることとなった。

道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の一年延長(本則五%↓軽減税率三%)

イ 低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長(電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の特例措置をより環境負荷に小さな自動車に重点化するなどの見直しを行った上、二年間延長)

(七) 平成二十年度の改正

平成二十年度の税制改正においては、消費税を含む税体系の抜本的改革が想定されていたが、参院選の結果、与党は多数を失ったことにより、抜本改革は見送られることとなった。

一方、バブル崩壊後、長く税収の低迷が続いたが、平成十五年度を底に法人二税の税収が急速に回復し、地域間の税

収の差が拡大したことにより、地域間の格差の是正に早期に対応するため、抜本改正が行われるまでの暫定措置として法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税(国税)及び地方法人特別譲与税が創設されることとなった。道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 法人事業税(所得割・収入割)の税率の引下げ

外形標準課税対象(所得割七・二%↓二・九%)

外形標準課税対象外(所得割九・六%↓五・三%)

収入金課税対象(収入割一・三%↓〇・七%)

イ 地方法人特別税(国税)の創設

法人事業税額を課税標準として、法人事業税と一体として徴収(平成二十年十月一日以降に開始する事業年度から適用)

ウ 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税を原資に一般財源として各都道府県に譲与(平成二十一年度から譲与)

エ 個人住民税における寄附金税制の拡充

(ア) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し(ふるさと納税)

「ふるさと」に対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体に対す

る寄附金のうち適用下限額(五千元)を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除

(イ) 条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの

導入(寄付金控除の上限額の引上げ 総所得金額等の二十五%↓三十%、適用下限額十万元↓五千元)

オ 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の廃止

(百万円以下の配当及び五百万円以下の譲渡益について二年間十%(所得税七%、個人住民税三%)とする

特別措置を講じる)及び損益通算の範囲の拡大

カ 自動車税のグリーン化・自動車取得税の低燃費車特

例の延長(二年間)

(ハ) 平成二十一年度の改正

世界経済は、米国のサブプライムローン問題を端緒とした欧米諸国の金融機関の破綻などから、急速に深刻化し大きな混乱に陥った。我が国においても株価の大幅な下落、円高が急速に進行して景気の悪化が急激に進むこととなったため、平成二十一年度の税制改正は、金融証券税制、住宅・土地税制、自動車税制等について経済へのテコ入れを念頭に減税色の強い改正が行われた。

道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除と同額(最高九・七五万円)を限度に控除

イ 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率を三年間延長

ウ 不動産取得税の税率の特例措置(四%→三%)を三年間延長

宅地評価土地(住宅用地・商業地等)に係る課税標準の特例措置(価格の二分の一に課税標準を圧縮)を三年間延長

エ 道路特定財源の一般財源化

自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止(暫定税率を含めた税率は、今後の税制抜本改革時に検討)

オ 軽油引取税の課税免除措置については、三年間継続
自動車取得税の時限的負担軽減措置

低燃費車、低公害車等(新車)について、時限的な税率軽減措置を三年間導入

(九) 平成二十二年度の改正

政権交代により新たな税制審議のため、与党税制調査会と政府税制調会を一本化し、新しい「税制調査会」が設置さ

れ、自動車関連諸税の暫定税率の廃止や租税特別措置の見直しを中心に議論が実施された。

道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 個人住民税の扶養控除の廃止

(ア) 十六歳未満の扶養親族に係る扶養控除(二十三年間)を廃止

(イ) 十六歳以上十九歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(十二万円)を廃止

イ 自動車関連諸税の税率等の見直し

軽油引取税及び自動車取得税について、現行の十年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持

ウ たばこ税の税率の引上げ(千本につき千七十四円→千五百四円)(平成二十二年十月一日から適用)

(一〇) 平成二十三年度の改正

平成二十三年度税制改正においては特に、デフレ脱却と雇用のための経済活性化、格差拡大とその固定化の是正、納税者・生活者の視点からの改革、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革、の四つを柱として、税制抜本改革に向けた基本的方向性や政府の財政運営方針との整合性を確保しつつ、所得課税、資産課税、消費課税

全般にわたる改正が行われた。

経済の活性化のため法人課税の実効税率の引下げについて議論が行われ、地方の税収に極力影響を与えないよう配慮をした上で、国税と地方税を合わせた法人実効税率を五%引き下げることとされた。

道府県税関係では、その主な改正内容は次のとおりである。

ア 個人住民税の諸控除の見直し

(ア) 合計所得金額四百万円超の納税義務者の成年扶養親族(二十三歳以上七十歳未満)に係る扶養控除(三十三万円)について、負担調整措置を講じた上で廃止

(イ) 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止

イ 都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲(平成二十四年度から)

ウ 不動産取得税の税率の特例措置(4%→3%)を三年間延長

宅地評価土地(住宅用地・商業地)に係る課税標準の特例措置(価格の二分の一に課税標準を圧縮)を三年間延長

エ 地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)の導入

オ 軽油引取税の課税免除の特例措置を原則三年間延長

県税条例は、このような地方税法の改正に基づき、各年に所要の改正が行われた。

二 特例条例の制定等

昭和五十一年に制定された「法人等の県民税の特例に関する条例」による法人税割の超過課税について、平成十七年度に今後見込まれる財政需要の対象事業の一部見直しを行い、防災体制の整備などを追加するとともに、次代を担う子どもたちのため、また二十一世紀の少子高齢社会において県民誰もが安全で安心して暮らせるよう、県独自の施策を展開するため引き続き必要であることから、五年間延長された。

また平成二十二年度にも五年間延長された。

第三項 税務事務の電算処理

自動車税システムの老朽化、処理件数の増加、新技術対応のため、平成十二年から収納管理システムを含めて第三

次開発を開始した。第三次開発と平行して、平成十四年四月から自動車税システムは、グリーン化税制への対応を行い第三次システムは平成十六年二月に稼働を開始した。また、同年七月には、県税電算総合システムのオンライン稼働時間外の業務と滞納整理及び窓口業務を支援するための滞納整理・窓口支援システムを稼働した。

平成十五年度税制改正により、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度から、資本金一億円超の法人を対象として外形標準課税が導入されたことから、平成十七年一月から法人二税システムで対応を開始した。同時に県民税配当割、株式等譲渡所得割のシステムも稼働を開始した。

同時に、電子納税、電子申告等の県税の電子化も対応を進めた。平成十八年一月から法人の県民税・法人の事業税・自動車税の電子納税、自動車税のコンビニ納税を開始し、同時に法人の県民税・法人の事業税の電子申告を開始した。平成十九年六月からは、電子納税、コンビニ納税の対象を他の税目にも拡大し、収納窓口に行かずに二十四時間納税ができる環境が整った。

平成十九年一月から自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)を開始した。OSSの開始により、自動車を保有するために複数の窓口に出向く必要のあった、検査登

録、保管場所証明申請等の手続や、自動車税、自動車取得税、自動車重量税等の税金及び検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料などの納付をインターネット上で一括して行うことが可能となった。

第十章 市町村課

第一節 組織等の変遷

第一項 市町村課

一 市町村課

平成十六年四月、課名を地方課から市町村課とわかりやすいものに変更した。同時に、いわゆる平成の市町村合併の支援を行う合併支援室を課内室として設置し、組織の構成は、課長以下、一課内室(合併支援室)七グループ(行政、振興、選挙、財政、理財、税政、合併支援)であった。

平成十七年四月、組織の簡素化のため振興グループを廃止し、業務を課内の他グループ等に移管した。

平成十八年四月、合併支援室及び合併支援グループを廃止し、市町村合併の支援は行政グループが引き継いだ。

平成二十年四月のグループ制廃止により、各グループがそのまま係となり、併せて、選挙グループを選挙・政治団体係、理財グループを地方債・公営企業係と改称し、現在に

至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

市町村課長	
次長	長
行政係 (二〇名)	行政連絡調整、市町村制度、職員の給与・服務等、住基制度、行政書士
選挙・政治団体係 (六名)	選挙管理、選挙連絡調整、政治資金規正、政治団体
財政係 (八名)	財政連絡調整、地方交付税、財政健全化法
地方債・公営企業係 (六名)	地方債・公営企業連絡調整、公営競技、土地開発公社、三七
	ク

	税政係 (七名)	税政連絡調整、固定資産評価審議会
--	-------------	------------------

職名	在職期間	氏名
総務局参事兼 市町村課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	丸岡 祐一
市町村課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	武井 昭信
市町村課長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	武井 昭信
総務局参事兼 市町村課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	栗原 弘明
市町村課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	片野 清明
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	深代 敬久
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	武井 昭信
合併支援室長	自平成二四・四・一 至平成二七・三・三一	中澤 安夫
〃	自平成二七・四・一 至平成二八・三・三一	

二 地方課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下、選挙主監及び六グループ体制(行政、振興、選挙、財政、理財、税政)であった。

歴代の課長等は、以下のとおりである。

職名	在職期間	氏名
総務部参事兼 地方課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	丸岡 祐一
選挙主監	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	武井 昭信

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 市町村税財政の推移

一 市町村財政

市町村財政の背景となるわが国の財政状況については、バブル景気崩壊後の公共投資の拡大や減税などの景気対策により、長期債務残高が急激に増大するなど危機的な状況にまで悪化していた。このため、国の財政運営は景気対策から

財政構造改革にシフトし、平成十六年度から十八年度までの間に、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を検討する「三位一体の改革」が推進され、歳出の徹底した見直しが行われた。その後、景気は徐々に回復の兆しが見られていたが、二十年のリーマンショックを受け、わが国経済は再び厳しい状況に置かれることとなった。

この間の地方財政の状況であるが、バブル景気崩壊後の経済対策等により、国と同様に借入金残高が右肩上がりが増加し、平成十六年度には二百兆円を超えた。

また、平成十三年度の地方財政対策の見直しにより、地方財政計画上の財源不足を国と地方の折半で補てんするため、地方公共団体においても臨時財政対策債を発行することとなった。このため、地方債残高については、臨時財政対策債以外の残高が減少傾向にある中で臨時財政対策債残高が増加し、十六年度以降、二百兆円前後で高止まりしている状況である。

地方財政計画の総額については、国の構造改革により平成十四年度には初めて対前年度比がマイナスになった。また、地方交付税等総額（臨時財政対策債含む）は十六年度に大幅に減少し、地方財政を圧迫することとなる。二十年度からはリーマンショック後の地方財源の確保要請等もあり、増加傾向に転じ、二十二年度には地方交付税等総額は

過去最高額が確保されることとなった。

この間の県内市町村の財政状況の推移を見ると、普通会計の歳出決算規模は平成十四年度は七千四百九十一億円であったが、国の方針に合わせた歳入・歳出削減一体改革により徐々に減少し、十八年度を底に、社会保障関係経費の増や国の経済対策により増加に転じた。

歳入については、概ね地方財政計画に沿った増減を示している。三位一体の改革により地方交付税総額が抑制され、県内市町村の歳入総額も減少傾向にあったが、平成十九年度からは国・県支出金や地方交付税、地方債の借入の増により増加に転じ、その後一定の水準を維持している。

一方、歳出については、歳出総額に占める人件費の割合が、市町村合併による一部事務組合職員の市町村への移管等により一時的に二〇・七%まで増加したが、その後行政改革による定員削減や給与のマイナス改定により平成二十三年度には一七・二%まで抑制された。しかし、扶助費については九・四%から一八・一%に急増し、この影響で義務的経費全体は三九・四%から四五・二%まで増加した。

投資的経費はマイナス傾向が続いていたが、地方再生が国の主要施策となった平成十九年度にはプラスに転じた。しかし、二十年度のリーマンショックを受け再びマイナスに転じることとなる。厳しい税收や地方交付税の動向、地方債残高

の高止まり等を踏まえ、各市町村とも、社会保障関係経費の増に行政改革による効率化で対処し、少子高齢化対策など施策を厳選し、投資に努めてきたことがうかがえる。

なお、經常収支比率については、平成十四年度の八八・九%から一時は二十年度に九五・三%まで上がったが、その後は九〇%前後で高止まりしている状況であり、財政の硬直化傾向が強まっている。

この間、行革推進法に基づく新行革指針により、複式簿記の考え方の導入等と内容とする地方公会計制度改革が行われるとともに、平成二十年度には地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとることを目的とした財政健全化法が施行され、健全化判断比率等が公表されるなどの取組が行われた。県内市町村においては、孀恋村で十九年度と二十年度決算に基づく実質公債費比率が早期健全化基準以上となった。このため、同村では財政健全化計画を策定し健全化に取り組んだ結果、二十一年度決算では改善され、以降、健全な財政運営を行っている。

なお、地方債制度については、地方分権一括法により、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って、平成十八年度に、従前の許可制度から協議制度へ移行し、「協議」と「許可」の二本建ての制度となった。

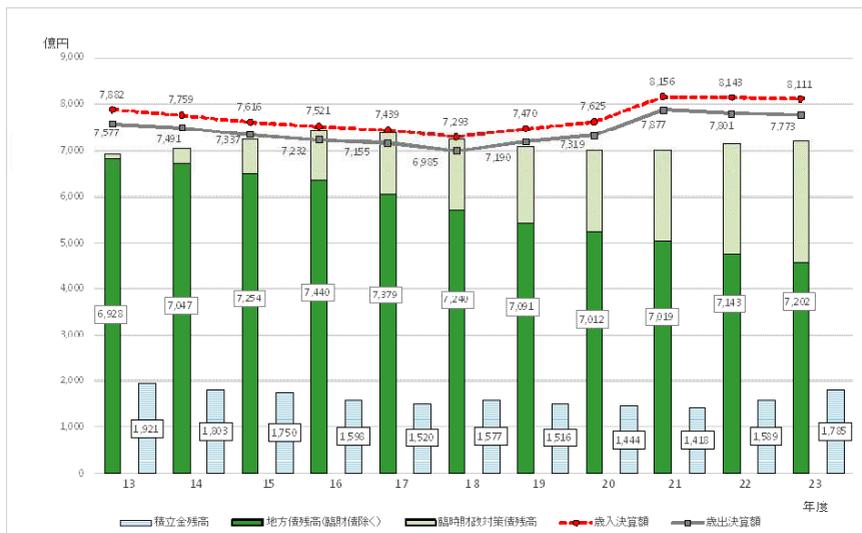
制度移行後も実質公債費比率が基準を満たさず、許可団体にとどまった団体(平成十八年度七団体、十九年度八団体)については、公債費負担適正化計画を策定し、実質公債費負担の適正な管理に取り組んだ結果、二十三年度には、一団体を除く七団体が許可団体から外れた。

市町村歳入歳出決算の推移(普通会計・県計)

(単位:百万円、%)

年 度	歳 入 A	歳入の主な内訳			歳 出 B	歳出の主な内訳			形式収支 C(A-B)	翌年度 繰越財源 D	実質収支 E(C-D)	経常収支 比	
		市町村税	地方交付税	地方債		義務的経費	投資的経費	歳出に占める割合					
								義務的経費に占める割合					投資的経費に占める割合
平成13	789,206	283,052	151,235	67,765	757,724	293,033	38.7%	169,494	22.4%	30,482	5,809	24,673	85.3
14	775,921	278,188	137,235	75,762	749,119	295,149	39.4%	157,725	21.1%	26,802	4,034	22,768	88.9
15	761,598	266,278	125,038	84,578	733,706	300,052	40.9%	127,582	17.4%	27,892	4,058	23,833	88.7
16	752,062	268,845	114,845	66,827	723,229	313,155	43.3%	116,610	16.1%	28,833	3,006	25,827	92.2
17	743,907	275,241	113,223	57,386	715,546	318,817	44.6%	109,911	15.4%	28,361	2,875	25,486	93.4
18	729,345	285,333	106,846	55,960	698,537	319,791	45.8%	98,036	14.0%	30,808	3,071	27,737	93.1
19	747,008	308,802	99,024	57,871	719,003	326,038	45.3%	110,388	15.4%	28,005	2,741	25,264	94.6
20	762,475	307,726	100,448	63,589	731,938	326,128	44.6%	111,780	15.3%	30,537	8,734	21,803	95.3
21	815,573	291,902	113,235	69,303	787,607	324,451	41.2%	121,893	15.5%	27,876	4,228	23,648	94.2
22	814,325	289,181	128,101	80,388	780,106	348,284	44.6%	117,980	15.1%	34,219	6,644	27,575	88.4
23	811,068	292,251	135,658	72,173	777,319	351,680	45.2%	104,969	13.5%	33,749	3,529	30,220	89.7

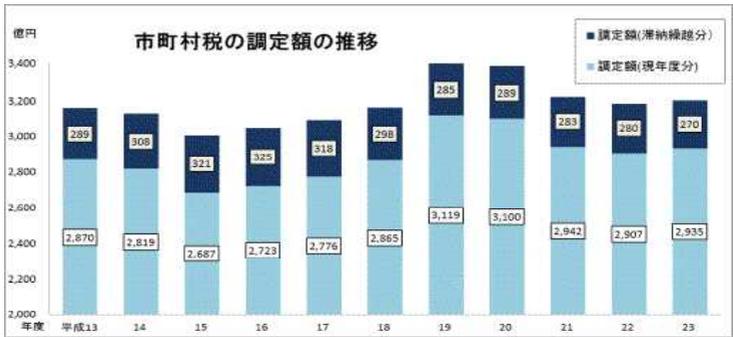
歳入歳出決算額と地方債残高等の推移



二 市町村税政

県内の市町村税の調定額については、平成十六年度から十八年度にかけては、景気回復・好景気により、増加した。また、十九年度には、国税（所得税）から地方税（個人住民税）へ全国で三兆円規模の税源移譲が行われたこと等により、初めて三千四百億円を超えた。二十一年度以降は、リーマンショック等景気の低迷もあり、三千二百億円前後で推移した。県内の市町村税の徴収率については、平成十六年度まで、十四年連続して低下が続いたが、市町村の徴収努力の成果により、十七年度に上昇に転じ、二十三年度には九一・二％まで改善した。ただ、全国平均とは、二ポイント以上の差があった。

地方税の電子申告システム（eLTAx）の運用が、平成十



七年一月に開始された。県内では、二十一年末までに、全市町村が導入した。

事業所税は、人口三十万人以上の都市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために、事業所等に対して税負担を求める目的税である。県内では、市町村合併により、人口が三十万人以上となった前橋市が平成二十二年六月に、高崎市が二十三年七月に課税を開始した。

三 市町村公営企業

市町村の公営企業については、主に市町村合併の影響から、平成十三年度以降十一ヶ年度間で次表のとおり大きく減少した。

この間、厳しい地方財政状況を踏まえて、公的資金補償金免除繰上償還が平成十九年度から実施された。また、地方公営企業会計制度については、一般の企業会計との整合



性、経営の透明性を高めることを主目的として大改正が進められることとなり、二十四年度以降の新資本制度及び新会計基準の導入等に向けた準備が進められた。

公営企業数の推移

区分	平成三年度	一八年度	二三年度
法適用	八八	六九	六七
法非適用	一八〇	一三〇	一二三
計	二六八	一九九	一九〇

※ 法適用とは、地方公営企業法が適用されている企業をいう。

介護サービス事業が八、病院事業が一それぞれ増加した一方、水道事業が三十一、下水道事業が三十一、観光事業が十二、宅地造成事業が五それぞれ減少し、ガス事業では、藤岡市・高崎市ガス企業団の民間譲渡により一減少、と畜場事業及び市場事業が消滅して七減少し、合計七十八事業の減少となった。

決算規模の状況は、建設投資が全体で平成十三年度の二千百四億円から二十三年度の千六百六十四億円に毎年度連続して減少した(四百四十億円、二〇・九%減)。

経常収支の状況は、事業数自体の大幅な減少もあり、黒字事業は百六十七事業と三十六事業減少したが、黒字事

業の割合は七六・〇%から八七・九%に増加した。その黒字額は合計で、平成十三年度の四十四億円から二十三年度の五十五億円に増加した(十一億円、二五・〇%増)。一方、赤字事業も二十五事業と二十五事業減少した。赤字額は、全体で十三年度の三十六億円から二十三年度の二十四億円に減少した(十二億円、三三・三%減)。

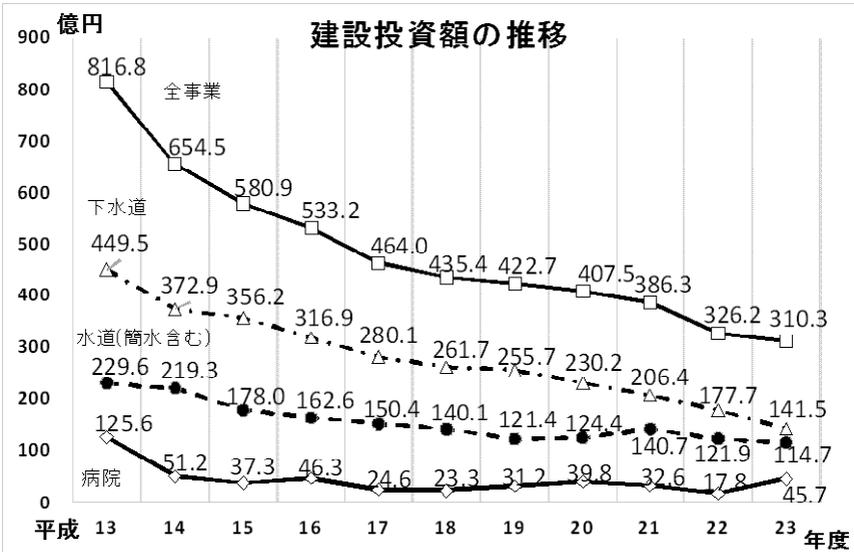
経常収益は、病院事業で患者数の伸びによる医業収益の増加も見られたが、上下水道事業では人口減少、住民・企業の節水意識の高まり等により、料金収入が大きく減少した。経常費用は、上下水道事業や病院事業における新規設備投資の減少に伴い、減価償却費や企業債の支払利息などが減少した。公営企業全体で平成二十年度以降連続して黒字を維持し、費用の減少が収益の減少を上回り、黒字額は増加した。

この期間に最も多額の建設投資を行った事業は下水道事業であった。県の流域下水道事業の進捗等に伴い、平成二十三年度末の群馬県全体の汚水処理人口普及率は、六七・九%まで向上した。

水道事業では、拡張期に整備された水道施設の大量更新期を迎えている。

病院事業では、平成二十年度内に公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むこととな

つた。各病院では、新增改築・大規模改造工事が行われ、なかでも公立藤岡総合病院の入院棟から分離した附属外来センターの開設、国から移譲を受けた渋川総合病院の再整備、下仁田厚生病院の改築などの大型建設事業が相次いだ。また、中之条病院及び西吾妻福祉病院が、経営形態を見直し、指定管理者制度を導入した。



四 市町村土地開発公社

土地開発公社は、昭和四十七年に制定された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立される特別法人であり、その主な事業は、市町村等の依頼を受けて公有地となる土地を先行取得する事業と、公社が独自に行う住宅団地、工業団地等の造成事業である。本県では、市町村合併等に伴い、この十年間で十四公社が解散し、平成二十三年度末で二十三公社、設立市町村数は共同設立を含むため二十七市町村に及んでいる。

平成十四年度には、情報公開に対する対応、経営状況の悪化、長期保有土地等の増加など、土地開発公社を取り巻く課題・問題点を踏まえ、業務運営の適正化等を図ることを目的に「土地開発公社業務支援ブック」を作成し、翌年度には全ての土地開発公社を対象に実務研修会を実施した。

近時の経済情勢により市町村の財政事情が悪化する中で、市町村が、公社に取得を依頼した土地を買い戻すことができず、公社が長期に保有している土地の存在が問題となり、総務省では、平成十六年十二月に、第二次土地開発公社経営健全化対策を発表した。本県ではこれを受けて、十八年六月に、経営健全化対策の指定基準に該当する高崎市を第一種土地開発公社経営健全化団体に、前橋市及び太田市を第二種土地開発公社経営健全化団体に指定し

た。このことにより、指定団体は、公社保有地の取得及び公社に対する無利子貸付の際の起債要件緩和（第一種及び第二種）並びに貸付に係る利子の特別交付税措置（第一種のみ）等の優遇策を受けることができたこととなった。

また、国では平成十六年一月に、土地開発公社の経理基準の改正を通知し、保有土地に係る時価評価等、民間の企業会計基準に準拠した取扱いが導入された。その他、二十一年六月には、土地開発公社の抜本的改革を通知し、原則として全ての土地開発公社を対象に、その存廃を含めた検討を行った上で、抜本的改革を集中的かつ積極的に行うことを求めた。これを受け、二十三年六月に長野原町土地開発公社が解散したほか、県内でも複数の公社において解散に向けた検討が始まった。

第二項 市町村行政の推移

一 地方分権の推進

平成五年六月、衆参両院において「地方分権の推進に関する決議」が行われ、地方分権改革の起点となり、十二年には機関委任事務が廃止されるなど、国・都道府県・市町村の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に改められたが、地方財政秩序の再構築、地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し)、事務・権限の移譲等の課題が残された。

このうち、地方財政秩序の再構築については、平成十六年から十八年にかけて行われた「三位一体の改革」により、所得税から個人住民税(三兆円規模の税源移譲が実現し、地方税の充実が図られた。

また、「未完の改革」とされた地方分権改革をもう一度動かすため、地方六団体は、「地方分権の推進に関する意見書」を平成十八年六月に国会と内閣に提出した。これを受けて、同年七月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六(骨太の方針二〇〇六)」において、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとの方針が示された。

その後、平成十九年四月に内閣府に設置された地方分権改革推進委員会による四次にわたる勧告に基づき、二十三年四月及び八月に成立した「第一次一括法」、「第二次一括法」により、義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲が進められた。県から市町村には延べ八百二十三法令の事務が移譲された。

地方分権に関する動き

平成13年 7月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革推進会議設置 ・第27次地方制度調査会設置
平成14年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・骨太の方針2002(閣議決定)
平成15年 6月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・三位一体の改革についての意見(地方分権改革推進会議) ・今後の地方自治制度のあり方に関する答申(第27次地方制度調査会)
平成16年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第28次地方制度調査会設置
平成17年 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・三位一体の改革について(政府・与党合意) ・地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申(第28次地方制度調査会)
平成18年 6月 7月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権の推進に関する意見書(地方六団体) ・骨太の方針2006(閣議決定) ・地方分権改革推進法成立
平成19年 4月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革推進委員会設置 ・第29次地方制度調査会設置
平成20年 5月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革推進委員会第1次勧告 ・地方分権改革推進委員会第2次勧告
平成21年 6月 10月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申(第29次地方制度調査会) ・地方分権改革推進委員会第3次勧告 ・地方分権改革推進委員会第4次勧告 ・地方分権改革推進計画(閣議決定)
平成23年 4月 8月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次一括法、国と地方の協議の場法等成立 ・第2次一括法成立、第30次地方制度調査会設置 ・地方自治法改正案に関する意見(第30次地方制度調査会)

二 市町村合併

国は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化への対応や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい財政基盤の確立を目的として、市町村合併を積極的に推進するため、平成十一年七月に旧合併特例法を改正し、各種支援策を創設、拡充した。特に、財政上の支援措置は手厚く整備され、合併特例事業債の創設、普通交付税に係る合併算定替の特例期間の延長などが行われ、市町村合併を大きく後押しした。県では、市町村が自ら判断し、決定していくことが望ましいとの基本的な考え方に立ち、十四年七月に、「群馬県市町村合併支援方針」を策定し、市町村からの要請に基づき、技術的支援や人的支援、財政的支援を行った。

このような状況の中、県内では、平成十五年四月に神流町が誕生したのを端緒に自主的な合併が進み、旧合併特例法下で七十市町村から三十九市町村となった。

旧合併特例法が平成十七年三月に期限を迎えるにあたり、国は、さらに自主的な合併を促すため、新合併特例法を制定した。新合併特例法では、都道府県は、市町村合併審議会の意見を聴いて、合併構想を定めるものとされたほか、合併協議会設置勧告など合併への積極的な関与が規定された。また、国は、「新市町村合併支援プラン」を策定した

が、支援プランの適用を受けるためには、合併構想に対象市町村として位置づけられていることが必要であった。

県では、旧合併特例法下と同様に、自主的な合併を尊重していたが、合併に取り組む市町村が国の支援プランの適用を受けられるよう、平成十八年九月に、群馬県市町村合併構想「群馬県におけるこれからの市町村合併」を策定した。構想策定当時、合併協議を進めていた「高崎市・榛名町」を対象市町村とし、そして、その後も市町村の取組状況に応じて対象市町村を追加した。

新合併特例法下の合併は、四件であり、三十五市町村となった。

平成十一年以来、全国的に市町村合併が進められてきた結果、相当程度合併が進捗したことなどから、二十二年四月に、新合併特例法が改正され、国や都道府県が積極的に関与する規定などが廃止となり、全国的な合併推進運動は一区切りとなった。県内の市町村は半減し、全国の市町村減少率（四六・六％）を上回る結果となっていた。

なお、財政上の支援措置である合併特例事業債については、平成十五年度から二十三年度までに、合併した十四市町村合計で累計千百九十四億円発行され、合併後のまちづくりのための建設事業などに活用されている。

「市町村合併についての基本的な考え方」(抜粋)
【市町村合併推進要綱「これからの広域行政」(H13.3.30 策定)より】

それぞれの市町村は、歴史的な経緯、文化・風土や地理的条件等が異なっており、市町村合併は、将来にわたる地域のあり方や住民生活に直接大きな影響を及ぼすことから、住民の考え方を十分踏まえた上で、関係する市町村が自ら判断し決定していくことが望ましいと思われます。

市町村合併を考えるに当たっては、次の二つのことが必要であると考えています。

一つは、市町村は、民主主義の基礎単位であり、最小の政治単位であるということです。

もう一つは、行政の効率性ということです。

市町村合併については、この二つの要素のバランスを考えながら、地域の実情に合わせて、検討する必要があると考えています。

また、本来、真の地方分権を実現するためには、創意工夫によって、地方の個性を生かして発展を図ることが望ましく、市町村合併を進めるに当たっても、画一的・一律的、さらには強制的に進めることは、できるだけ避けるべきではないかと考えています。

(中略)

この機会にそれぞれの地域が、今後の市町村のあり方を真剣に考え、市町村合併について積極的に議論することを通して、真の地方自治の充実・発展を図っていただきたいと考えています。

「群馬縣市町村合併支援方針」
(H14.7.29 策定)

支援方針

市町村合併に係る検討の進展に応じて、適時・適切に積極的な支援を行うとともに、関係市町村からの具体的な支援の申し出に応じて、個別具体的な技術的・人的・財政的な支援を行う。

主な支援内容

区分	内容
技術的支援	合併研修会等への県職員の派遣 ホームページやパンフレット等による情報提供 など
人的支援	合併協議会の委員への県職員参画 合併協議会事務局への県職員派遣 など
財政的支援	合併協議会の調査・研究・運営費等に対する補助 など

【市町村合併の状況】



県内における合併の経過

旧法・新法	合併年月日	合併市町村名	合併関係市町村名	合併の形態
旧合併特例法 (平成17年3月末までに合併申請、18年3月末までに合併)	平成15.4.1	神流町	万場町、中里村	新設
	16.12.5	前橋市	前橋市、大胡町、宮城村、粕川村	編入
	17.1.1	伊勢崎市	伊勢崎市、赤堀町、(佐)東村、境町	新設
	17.2.13	沼田市	沼田市、白沢村、利根村	編入
	17.3.28	太田市	太田市、尾島町、新田町、藪塚本町	新設
	17.6.13	桐生市	桐生市、新里村、黒保根村	編入
	17.10.1	みなかみ町	月夜野町、水上町、新治村	新設
	18.1.1	藤岡市	藤岡市、鬼石町	編入
	18.1.23	高崎市	高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町	編入
	18.2.20	渋川市	渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村	新設
	18.3.18	安中市	安中市、松井田町	新設
	18.3.27	富岡市	富岡市、妙義町	新設
	18.3.27	みどり市	笠懸町、大間々町、(勢)東村	新設
	18.3.27	東吾妻町	(吾)東村、吾妻町	新設
新合併特例法 (22年3月末までに合併)	18.10.1	高崎市	高崎市、榎名町	編入
	21.5.5	前橋市	前橋市、富士見村	編入
	21.6.1	高崎市	高崎市、吉井町	編入
	22.3.28	中之条町	中之条町、六合村	編入

市町村数の推移

年月	群馬県				全国			
	市	町	村	計	市	町	村	計
平成11.3末	11	33	26	70	670	1,994	568	3,232
18.3末	12	17	10	39	777	846	198	1,821
22.3末	12	15	8	35	786	757	184	1,727
減少率	▲50.0%				▲46.6%			

三 行政改革の推進

人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められる一方、依然として国・地方を通じて厳しい財政状況にあり、さらなる行政改革の推進の必要性があった。

このため、政府が新たに策定した地方行革の指針においては、各地方公共団体は、定員管理の適正化、民間委託の推進等について、平成十七年度から二十一年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を策定・公表し、推進することとされた。

定員管理の適正化については、政府の指針において集中改革プラン実施期間の五年間で削減率四・七％以上（その後、五・七％以上）という数値目標が示された。県内の市町村においてもこれを踏まえ目標を設定し、職員数の削減に取り組んだ結果、市において七・九％（一、二九三人）、町村において十二・九％（四七四人）、全体で八・九％（一、七六七人）の削減が図られた。

民間委託についても、集中改革プランに基づき取り組んだ結果、学校給食（調理、運搬）、本庁舎夜間警備、水道メーター検針等の分野で進捗した。

また、公の施設の管理については、従前は管理主体が公共団体等に限られていたが、行政の民営化、行政運営への民間

の経営手法の導入等の観点から、平成十五年六月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入された。二十三年十月現在、県内全ての市町村がこの制度を導入しており、施設数は八百二十七施設に及んだ。

四 中核市・特例市への移行

中核市・特例市は、都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行えるようにした都市制度であり、中核市には保健所の設置や身体障害者手帳の交付等、特例市には騒音・振動などの規制基準の設定や開発行為の許可等の事務が移譲される。

県内では、市町村合併を経て指定要件（特例市：人口二十万人以上、中核市：人口三十万人以上）を満たしたことから、平成十九年四月に伊勢崎市及び太田市が特例市に指定され、二十一年四月に前橋市、二十三年四月に高崎市がそれぞれ特例市から中核市に移行した。

五 住民基本台帳制度

住民基本台帳は、正確かつ統一的な住民記録として昭和四十二年に制度化されて以来、市町村の自治運営の基礎となり、住民の利便の増進や国、地方を通ずる行政の合理化に貢献してきた。平成十四年八月からは、全国の市町村と

都道府県等を結ぶ住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、電子行政の基盤となった。十八年六月には住民基本台帳の閲覧制度、十九年六月には住民票の写し等の交付制度について住民基本台帳法の改正が行われ、公証性を持ちつつ個人情報保護に十分留意した制度として再構築された。また、二十一年七月の改正により、外国人住民についても、制度の対象に加えられることとなった。

第三項 市町村議会

市町村議会の議員定数は、地方自治法において人口区分に応じて定められていたが、地方議会の自己決定権を尊重するという観点から、平成十五年四月に施行された改正地方自治法では、上限を法定し、その数を超えない範囲で条例により定数を定めることとされた。さらに、二十三年八月に施行された改正地方自治法では、上限数の制限も廃止された。

その間、県内市町村においては、平成の合併が進み、市町村数は、七十から三十五に減少し、市町村議会の議員定数も、平成十五年度には、千二百十七人であったが、二十三年度には、六百四十五人まで減少した。

一方、地方分権の進展によって、地方自治体の権限・責任

が増えたことに伴い、地方議会のあり方についても検討され、条例定数制度の導入をはじめ、議長への臨時会の招集権付与や委員会への議案提出権付与など、地方議会の自主性・自律性を拡大し、機能のさらなる充実・強化を図るため、地方自治法の改正が段階的に行われた。

また、平成十八年以降、地方議会自らが、そのあり方を見直し、議会の活動理念や審議の活性化、住民参加等を規定した議会基本条例を制定する動きが進んだ。

第四項 選挙

近年における人口減少と、投票率の長期低落傾向により、民主政治への危機感が高まっている。こうした中、投票率向上の施策はもとより、有権者の投票機会の確保観点からの制度改正も行われてきた。

平成十五年には、期日前投票制度が導入され、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができるようになった。

平成十九年には、それまで、衆議院比例代表選出議員選挙及び参議院議員比例代表選出議員選挙において実施されていた在外選挙制度が、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙にまで拡大された。

また同年、候補者情報の充実や選挙運動の活性化など、投票率向上のための法改正として、市町村長選挙におけるローカルミニフェストの頒布が解禁され、候補者の政策等を記載した一定枚数のビラの頒布が可能となった。

公職選挙法以外では、憲法改正の気運の高まりの中で、平成二十二年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」が施行され、憲法改正の具体的な手続きが法定された。

一 県選挙管理委員会委員の変遷

(就任年月日)	(委員氏名)	
平成一五・二・二七	河村 昭明	委員長(再選)
〃	関口フサノ	(再選)
〃	木村 嘉男	(再選)
〃	小山 久子	(再選)
平成一九・二・二七	高山 昇	委員長(選挙)
〃	荒木 勲	(選挙)
〃	富 公彦	(選挙)
〃	小山 久子	(再選)
平成二三・二・二七	荒木 勲	委員長(再選)
〃	松本 修平	(指名推選)
〃	山田 謙治	(指名推選)
〃	松本 近史	(指名推選)

二 各種選挙の執行状況

(市町村選挙については、統一選挙のみ)

選挙名	選挙期日	有権者数・投票率
県議会議員補欠選挙 (沼田市選挙区)	平成一四・五・二六	三六、五七二・四六・〇%
県議会議員選挙	一五・四・二三	二二、七、三〇・五六・九%
統一市町村選挙	一五・四・二七	(長一九団体、議員四団体)
知事選挙	一五・七・六	一、五九、七九〇・三七・四%
衆議院議員選挙	一五・一一・九	一、六七、六八八・五七・〇%
(小選挙区)		一、六八、五六八・五七・八%
(比例代表)		一、六七、六八八・五六・〇%
最高裁国民審査		一、六〇、九九三・五六・〇%
参議院議員選挙	一六・七・一一	一、六二、九〇五・八七・七%
(選挙区)		一、三三、〇〇八・〇七・〇%
(比例代表)		
県議会議員補欠選挙 (前橋市選挙区)	一七・五・二三	
衆議院議員選挙	一七・九・一一	一、六四、八七二・六六・二%
(小選挙区)		

一八・四・二三	最高裁国民審査 県議会議員補欠選挙 (富岡市選挙区)	一六五八一九六・五％ 一六四八六九六四四二％ 三九〇八四七四一八％
一八・五・二二	県議会議員補欠選挙 (山田郡選挙区)	無投票
一九・四・八	県議会議員選挙	一三三二六九七五五五％
一九・四・二三	統一市町村選挙 (長九団体・賛二五団体)	一六五七三九人五三四％
一九・七・二三	知事選挙	一六五七三九人五三四％
一九・七・二九	参議院議員選挙 (選挙区)	一六七七八〇三人五四六〇％
二一・一・二五	県議会議員補欠選挙 (前橋市・勢多郡選挙区)	一六七八〇三人五四六〇％ 二七八一四五人三三六％
二一・八・三〇	衆議院議員選挙 (小選挙区)	一六八〇〇〇人六九〇六％
二二・七・二一	最高裁国民審査 参議院議員選挙 (比例代表)	一六八八七人六七〇七％ 一六八〇〇〇人六九〇五％ 一六八〇〇〇人六九〇五％
二二・七・二一	参議院議員選挙 (選挙区)	一六七七九人八八五五％
二二・七・二一	参議院議員選挙 (比例代表)	一六七七九人八八五五％
二三・四・二〇	県議会議員選挙	一三九八二三人四九〇八％

一三三・四・二四	統一市町村選挙	長八団体・賛二五団体
一三三・七・三	知事選挙	一六〇七、五三三、六六六％

三 選挙の啓発事業

選挙啓発は、群馬県明るい選挙推進協議会及び選挙管理委員会が中心となつて、選挙時に行う選挙時啓発事業や選挙実施の有無にかかわらず行う常時啓発事業を実施してきた。

いずれの啓発においても、大きな柱は、①明るい選挙の推進(買収等の不正、腐敗がなく、金や情実により左右されない選挙人の自由な意思による選挙の推進)と、②投票総参加運動(選挙人の意見が政治に正しく反映されるよう、積極的な投票参加を呼び掛ける運動)である。

選挙時啓発事業では、特に投票率が低い若年層にターゲットを絞つた啓発(携帯メールマガジンの配信、コンビニエンスストアATM広告の掲載等)を取り入れ、投票率の底上げを図つた。

常時啓発事業においても、若年層向けの啓発に重点を置き、県内大学生による選挙実務実習生の受入れや大学祭における模擬投票の実施などの取組を行った。その他にも、従前から実施している児童、生徒を対象とした明るい選挙啓

発ポスターコンクール、中学校三年生向けの社会科副教材の作成・配布を引き続き実施した。

また、すべての年齢層で投票率の落ち込み傾向が見られることから、年齢層を絞り込まない啓発事業として、政治

第十一章 危機管理室

第一節 組織等の変遷

第一項 危機管理室

平成二十年四月、県の危機管理に関する総合調整や危機事案に迅速に対応するために、従来の消防防災課を危機管理室と消防保安課に再編し、危機管理室は二係（防災・国民保護係、情報通信係）十四名体制となった。

平成二十一年四月に防災・国民保護係を危機管理・防災係に改称、二十二年四月に危機管理・防災係を危機管理・

大学講座の開催、選挙管理委員及び事務局職員による選挙講座の実施、冊子「やさしい公職選挙法」の作成・配布などの啓発を行った。

防災係、計画調整係に再編し、三係体制となり、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は次のとおりである。

危機管理室長	危機管理・防災係	危機管理の総合調整、危機管理大綱、防災訓練、災害対応、地域防災、国民保護対策、自衛官募集
次長	(七名)	

	計画調整係 (四名)	防災計画、防災会議、国民保護計画、国民保護協会、被災者支援
	情報通信係 (三名)	防災行政無線ネットワーク、防災情報ネットワーク、震度情報ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク

職名	在職期間	氏名
危機管理監兼 危機管理室長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	田村 孝夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・二四	坂尾 博秋
危機管理室長	自平成二三・三・二五 至平成二四・三・三一	設楽 靖祐

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 危機管理対策の推進

一 災害対策

(一) 本県における防災対策

昭和三十六年の災害対策基本法の制定に伴い、各種の体制を整えるなど総合的な防災対策を推進してきたが、平成七年一月に発生した阪神・淡路大震災及び二十三年三月に発生した東日本大震災を受け、本県防災体制の大幅な見直しを行った。

また、平成二十年には、危機管理に関する総合調整を行い、危機事案に対する迅速、的確な対応を確保するため、危機管理監及び危機管理室を設置し、同年八月には、総合的な危機管理対策を推進するため「危機管理大綱」を定めた。

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災の概要は後述のとおりであるが、本県では被災地支援として災害時の応援協定を締結している群馬県トラック協会の協力を得て被災地への救援物資の輸送を行った。

また、平成二十三年に発生した東日本大震災を契機に、平成七〇九年に行った地震被害想定調査の見直しを行い、更に想定される地震に対して被害を軽減するための地震防災戦略を策定した。

阪神・淡路大震災等では、地域の自主的な防災活動の重要性が認識されたことから、自主防災組織の結成促進と組織の活性化を図るため「県民防災塾」「被災先進地研修」「地域防災力養成支援(DIG・HUG訓練)」を実施し、自主防災組織のリーダーとなる人材の育成に努めた。

なお、昭和四十年年度から実施している県総合防災訓練で

は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、ヘリコプター等の参加による実践的な訓練としたほか、地域防災力向上のため自主防災組織による訓練を加えた。

訓練は、関係機関の連携を強化するため、自衛隊、警察、消防のほか、DMAT等医療機関やライフライン事業者など多くの関係機関の協力を得て、次表のとおり実施した。

実施年月日	実施場所	参加人員	共催市
平成一四・八・三一	太田市只上地内 渡良瀬川右岸 渡良瀬グラウンド	一、四五一	太田市
一五・八・三〇	沼田市碓田町地内 沼田市運動場	一、四二八	沼田市
一六・八・二九	館林市大島町地内 渡良瀬川右岸 館林市青少年ひろば	一、一〇〇	館林市
一七・九・三	渋川市半田地内 坂東橋緑地公園	八一五	渋川市
一八・九・二	藤岡市立石地内 烏川緑地	一、三三二	藤岡市
一九・一〇・二〇	前橋市粕川町中之沢地内 サンデン(株)赤城事業所敷地	七五七	前橋市
二〇・九・六	安中市宿地内 碓氷川左岸敷地	七三八	安中市
二一・九・二二	みどり市笠懸町阿左美地内 桐生競艇場駐車場	八二七	みどり市
二二・九・一八	富岡市蚊沼六〇七一三ほか (株)稲葉製作所富岡工場建設予定地	九六〇	富岡市
二三・九・一〇	高崎市下之城町五八四一四〇ほか 高崎操車場跡地周辺土地区画整理事業地	一、〇〇〇	高崎市

(二) 防災情報通信施設の整備

防災行政無線システムは、昭和六十二年四月に運用を開始し、以来二十五年間運用継続してきた。その間、平成七年一月の阪神・淡路大震災を教訓に震度情報システム等を整備した。平成十一年七月に完成した新県庁舎七階の群馬県防災センターに防災通信室を設置し、防災行政無線、地域衛星通信、防災映像情報システム等を整備した。また、十三年度から二年間で実施した防災行政無線多重回線の周波数変更を機に回線の大容量化を図り、多様な情報通信が可能となるなど、初動体制の確保と災害対応をより堅固なものとするため防災情報通信設備の拡充強化を図ってきた。

平成十七年からおよそ三年間をかけ、衛星通信、防災行政無線移動系、防災情報ネットワークシステム等を増設した。これにより、回線を衛星系と地上系の二系統で整備し二ルート化されたことにより信頼性が向上した。また、移動系無線中継局を増備し、災害の発生しやすい地域での通信を確保した。さらに、防災情報システムを整備し、気象情報等を自動的に関係機関に伝達するほか、被害情報等の収集に用い、関係機関相互の情報共有を強化した。

平成二十三年度末における防災情報通信施設の整備状況は次のとおりである。

・防災行政無線システム(地上系)

統制局 一(県庁)

中継局 十三(赤城山、榛名山、茶臼山等)

支出局 十一(行政県税事務所)

端末局 百二十(土木事務所、市町村等)

・防災行政無線システム(衛星系)

統制局 一(県庁)

支出局 十一(行政県税事務所)

端末局 七十六(土木事務所、市町村等)

可搬局 七(県庁等)

・防災行政無線システム(移動系)

統制局 一(県庁)

基地局 十三(赤城山、榛名山、茶臼山等)

車載局 八十(公用車)

可搬局 四十七(県庁、行政県税事務所等)

・防災情報システム

中央装置 一(県庁)

端末装置 百七十四台(県庁等、百三箇所)

・震度情報ネットワークシステム

中央装置 一(県庁)

震度情報収集 七十箇所

・防災映像情報システム

中央装置 一(県庁)

表示装置 十二面(統制室及び災害対策本部室)

表示情報 衛星通信映像、衛星可搬局映像、

気象情報、震度情報、地図情報等

二 国民保護対策

(一) 国民保護の動向

近年における周辺の安全保障環境については、尖閣諸島における中国による領海・領空侵犯や北朝鮮による核実験及びミサイル発射などに加え、国際テロ組織等の新たな脅威への対応が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成十六年九月、我が国に対する武力攻撃やテロなどが発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした国民保護法が施行された。

同法において、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、国民に知らせることに、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が緊密に連携し、国全体として万全の態勢を整備し、国民の保護のために必要な情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置を迅速かつ的確に実施

することとしている。

(二) 群馬県国民保護計画の策定

国民保護法では、武力攻撃事態等において、国民を保護するための措置を、国、都道府県、市町村、関係機関が相互に連携して実施するため、都道府県は、国の基本指針に基づき、国民保護計画を作成することとされたことから、本県では、平成十八年三月に、群馬県国民保護計画を策定した。なお、県内においても、十九年度末までに市町村国民保護計画の策定を全市町村が完了している。

(三) 群馬県国民保護訓練の実施

テロ等不測の事態に備え、国民保護に万全を期すため、平成二十一年十一月に群馬県庁において、国と共同で、国民保護共同図上訓練を実施し、自衛隊、消防、警察など十三機関百九十四人が参加し、初動体制の確立や関係機関の連携強化を図った。

(四) 国民保護に関する情報伝達システムの整備

国民保護に関する緊急情報(国民保護法に基づく法定通知等)を、国から関係機関へ迅速に伝達するため、平成二十年度に、国が構築した緊急情報ネットワークシステム(ゴイーエ)への接続整備を行った。

また、弾道ミサイルの緊急情報や警報等を、国から住民や自治体等へ瞬時に伝達するため、平成二十二年度に、国

が構築した全国瞬時警報システム(J-ALERT)への接続整備を行った。

第二項 東日本大震災における対応

一 東日本大震災の概要

平成二十三年三月十一日十四時四十六分、三陸沖を震源とするマグニチュード九・〇の地震が発生し、宮城県栗原市で震度七を観測したほか、東日本を中心に広い範囲で震度六強から一を観測した。

この地震に伴い、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に非常に高い津波が発生した。この地震(津波及び余震を含む)により死者一万六千二百七十八人、行方不明者二千九百九十四人、全壊家屋十二万九千九百九十七棟など甚大な被害が生じた(平成二十四年三月十一日現在、消防庁まとめ)。また、地震と津波によって福島第一原子力発電所の電源装置機能が失われ、水蒸気爆発が発生し原子炉建屋などが破損、放射性物質が大気中に放出されたこととから、近隣市町村の住民の多くが近県への避難を余儀なくされた。

二 本県における対応

本県では、桐生市において最大震度六弱を観測したほか、広い範囲で震度三以上を観測したことから、同日午後二時五十五分、知事を本部長とする群馬県災害対策本部を設置し、県内被害状況の収集、応急復旧対応に当たった。

この地震による県内被害は、死者一人、負傷者四十一人、住家半壊七棟、住家一部破損一万七千六百七十五棟のほか、公共交通機関やライフラインが停止するなどした。

震災により、東京電力(株)の原子力発電所等が被害を受け、電力が逼迫し、東電では大規模停電を回避するため計画停電を行い、県民生活に大きな影響が出た。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、県内でもモニタリングポストにおいて放射線監視を行い、計測結果を県ホームページで公表した。

さらに、県内のほとんどの市町村で避難者を受け入れ、最大時約三千七百人の避難者が滞在した。

被災地への支援としては、三月十四日に知事を本部長とする群馬県東北地方太平洋沖地震支援本部を設置し、被害の大きかった東北地方へ支援物資を送るなどの支援活動に当たった。

第三項 災害の発生

一 風水害・地震

平成十四年四月から二十三年三月までの間に発生した風

水害と地震による被害の状況は、次のとおりである。

災害名	発生年月日	被災地域	主な被害の状況
台風第六号	平成一四・七・ 一〇〇〇一	全域	負傷者一〇人 住家全壊八棟 住家半壊一一棟 住家床上浸水一三棟 住家床下浸水一〇八棟
台風第一〇号	一五・八・ 九〇一〇	県東部	負傷者三人 住家床上浸水一棟 住家床下浸水四〇棟
台風第六号	一六・六・二一	県北部	負傷者 四人 住家一部破損 七棟 非住家被害九棟
中越地震	一六・二〇・二三	全域	負傷者六人 住家一部破損一、〇五五棟 非住家の一部破損三五棟
豪雪	一八・一・ 四・七	県北部	死者一人 負傷者三八人 住家一部破損五棟 非住家一部破損五棟
台風第九号	一九・九・五〇七	県西部	負傷者四人 住家全壊六棟 住家半壊三九棟 住家一部破損一九棟 住家床上浸水六二棟 住家床下浸水二三一棟 非住家被害六一棟 罹災者一二七世帯三一七人
突風等	二〇・七・二五	県東部	住家半壊二棟 住家一部破損一九二棟 住家床下浸水一棟 罹災者二世帯七人
豪雨	二〇・七・二七	高崎市	行方不明一人 住家床上浸水四棟 住家床下浸水五九棟
突風(竜巻)	二一・七・二七	館林市等	負傷者二人 住家一部破損五二九棟
東北地方 太平洋沖地震	二三・三・一一	県内全域	死者一人 負傷者四一人 住家半壊七棟 住家一部破損一七、六七五棟、罹災者七世帯二二人

第十二章 消防保安課

第一節 組織等の変遷

第二項 消防保安課

一 消防保安課

平成二十年四月、危機管理体制充実のため危機管理部門を消防防災課から独立させ危機管理室とし、消防係、防災航空隊係、保安係からなる消防保安課を設置し現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである

消防保安課長	消防係	消防行政、消防団、消防施設整備、消防設備・危険物、救急救助
次長	(九名)	
	防災航空隊係	防災ヘリコプター、救急救助、火災防御、(二〇名)

	保安係 (四名)	災害応急対策 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、電気工事士、電気工事業
--	-------------	---------------------------------------

職名	在職期間	氏名
消防保安課長	自平成一〇・四・一 至平成二二・三・三二	榛沢 保男
〃	自平成二二・四・一 至平成三三・三・三二	平形 昇
〃	自平成三三・四・一 至平成二四・三・三二	岡崎 博

二 消防防災課

平成十四年四月一日現在の組織は、消防防災課長以下三グループ(消防グループ、予防グループ、保安グループ)三十五名体制であった。

平成十五年四月、課付を廃止し庶務を消防係内に置い

た。

平成十六年四月、災害対策強化のため防災主監を置き、防災グループを防災グループと情報通信グループに再編した。

平成十七年四月には、国民保護法施行に伴い、武力攻撃等からの国民の生命、身体、財産の保護に対応するため、防災主監を防災・国民保護主監とするとともに、十八年四月に国民保護グループを設置した。

第十二回全国女性消防団員活性化群馬大会(平成十八年十一月開催)開催のため、十七年八月から十九年三月まで全国女性消防団員活性化大会推進グループを設置した。

平成二十年四月、前述のとおり消防防災課を分割し、危機管理室と消防保安課を設置した。

歴代の課長等は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
消防防災課長	自平成二一・四・一 至平成二一・五・三三二	宮澤 功
〃	自平成二一・五・四・一 至平成二一・七・三三二	滝口 健一
〃	自平成二一・七・四・一 至平成二一・八・三三二	深澤 靖

総務部参事兼 消防防災課長	自平成一八・四・一 至平成一九・三三二	深澤 靖
消防防災課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三三二	榛沢 保男
防災主監	自平成一六・四・一 至平成一七・三三二	根岸 富士夫
防災・国民 保護主監	自平成一七・四・一 至平成一八・三三二	根岸 富士夫
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三三二	安藤 美喜夫

第二項 消防学校

平成十四年四月現在の組織は、校長以下二課(総務課、教務課)体制であったが、十五年四月、グループ制導入により二課を統合し、教務グループとした。

平成二十年四月、グループ制廃止に伴う係制への移行により、校長↓副校長↓教務係(八名)の体制となり、現在に至っている。

歴代の校長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
消防学校長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	深澤 靖
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	小暮 進
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	平形 昇
〃	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	岡崎 博
〃	自平成二三・四・一 至	鈴木 雅之

第二節 主要な施策、事業等の推移

第二項 消防体制の整備

一 消防体制の動向

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決めるといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も

大切である。

自治体消防は、発足以来六十年余りを経過し、この間、本県においては県下全市町村の常備消防体制の構築が完了し、組織、人員、施設等各般にわたって着実に整備が進められてきた。

しかし、社会経済情勢や住民の生活様式の変化、また、地球環境規模での気象条件の変動など、近年の地震、集中豪雨、事故、さらにはテロや武力攻撃など災害の態様も複雑多様化・大規模化の傾向を強めてきており、消防需要は年々増大している。さらに、今後の人口減少や少子・高齢化が進展する中で、将来にわたり十分な消防力を確保することが困難となることが懸念されている。このことから、平成二十年三月に群馬県消防広域化推進計画を策定し、行財政上のスケールメリットの活用等により消防力を充実させるため消防の広域化を推進していくこととした。

平成二十四年三月末現在の常備消防機関の管轄区域は次のとおりとなっている。

消防機関名称	管轄区域(市町村)
前橋市消防局	前橋市
高崎市等広域消防局	高崎市(一部地域を除く)、 安中市
桐生市消防本部	桐生市、みどり市
伊勢崎市消防本部	伊勢崎市、玉村町
太田市消防本部	太田市、大泉町
利根沼田広域市町村圏振興 整備組合消防本部	沼田市、片品村、川場村 昭和村、みなかみ町
館林地区消防組合消防本部	館林市、板倉町、明和町 千代田町、邑楽町
渋川広域消防本部	渋川市、吉岡町、榛東村
多野藤岡広域市町村圏振興 整備組合消防本部	藤岡市、上野村、神流町 高崎市(旧吉井町、旧新町)
富岡甘楽広域市町村圏振興 整備組合消防本部	富岡市、甘楽町、下仁田町 南牧村
吾妻広域町村圏振興整備組 合消防本部	中之条町、長野原町、嬭恋村 草津町、高山村、東吾妻町

(一) 救急業務の高度化推進

救急需要の増加と医療技術の進歩に伴い、平成十五年三月、メディカルコントロール体制を構築し、救急業務の更なる

高度化を図るためにメディカルコントロール協議会を設置し、常時指示体制、事後検証体制及び再教育体制の一層の充実等に努めることとした。これに伴い、十五年四月に包括的指示下での除細動の実施が可能となり、十六年七月には医師の具体的な指示下において心肺機能停止の状態である傷病者に対して実施可能な高度な応急処置として、気管内チューブによる気道確保を実施するための気管挿管が、十八年四月にはアドレナリンに限り使用を認められた薬剤投与の実施が新たに追加された。また、群馬県メディカルコントロール協議会により策定した救急隊員の活動プロトコールが各地域のメディカルコントロール協議会にて採用されたことから、県内の全消防本部が共通の活動基準を用いることとなり、本県の救急医療体制の高度化が進展している。

(二) 広域応援体制の整備

阪神・淡路大震災を契機に創設された緊急消防援助隊が、平成十六年四月消防組織法により法律に基づいた部隊となったため、十七年二月に緊急消防援助隊群馬県隊応援等実施計画を策定した。このことにより、消防庁長官から「出動の求め」又は「出動の指示」を受けた場合、群馬県隊として被災地へ迅速に出動できる応援体制が構築され、十九年十月には本県において一都九県から百五部隊及び関係機関が参加した緊急消防援助隊関東ブロック合同訓

練を開催し、受援体制の一層の充実を図った。このように、広域的な消防防災体制が強化されたことにより、十六年七月の福島県集中豪雨を始めとして、二十三年三月の東日本大震災など、多くの大規模災害において群馬県隊が緊急消防援助隊として県外へ出動し救助活動等を実施した。

(三) 消防団の状況

消防団は地域の消防防災の中核として、常備消防とともに車の両輪となつて重要な役割を果たしているが、少子高齢化や就業構造等、社会環境の変化により団員数が年々、減少を続けており、その活性化が重要な課題となっている。

こうした中で、平成十五年三月に「自治体消防発足五十五周年記念フエスティバル」、十八年十一月に「全国女性消防団員活性化群馬大会」を開催するなど、消防団の活性化対策事業を実施し、消防団員の確保に努めた。

(四) 防火対象物

消防法は、一定の防火対象物の所有者、管理者又は占有者に対して、消防用設備等の設置及び維持を義務付けている。防火安全体制上の一定の基準に適合しているものについて、その情報を一般に公表する制度として「表示マーク」(いわゆる「マル適マーク」)を交付してきた。平成十三年九月に四十四人の死者が発生した東京・新宿歌舞伎町の雑居ビル火災を契機として、十五年九月に消防法が改正され、新た

に防火対象物定期点検制度が導入され、消防法令に適合している一定規模以上の特定防火対象物に「防火優良認定証」又は「防火基準点検済証」を表示できることとなり、これまで実施されていた「表示マーク」制度は、廃止されることとなり、対象となつていた旅館、ホテル等については、三年間をかけて新制度に移行することとなった。

二 消防施設整備の動向

消防の施設・装備の面では、都市化の進展等に対応して、消防ポンプ自動車等の基礎的消防力の整備が行われる一方、危険物火災、中高層建築物火災に対処するため、はしご車、化学車、救助工作車等に加え、緊急消防援助隊活動等により必要となる支援車の整備が進み、多様で広域的な消防力の充実が図られた。

(平成二十四年三月末現在の消防力の状況)

消防本部	十一本部
消防署、出張所	八十二署、出張所
消防職員	二千四百七十七名
消防団・消防団員	三十五消防団 一万九百十八名
消防ポンプ自動車	六百十九台(常備分 百二十五台)

はしご車・化学車 二十二台(常備)・十五台(常備)
 救助工作車 十七台(常備)

電源・照明車 五台(常備)

小型動力ポンプ 三百三十六台(常備分 十三台)

救急自動車 百六台(常備)

支援車(I、II、III型) 四台

回転翼航空機 一機(群馬県)

科については総時間数を九百時間から八百時間に短縮し、
 救急科についてはI課程とII課程を統合するなど
 大幅な変更を行った。

平成十八年度からは、隔年で実施してきた消防職員の初
 級幹部科と中級幹部科に上級幹部科を新たに加えて実施
 した。

三 消防学校の教育訓練

平成十五年十一月に消防庁告示「消防学校の教育訓練の

基準」が全部改正されたことを受け、十六年度からは、初任

消防学校の年度別教育訓練の状況

年度	初任科		警防科		予防科		救急科		救助科		幹部科		特別教育		普通科		専科		幹部		特別		関係 団体 人員
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数											
平成一四	一	一七	二	二六	三	四二	二	二六	一	三〇	一	二五	二	七	一〇	五八	一	三八	二	二六	四	五〇	二〇八
平成一五	一	一七	二	二六	三	四二	二	二七	一	三〇	一	二五	三	七	一〇	五八	一	三八	二	二六	〇	七五	七五
平成一六	一	一七	一	二四	三	四二	一	二七	一	三〇	一	二二	二	四	一〇	五四	一	二六	一	二七	一	六九	五七
平成一七	一	一六	一	二三	三	三九	一	二〇	一	二九	一	一九	三	七	一一	二二	一	二五	一	一九	一	六〇	五九
平成一八	一	一六	一	二二	三	三三	一	一〇	一	二九	一	一九	二	七	一一	二二	一	二二	一	二二	一	五七	四八
平成一九	一	一七	一	二二	三	三五	一	一〇	一	二八	一	一九	三	〇	一一	二〇	一	二二	一	二二	一	五七	四八
平成二〇	一	一七	一	二二	三	三五	一	一〇	一	二八	一	一九	二	七	一一	二〇	一	二二	一	二二	一	五七	四八

平成二二	一	一六六	八九	一	三二四	三三七	一七五	六二	一	三〇	一	三二七	三	一〇四	一九七	一一	三八	五七
平成二一	一	一六四	七七	一	三二五	三三七	一七五	七四	一	二九	一	九二二	二	四九	二二	一一三	八九二	四五六
平成二〇	一	一六四	九一	一	三二六	三三三	一七五	七五	一	二九	一	九二二	三	一〇	二二	一一	二九〇	三五九

第二項 保安の確保

一 危険物の規制

消防法では、火災危険性が高い物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその貯蔵・取扱い及び運搬についての規制を行っている。危険物施設に対する許可等については、すでにその事務を市町村に移管しており、平成十二年四月一日より機関委任事務から自治事務となった。

危険物施設の推移は、減少傾向にあり、平成十四年三月末現在の施設数は、一万二千四百四十八施設となっている。危険物施設における事故の発生状況は、平成十四年から二十二年の間で、年間十件を下回る水準で推移してきたが、二十三年は十五件となった。この間において十五年に一件一人の死亡事故が発生した。

二 高圧ガスの保安

平成二十三年三月に発生した東日本大震災では、コンビ

ナート火災の発生、津波浸水区域における高圧ガス容器の流出、大規模な停電、ガスや熱供給の停止等が発生した。

このような状況の中でLPガスは、被災していない家庭等では地震の当日から通常どおりに使用でき、避難所における炊き出し用の燃料として、あるいは仮設住宅の炊事用の燃料として、被災後短期間で有効に利用できることが認識された。このことから、LPガスの災害時の安定供給を目指し、国から設備購入費用の補助を受け、一定の役割・義務を負う充てん所として中核充填所が全国に設置され、本県では十カ所の充てん所が指定され、施設が整備された。

また、避難所となる学校、公民館、病院などの公共施設には災害対応型LPガスバルク供給施設等の導入が広がった。

LPガスの販売事業者は許可制から登録制となったが、太陽光発電の普及に伴うオール電化住宅への移行、都市ガスエリアの拡大に加え後継者不足等により、平成十四年に六百六十七あった事業者が二十五年には五百五十七に減少し

た。

地方分権を推進するため、平成二十四年度に地方分権一括法により県内十二市に、また群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により榛東村・吉岡町に対して、液化石油ガス法、ガス事業法に係る立入検査実施権限を移譲した。

三 火薬類取締指導

火薬類については、公共事業の減少や重機の発達による土木工事での消費の減少に併せ、東日本大震災による花火大会の自粛、花火輸入の増加により、県内では火薬庫の廃止や火薬類販売事業の廃止が増加した。

火薬類に係る事故については、平成十四年と二十年に県内で開催された花火大会において複数の負傷者を出す事故が発生した。立入検査や関係者へ保安意識向上の徹底を図ることにより、二十一年から二十三年の間は群馬県内では事故は発生していない。

火薬類取締法では、煙火製造設備の技術上の基準や煙火の製造業者の保安教育に関する項目が改正されたほか、不発弾及び実包等の廃火薬類の海洋投棄が禁止され、陸上において不発弾及び実包等を安全に処理するための技術基準が追加された。

武器等製造法関連では、法令に大きな動きはなかったが、銃所持の規制の厳しさや高齢化により、猟銃所持者は年々減少している。

四 電気関係安全指導

電気工事士法に基づき試験機関が行う電気工事士試験の合格者から申請のあった電気工事士免状(第一種、第二種)の交付事務を平成二十年七月から群馬県電気工事工業組合に委託し、県内十二地区で交付事務を行うこととした。

地方分権を推進するため平成二十四年度に地方分権一括法により県内十二市に、また群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により榛東村・吉岡町に対して、電気用品安全法に係る立入検査実施権限を移譲した。

五 群馬県保安大会の開催

群馬県保安大会運営協議会との共催により、県内の保安関係者が一堂に会し、その社会的使命を再認識するとともに、広く保安に対する県民意識の高揚を図るため、群馬県保安大会を平成元年以来毎年開催しており、第二十回目の節目となる二十年には、記念大会を開催した。

第三項 防災航空隊の活動

群馬県防災航空隊は、平成九年五月二十日の防災ヘリコプター「はるな」の就航以来、県内で発生した災害・山岳等の救急救助や林野火災における早期消火など、機動力を活かした活動を行っている。

特に、平成十六年十月に発生した新潟中越地震や平成二十三年三月に発生した東日本大震災において、緊急消防援助隊として現地に派遣され、多く被災者を救助するなど、災害応急対策に携わった。

運航件数等の推移

年度	緊急運航件数							総運航件数	
	火災防御	搜索救助	救急	災害応急	広域応援	総件数	総運航件数	総飛行時間	
平成 一四	七	三七	四六	六	九	一〇五	三二五	三三〇	
一五	八	五〇	七一	一	二〇	一五〇	三六三	三八二	
一六	三	四四	五一	六	一一	一一五	三三五	三三六	
一七	四	四四	六四	一	一六	一二九	三五五	三三四	
一八	八	四三	五五	一	一四	一一一	三六六	三六八	
一九	〇	四五	五五	二	七	一〇九	三四六	三二七	
二〇	四	三一	六六	一	二	一〇四	三四九	三二二	
二一	九	四七	四二	二	九	一〇九	三四七	三一八	
二二	四	五八	四四	一	三	一四一	三六二	三四一	
二三	一	五二	五五	〇	一	一二九	三六二	三三〇	

※総運航件数、総飛行時間には訓練や行政利用を含む。

第十三章 総務事務センター

第一節 組織等の変遷

第二項 総務事務センター

総務事務集中化を推進するため、平成十七年四月、総務局に総務事務センターを新設、組織は四グループ体制とし、管理グループ(新設)、福利厚生グループ(人事課福利厚生グループを移管)、給与・旅費グループ(出納局会計課給与グループを移管)、文書グループ(学事文書課文書企画グループを移管)とした。

平成二十年四月、係制を導入した。

平成二十二年四月、職員の健康管理を支援するため、健康管理係を設置して、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の所長等は、次のとおりである。

職名		在職期間		氏名			
総務事務センター 所長	管理係 (三名)	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	茂木 一義	総務事務センター 次長	福利厚生係 (八名)	自平成一九・四・一 至平成二二・三・三一	佐々木俊美
	健康管理係 (四名)				給与・旅費係 (七名)		
	文書係 (二名)				給与・旅費の支給事務、旅費の運用、歳計外現金の管理		
					文書管理、公印管理、文書センター業務		
					職員健康管理		
					職員住宅、共済組合		
					職員福利厚生、職員住宅、共済組合		
					総務事務システムの運用、管理		

医	監	至	阿部 勝延
〃	〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	根岸 良夫
〃	〃	自平成二二・四・一 至平成二二・四・一	渡辺 隆男
〃	〃	自平成二二・四・一 至平成二二・四・一	古田 雄一
〃	〃	自平成二二・四・一 至平成二二・四・一	阿部 勝延

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 総務事務集中化

一 総務事務システムの開発

総務事務集中化組織の設置に向け、これまで、いくつかの所属に担当が分かれていた総務事務を集中化するためのシステム構築を検討することとなった。

平成十六年四月から総務課行政改革・行政評価室行革・評価グループに一名が配置され、同月二十八日に九課十九名からなる第一回総務事務検討会議を開催し、システム導入についての検討が行われた。

平成十六年八月十日、総務課行政改革・行政評価室に五名からなる総務事務集中化グループを設置。同年十月二十二日に総務事務システム入札公告。同年十一月一日、行政改革・行政評価室を行政改革・評価監察室に組織変更。同年十二月二十一日に受託業者を決定、契約を締結した。平成十七年十月三日に総務事務システムの仮稼働(平日八時～十八時稼働)を開始した。

平成十八年一月四日から文書管理、人事、給与機能も加わり、二十四時間三百六十五日の本稼働を開始した。

二 総務事務システムの運用管理

総務事務システムを運用開始するに当たり、これまでの代理入力から発生源入力となることから、平成十七年度に全職員を対象とした操作研修を実施した。(計二百九十一回、受講者数延べ八千六百二十人)

また、操作方法や手続きに不慣れた職員に対応できるよう、平成十七年九月に総務事務センター内にコールセンターを設けた。さらに、コールセンターへの問合せ内容を蓄積し、Web上で対応できるよう職員向けの「よくある質問」を構築した。

コールセンター業務は、人材派遣職員で対応していたが、派遣期間満了に伴い、平成二十年九月から嘱託職員として

雇用した。

平成二十一年二月十九日には、第二期総務事務システム運用保守等業務委託契約を締結した。第二期では総務事務集中化の効果を持続することを目的とし、サーバなどの機器を入れ替えて総務事務システムを使用することとした。総務事務システムを運用していく中で、法律改正等により次のシステム改修を行った。

改修年度	改修内容
平成一七年度	ポータル、庶務
平成一八年度	ポータル、庶務、文書、Vista及びIE7対応
平成一九年度	組織改正(局↓部)、年末調整、旅費 予算管理、文書廃棄等
平成二〇年度	休暇制度、時間外手当、健康診断、 共済貸付等
平成二一年度	勤務時間短縮、労働基準法、新人 事評価制度等
平成二二年度	扶養控除、午前午後休暇等
平成二三年度	子ども手当制度改正(平成二四年 四月より制度運用開始) ※現児童手 当

第二項 職員の福利厚生・健康管理

一 福利厚生事業の推進

職員の福利厚生事業については、県、共済組合、互助会の三者で相互に協調しながら実施しているところである。

共済組合では、職員の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的に、短期(医療)給付、長期(年金)給付を実施するほか、職員が家族とともにリフレッシュできるよう、元氣回復事業として歩け歩け大会や観劇事業などを企画した。

互助会は、職員間の互助の精神に基づく慶弔給付を中心に運営してきた。

一方で、職員の福利厚生については、平成十八年に総務省が示した行政改革指針において、住民の理解を得られるものになるよう、点検・見直しを図ることとされ、職員のニーズも見極めながら、共済会館を二十二年一月で廃止し、職員住宅・独身寮についても、高崎及び渋川(二十年度)、小相木(二十一年度)の各職員住宅を、館林及び天川大島(十九年度)の独身寮を廃止した。

また、互助会に対する県の補助金も平成十九年度をもつて廃止した。

二 健康管理の推進

職員の健康管理については、職員が身体等の安全を確保しつつ労働できるよう、県、共済組合で協働しながら各種事業を実施している。健康診断、がん検診や健康教室等の事業を拡充するほか、生活習慣病予防対策の強化として平成二十年度から、四十歳以上の職員を対象に特定健診を実施し、共済組合の直営で特定保健指導を開始した。

一方、行政需要の多様化や複雑化による職場環境の変化は、職員の心の健康にも影響を与え、ストレスを抱える職員が増加していることから、メンタルヘルス対策の充実強化を図っている。

体制では、平成十七年度には専任の衛生管理医(産業医)を配置、あわせて精神科専門医の相談も開始し相談体制を拡充している。

平成二十年度には保健師を二名から三名体制とし、メンタルヘルス対策を重点に取組を行っている。

また、対策では一次予防として、自らのストレス状態を客観的に把握し、ストレス状態に応じたアドバイスを行う心身の健康チェックを五歳刻みの職員を対象に平成十八年度から二十二年度で実施。

平成十八年度に「群馬県職員の職場復帰支援の手引き」及び「長時間の時間外勤務職員に対する健康管理実施要

領」を、二十三年度に「群馬県職員の心の健康づくり計画」を策定しメンタルヘルス対策の一次予防から三次予防を実施している。

第三項 恩給・退職年金の支給

昭和三十七年十二月一日より前に退職した職員とその遺族の退職後の生活を支える制度として、知事裁定の恩給法準用者及び県の退職年金及び退職一時金に関する条例に該当する者に対し支給を行った(現在の年金制度は、昭和三十七年十二月一日施行の地方公務員等共済組合による制度であり、施行前に退職した者が恩給の対象となる)。

第四項 給与・旅費の支給

一 給与支給事務

給与支給事務は、その合理化適正化を図るため、昭和四十八年七月から、委託方式により電算処理を行っていた。平成四年四月にはさらなる機能の充実を図り、十三年十月からは、手書き帳票による入力に替えて、所属担当者がシステムに入力する給与データ入力システムを導入した。

平成十八年一月の総務事務システム稼働に伴い、各種手

当の申請は職員本人による入力となり、総務事務センターで認定事務を統一に行うことにより事務の効率化を図った。

二 旅費支給事務

本庁分の旅費計算事務は、昭和四十九年十一月から委託による電算処理を実施してきたが、システム老朽化への対応や機能の拡大のため、平成六年度から新システムに移行した(出先機関は、端末機による計算システム)。

平成十二年度から、新財務会計システムの中に旅費システムが取り込まれ、本庁と出先機関が同じシステムになり、旅行命令簿、請求書及び支出回議書の一連の事務処理が可能となった。

平成十八年四月、総務事務システムの旅費機能開始に伴い、旅費請求は職員本人による入力となり、総務事務センターで審査・支給事務を集中化して行うこととなった。

第五項 文書事務

一 文書の受領・発送

県庁での文書の受領発送は、総務事務センターで行い、地域機関等では文書主務所が行っている。

行政事務の多様化・複雑化が進む中で、平成十七年度から総務事務システムが稼働し、文書管理機能における電子決裁機能が強化され、県庁・地域機関等内で往復する文書の電子施行が進み、ペーパーレス化が図られた。

平成二十一年度には、「個人情報記録された文書の受領、配布及び発送に係る要綱」を制定し、個人情報が記録された文書の取扱いについて定めた。また、二十二年度には、発送方法の見直しを行い、郵便事業(株)の「レターパック」、宅配事業者による「メール便」、「特定信書便」及び「宅配便」を導入し、発送経費の削減に取り組んだ。

文書受領・発送の状況

年度	受領		発送			
	件数	一か月平均件数	取扱件数	集中発送件数	一か月平均件数	送料料金(円)
平成 一七	三三三九、二〇〇	二八、二六七	八四七、五七〇	四一、五一〇	三四、二九三	四六、六五八、二五六
	一八 三二四、八四一	二七、〇七一	七二七、九〇六	四一〇、三七一	三四、一九八	四七、八四九、五三五
	一九 三三五、九八六	二七、九九九	七一九、二七一	四三五、四二九	三六、二八六	四九、〇七五、二一六
	二〇 三二八、五七一	二七、三八一	六九二、九三二	四二八、〇六八	三五、六七三	四八、〇一五、六八七
	二一 三三三、四五一	二七、七八八	六七五、三三〇	四二七、八四二	三五、六五四	四八、七八七、五九〇
	二二 三二五、八四四	二七、一五四	六〇三、四〇〇	三八〇、七八一	三一、七三二	四〇、六五六、五二〇
	二三 三三五、九四〇	二七、九九五	五八二、五七九	三八九、八四六	三二、四八八	四一、〇六〇、三七八

二 文書管理

文書の整理・保管及び保存については、年度ごとに文書ファイル基準表を作成し、それに基づき管理した。

保存文書目録は、起案等を総務事務システムに登録することによって作成、管理され、文書整理用の引継等予定簿冊一覽、保存期間満了簿冊一覽などもシステムにより作成された。

文書の廃棄は、保存期間が満了した文書のうち、保存延長の必要のないものを廃棄した。文書の状況は次表のとおりである。

県庁地下二階の文庫の収容能力は、七万二千三百冊(一冊の厚さ八センチとした場合)であり、平成二十三年度末現在で文書収容率は、約七六%となっている。

文書の状況（全庁）

年度	発生数	廃棄数	文書整理後の 文書数	内訳	
				長期文書	その他の文書
平成 一七	五五、〇一二	六二、〇九四	四六八、四七六	二二七、三七四	二四一、一〇二
一八	五四、六九八	四七、一三八	四一三、六三四	一七一、四七七	二四二、一五七
一九	四九、九五五	五三、七二〇	四一四、五九三	一七八、〇三九	二三六、五五四
二〇	四五、五三五	五一、三九五	四一一、八九四	一八三、四四二	二二八、四五二
二一	四二、九二五	五一、九八一	四〇五、九五四	一八八、五三七	二一七、四一七
二二	三九、三四八	四八、六七一	三九八、九〇三	一九一、八九五	二〇七、〇〇八
二三	三八、四四三	四九、七二三	三八三、八四一	一九四、四〇二	一八九、四三九